

令和3年度 民生委員児童委員の選任にかかる 実態と意向に関する調査報告書



はじめに

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっています。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられていますが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析しています。

令和元年一斉改選の結果をふりかえると、退任した約半数の民生委員児童委員が75歳未満であり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。さらに、令和4年一斉改選では、75歳を超える現任委員は全体の23.7%に上ることが見込まれ、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することを予見しています。

本調査は、以上のような背景から、委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的に実施しました。結果、全体の回答率が98.4%を数え、本調査に対する関心の高さが伺えます。

本連盟としては、これらの調査結果を全道の民児協の声と捉え、速報として北海道に提出をいたしました。この調査結果を参考に、「民生委員・児童委員選任要領」や「民生委員審査専門分科会審査方針」の改正に向け、北海道と協議を積み重ね、それらの一部改正に至ることができました。

そのような意味で、道内の民児協関係者のご協力をおもちゃして、本調査は過去に例がない多大な成果をあげることができたと認識しており、本連盟といたしましては、本調査で明らかになった事項を社会に広げ、必要に応じて行政をはじめとする関係機関との情報共有や意見具申に活用していく所存です。

多くの民児協では、令和4年一斉改選に向けて、さまざまな準備を進めていることと存じますが、本報告書が、それらの取り組みの一助としてご活用いただければ幸いです。

おわりに、本調査の集計分析をご担当いただいた一般社団法人ウェルビーデザインの篠原辰二理事長をはじめ、ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。

令和4年3月

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟

会長 佐川 徹

本報告書の構成について

本報告書は、①単位民児協（中核市除く）、②函館市の単位民児協、③旭川市の単位民児協、④市連合民児協の調査結果を、4つの区分で構成しています。中核市である函館市と旭川市においては、民生委員法第29条に規定される大都市特例の適用を受けており、民生委員児童委員の選任要領ならびに審査方針が、北海道のそれと異なっています。このことに伴い、一部調査項目が異なる部分をそれぞれ分けて報告書を作成していますのでご承知おきください。

目次

令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書

調査実施要領	5
1. 単位民児協（中核市除く）調査結果	7
調査概要	9
調査結果（単純集計）	10
調査結果（クロス集計）	19
調査結果（改選準備時期）	30
退任意向の委員に対する留任の働きかけ等	31
委員候補者探しの工夫等	36
新任民生委員児童委員の年齢制限についての意見	41
再任民生委員児童委員の年齢制限についての意見	49
新任主任児童委員の年齢制限についての意見	57
再任主任児童委員の年齢制限についての意見	65
民生委員の居住要件についての意見	72
再任民生委員の民生委員協議会出席率についての意見	80
民生委員の活動時間要件（週14時間）についての意見	88
居住地に関する緩和・経過措置についての意見	96
なり手不足の課題や道民児連の取り組み等に対する意見	102
調査票	111
2. 函館市の単位民児協調査結果	121
調査概要	123
調査結果（単純集計）	124
早期退任者の留任に関する取り組み	124
委員候補者の発掘	126
民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について	
年齢制限について	128
一般要件について	133
調査票	137
3. 旭川市の単位民児協調査結果	145
調査概要	147
調査結果（単純集計）	148
早期退任者の留任に関する取り組み	148
委員候補者の発掘	150
民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について	153

年齢制限について	153
一般要件について	160
調査票	167

4. 市連合民児協調査結果	177
調査概要	179
調査結果（単純集計）	180
早期退任者の留任に関する取り組み	180
委員候補者の発掘	181
調査票	185

令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査実施要領

北海道民生委員児童委員連盟

1. 調査の目的

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっている。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられているが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析している。令和元年一斉改選の結果をみると、約半数の民生委員児童委員が75歳未満で退任している実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになった。さらに、令和4年4月1日時点で、75歳を超える委員は2,288人(全体の23.7%)に上ることが見込まれ、次期一斉改選においては、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが予見される。

以上のような背景から、本調査は委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への意見具申も視野に入れる。

2. 調査対象

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1)道内法定単位民生委員児童委員協議会 | 420か所（市276か所、町村144か所） |
| (2)市連合民生委員児童委員協議会 | 27か所 |

3. 調査時期等

- | | |
|---------|----------------|
| (1)調査期間 | 令和3年6月1日～7月31日 |
| (2)調査時点 | 令和3年4月1日 |

4. 調査方法

- | | |
|-----------|---|
| (1)調査票の配布 | 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼する。 |
| (2)調査票の回収 | 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。 |

5. 調査項目

- | | |
|------------------------|--|
| (1)法定単位民児協 | |
| ①早期退任者の留任に関する取り組み | |
| ②委員候補者の発掘に関する取り組み | |
| ③民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見 | |

(2)市連合民児協

- ①早期退任者の留任に関する取り組み
- ②委員候補者の発掘

6. 追跡調査

上記による調査の結果、必要に応じて、調査対象民児協を個別に訪問しヒアリングするなどのケーススタディ（事例研究）を行う。

7. 報 告

本調査結果について、報告書等を作成し、その成果物を配布および公表する。

8. 先行調査との相関性

令和2年度に実施した市町村民児協等基本調査（以下、「基本調査」）では、委員の構成、民児協運営、研修および人材育成、活動や関係機関との連携等、多岐にわたるさまざまな実態が明らかとなった。本調査は、基本調査で明らかになった事項との相関性に関しても、分析を進めることとする。

9. その他

本調査の実施にあたって先行調査との相関性を担保することから、基本調査の委託事業者であった一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託する。

令和3年度
民生委員児童委員の選任にかかる実態と
意向に関する調査報告書

【単位民児協分（中核市除く）】

1. 調査概要

(1)目的

委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究する。

(2)調査対象

法定単位民生委員児童委員協議会（政令指定都市、中核市除く） 356民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和3年4月1日
- 調査機関 令和3年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し、上記調査対象民児協から本連盟が委託する事業者
に直接調査票を送付してもらう。

(5)回収率

	対 象	回答数	回収率
市	212	209	98.5%
町村	144	140	97.2%
合計	356	349	98.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって選考調査との相関性を担保することから、令和2年度市町村民児協基本調査の委託事業者であった、一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

(1) 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	5	2.4%	4	2.9%	9	2.6%
イ. 令和3年7～9月頃	15	7.2%	5	3.6%	20	5.7%
ウ. 令和3年10～12月頃	66	31.6%	33	23.6%	99	28.4%
エ. 令和4年1～3月頃	75	35.9%	56	40.0%	131	37.5%
オ. 令和4年4月以降	48	23.0%	42	30.0%	90	25.8%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

※ 市・町村では相違が少ない。

(2) 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	148	70.8%	2	1.4%	150	43.0%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	9	4.3%	0	0.0%	9	2.6%
ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）	13	6.2%	63	45.0%	76	21.8%
エ. 行政職員（一般職員）	16	7.7%	67	47.9%	83	23.8%
オ. 市町村長	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
カ. その他	22	10.5%	8	5.7%	30	8.6%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

➡ 市では、民児協（アおよびイ）が担う割合が75.1%であるのに対し、町村では、行政職員（ウおよびエ）が担う割合が88.4%に上り市と町村では確認する者に大きな違いがある。

カ. その他の主な記載内容（30）

- 単位民児協の会長、副会長、役員／地区協議会の正副会長／方面会長／事務局（行政職員、協議会）／行政職員（課長と一般職員）／民生委員推薦会／自治会・町内会の会長（自治会連合会を含む）／本人より自治会に退任の意向を伝える／委員本人からの退任意向による／していないので分からない

(3) 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 特に留任の働きかけをしていない	25	12.0%	9	6.4%	34	9.7%
イ. 民児協会長等役員（連合協会長等も含む）	146	69.9%	17	12.1%	163	46.7%
ウ. 行政職員以外の民児協事務局	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	10	4.8%	80	57.1%	90	25.8%
オ. 行政職員（一般職員）	12	5.7%	29	20.7%	41	11.7%
カ. 市町村長	1	0.5%	1	0.7%	2	0.6%
キ. その他	14	6.7%	4	2.9%	18	5.2%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

➔ 市では、民児協（イおよびウ）が担う割合が70.4%であるのに対し、町村では、行政職員（エおよびオ）が担う割合が77.8%に上り市と町村では確認する者に大きな違いがある。

キ. その他の主な記載内容（18）

- 単位民児協の会長・役員／地区協の正副会長・役員／方面内での働きかけ／町内会長・自治連合会／事務局（行政職員、協議会）／行政職員（管理職員・一般職員）／民生委員推薦会

II 委員候補者の発掘

(4) 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	14	6.7%	3	2.1%	17	4.9%
イ. 令和3年7～9月頃	9	4.3%	3	2.1%	12	3.4%
ウ. 令和3年10～12月頃	57	27.3%	17	12.1%	74	21.2%
エ. 令和4年1～3月頃	61	29.2%	50	35.7%	111	31.8%
オ. 令和4年4月以降	65	31.1%	67	47.9%	132	37.8%
無回答	3	1.4%	0	0.0%	3	0.9%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

※ 市・町村では相違が少ない。

(5) 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合協会長も含む）	77	36.8%	4	2.9%	81	23.2%
イ. 民児協事務局	21	10.0%	62	44.3%	83	23.8%
ウ. 行政	64	30.6%	71	50.7%	135	38.7%
エ. その他	47	22.5%	3	2.1%	50	14.3%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

エ. その他の主な記載内容（50）

- ・単位民児協 会長、副会長／各自治会・町内会(連合町会含む)の会長等の役員／事務局／行政／現任委員／退任する本人(委員当事者)／民生委員推薦会
- ➔ 市では、民児協会長等役員(ア)が担う割合が最も多く36.8%、次いで行政(ウ)が30.6%であるのに対し、町村では、行政職員(ウ)が担う割合が最も多く50.7%を占め、次いで民児協事務局(イ)が44.3%と続いている。
- ➔ ほとんどの町村では事務局を行政が担っていることから、町村では9割以上の民児協で民生委員以外が候補者探しを中心的に担っていることがわかる。

(6) 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.自治会・町内会(推薦準備会で実施する場合も含む)	189	90.4%	74	52.9%	263	75.4%
イ.社会福祉協議会	13	6.2%	12	8.6%	25	7.2%
ウ.社会福祉施設・相談支援事業所	2	1.0%	4	2.9%	6	1.7%
エ.福祉・ボランティア・NPO関係団体	6	2.9%	3	2.1%	9	2.6%
オ.教育関係機関	13	6.2%	7	5.0%	20	5.7%
カ.PTA関係者	25	12.0%	0	0.0%	25	7.2%
キ.民間企業・事業者	7	3.3%	0	0.0%	7	2.0%
ク.地域サークル	17	8.1%	1	0.7%	18	5.2%
ケ.行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	12	5.7%	59	42.1%	71	20.3%
コ.現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	58	27.8%	31	22.1%	89	25.5%
サ.その他	19	9.1%	10	7.1%	29	8.3%

N=349

サ. その他の主な記載内容 (29)

- ・現任委員の推薦／現任委員が候補者を見つけ町内会長へ推薦／前任者／退任の際は後任者を探すよう依頼している／地区民児協の会長／自治会長等と相談して探し、自治会等が推薦する／行政事務局において直接依頼／行政が候補者を探し、自治会等へ連絡し推薦してもらう／民生委員推薦会／町議会議員、民生委員、関係行政機関の職員、学識経験のある者／主任児童委員は行政で候補者を選考
- ➔ 市では90.4%の民児協で自治会・町内会(ア)に依頼しており、町村(52.9%)に比べるとその差は大きい。
- ➔ 市ではPTA関係者(カ)に依頼している民児協が12.0%、地域サークル(ク)に依頼している民児協は8.1%であったのに対し、町村ではPTA関係者は皆無、地域サークルも0.7%であり、市と町村の違いが大きい。
- ※ 参考：R2年度基本調査(問10.委員の推薦方法)

- ・行政が探す 市 4.9% 町村48.5%
- ・自治会推薦 市65.8% 町村40.9%
- ・委員が探す 市29.3% 町村10.6%

(7) 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	110	52.6%	5	3.6%	115	33.0%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	6	2.9%	0	0.0%	6	1.7%
ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）	24	11.5%	92	65.7%	116	33.2%
エ. 行政職員（一般職員）	26	12.4%	32	22.9%	58	16.6%
オ. 市町村長	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
カ. その他	42	20.1%	11	7.9%	53	15.2%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

カ. その他の主な記載内容（53）

- ・自治会・町会長／単位民児協会長／行政職員／現委員／民児協事務局／民生委員推薦会

➔ 市では、民児協（アおよびイ）が担う割合が55.5%であるのに対し、町村では、行政職員（ウおよびエ）が担う割合が88.6%に上り市と町村では依頼（打診）する者に大きな違いがある。

(8) 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 独自の説明資料がある	25	12.0%	19	13.6%	44	12.6%
イ. 独自の説明資料はない	173	82.8%	119	85.0%	292	83.7%
ウ. その他	11	5.3%	2	1.4%	13	3.7%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

ウ. その他の主な記載内容（13）

- ・社協が用意してくれる資料／市役所福祉課で作成した資料／あなたも民生委員・児童委員になってみませんか？パンフ／道民児連の資料／民児連で作成したパンフレット／市販のパンフレット／委員活動の基本的な事を説明／自地区の状況等の説明／就任依頼はしていません。

➔ 市・町村ともに、説明資料がない民児協が8割を超え、全道では83.7%であった。

(9) 道民児連で作成・無償提供を予定する説明資料の活用【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 活用したい	188	90.0%	133	95.0%	321	92.0%
イ. 特に必要ない	20	9.6%	6	4.3%	26	7.4%
ウ. その他	1	0.5%	1	0.7%	2	0.6%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

ウ. その他の記載内容（2）

- ・行政へ提供したい／パンフレットを見ないと判断できない

➔ 市・町村ともに、説明資料を活用したいと答えた民児協が9割を超え、全道では92.0%であった。

III 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

(10) 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 現状のまま（基準を設けない）でよい	127	60.8%	130	92.9%	257	73.6%
イ. 69歳未満にするべき	19	9.1%	1	0.7%	20	5.7%
ウ. 72歳未満にするべき	7	3.3%	1	0.7%	8	2.3%
エ. 75歳未満にするべき	42	20.1%	5	3.6%	47	13.5%
オ. 78歳未満にするべき	10	4.8%	0	0.0%	10	2.9%
カ. その他	3	1.4%	3	2.1%	6	1.7%
無回答	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

カ. その他の記載内容（6）

- 制限不要／年齢制限なし
- ➔ 市・町村ともに、現状のままでよい（ア）と答えた民児協が多く、市では60.8%、町村では92.9%であり、市よりも町村のほうが多かった。
- ➔ 市では75歳未満にするべき（オ）と答えた民児協が20.1%であり、町村の3.6%と比べ差が大きい。

(11) 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	68	32.5%	68	48.6%	136	39.0%
イ. 69歳未満にするべき	3	1.4%	0	0.0%	3	0.9%
ウ. 72歳未満にするべき	3	1.4%	0	0.0%	3	0.9%
エ. 現状のまま（75歳未満）でよい	110	52.6%	67	47.9%	177	50.7%
オ. 78歳未満にするべき	22	10.5%	3	2.1%	25	7.2%
カ. その他	2	1.0%	2	1.4%	4	1.1%
無回答	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

カ. その他の記載内容（4）

- 80歳未満／年齢制限なし
- ➔ 市・町村ともに、現状のままでよい（エ）と答えた民児協が多く、市では52.6%、町村では47.9%であり、全道では50.7%であった。
- ➔ 年齢制限を撤廃するべき（ア）と答えた民児協は、市では32.5%、町村では48.6%、全道では39.0%であり、市よりも町村のほうが割合は高かった。
- ➔ 市・町村の差はあまりみられなかったが、78歳未満にするべき（オ）と答えた民児協は市では10.5%、町村は2.1%であり、市のほうが多かった。

(12) 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	56	26.8%	68	48.6%	124	35.5%
イ. 原則50歳未満にするべき	7	3.3%	0	0.0%	7	2.0%
ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい	72	34.4%	48	34.3%	120	34.4%
エ. 原則65歳未満にするべき	57	27.3%	14	10.0%	71	20.3%
オ. 原則75歳未満にするべき	15	7.2%	7	5.0%	22	6.3%
カ. その他	1	0.5%	3	2.1%	4	1.1%
無回答	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

カ. その他の記載内容（4）

- 原則60歳未満にすべき

- ➔ 市では現状のままでよい（ウ）と答えた民児協が34.4%と最も多く、町村では年齢制限を撤廃するべき（ア）と答えた民児協が最も多く48.6%であった。
- ➔ 市では現状のままでよい（ウ）34.4%、原則65歳未満にするべき（エ）27.3%、年齢制限を撤廃するべき（ア）26.8%と回答がわかれた。

(13) 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	61	29.2%	68	48.6%	129	37.0%
イ. 原則50歳未満にするべき	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい	53	25.4%	37	26.4%	90	25.8%
エ. 原則65歳未満にするべき	61	29.2%	13	9.3%	74	21.2%
オ. 原則75歳未満にするべき	30	14.4%	18	12.9%	48	13.8%
カ. その他	2	1.0%	3	2.1%	5	1.4%
無回答	1	0.5%	1	0.7%	2	0.6%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

カ. その他の記載内容（5）

- 60歳

- ➔ 市では年齢制限を撤廃するべき（ア）と原則65歳未満にするべき（エ）と答えた割合が29.2%と同数であり、次いで現状のままでよい（ウ）と答えた民児協が25.4%と回答がわかれた。
- ➔ 町村では年齢制限を撤廃するべき（ア）と答えた民児協が最も多く48.6%、次いで現状のままでよい（ウ）と答えたのは26.4%だった。

2 一般要件について

(14) 居住年数【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 居住年数要件は撤廃すべき	84	40.2%	30	21.4%	114	32.7%
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	86	41.1%	94	67.1%	180	51.6%
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	15	7.2%	5	3.6%	20	5.7%
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	15	7.2%	2	1.4%	17	4.9%
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	5	2.4%	7	5.0%	12	3.4%
キ. その他	2	1.0%	2	1.4%	4	1.1%
無回答	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

キ. その他の記載内容（4）

- ・居住年数より地域への熱意関心度合／地区ではなく同一市町村内に5年以上／特になし
- ➡ 市・町村ともに、最も多くの回答があったのは現状のままでよい（イ）であり、市では41.1%、町村では67.1%だった。
- ➡ 居住年数要件は撤廃すべき（ア）と答えたのが市では40.2%であり、町村に比べ高かった。

(15) 定例会出席率【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 出席率要件は撤廃すべき	36	17.2%	54	38.6%	90	25.8%
イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい	153	73.2%	71	50.7%	224	64.2%
ウ. 出席率要件は50%以上にするべき	15	7.2%	10	7.1%	25	7.2%
エ. 出席率要件は40%以上にするべき	0	0.0%	2	1.4%	2	0.6%
オ. 出席率要件は30%以上にするべき	1	0.5%	2	1.4%	3	0.9%
カ. その他	4	1.9%	1	0.7%	5	1.4%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

カ. その他の記載内容（5）

- ・特になし
- ➡ 市・町村ともに、最も多くの回答があったのは現状のままでよい（イ）であり、市では73.2%、町村では50.7%と市のほうが割合が高かった。
- ➡ 町村では出席率要件は撤廃すべき（ア）と答えた民児協が38.6%であり、市の17.2%

%と比べても差が大きい。

※ 参考：R 2 年度基本調査（問 7. 就業者人数）

- ・就業者割合 市41.0% 町村57.1%
- ・就業者割合の中央値（民生委員） 市40.4% 町村61.3%
- ・就業者割合の中央値（主任児童委員） 市50.0% 町村75.0%

(16) 時間的余裕【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 活動時間の要件は撤廃すべき	118	56.5%	70	50.0%	188	53.9%
イ. 現状のまま(14時間以上)でよい	61	29.2%	46	32.9%	107	30.7%
ウ. 概ね週7時間以上(1日あたり1時間)に変更するべき	20	9.6%	15	10.7%	35	10.0%
エ. 概ね週4時間以上(1日あたり30分程度)に変更するべき	9	4.3%	8	5.7%	17	4.9%
オ. その他	1	0.5%	1	0.7%	2	0.6%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

オ. その他の記載内容 (2)

- ・特になし

※ 市・町村では相違が少ない。

3 居住地に関する緩和・経過措置について

(17) 転居後の居住要件【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. この要件は撤廃すべき	62	29.7%	30	21.4%	92	26.4%
イ. 現状のまま(1年前まで居住)でよい	140	67.0%	105	75.0%	245	70.2%
ウ. この要件を2年前までの居住に変更するべき	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
エ. この要件を3年前までの居住に変更するべき	2	1.0%	3	2.1%	5	1.4%
オ. その他	4	1.9%	2	1.4%	6	1.7%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

オ. その他の記載内容 (6)

- ・地区とはどこまでを言うのか、○○町なのか、○○町○○丁目までなのか、○○町ぐらいの大きな割り方が必要／地区事情に沿って対応してはどうか／転居した場合は留任は無理という考えの人が多く／設問の意図がよくわからない／特になし

※ 市・町村では相違が少ない。

(18) 経過措置の期限【単一回答】

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア. 限度年数は撤廃すべき	44	21.1%	39	27.9%	83	23.8%
イ. 現状のまま(3年を限度)でよい	150	71.8%	95	67.9%	245	70.2%
ウ. 限度年数を6年(2期)に変更すべき	5	2.4%	3	2.1%	8	2.3%
エ. その他	10	4.8%	3	2.1%	13	3.7%
合計N=349	209	100.0%	140	100.0%	349	100.0%

エ. その他の主な記載内容 (13)

- 該当地区協に任せる／4年を限度／転居した時点で退任して欲しい／わからない／特になし

※ 市・町村では相違が少ない。

3. 調査結果（クロス集計）

集計方法

①R 2年度基本調査：問9. 年齢階層別人数とのクロス集計

次期改選において年齢的な制約がありそうな70歳を基準とし、70歳以上割合が市・町村それぞれの平均よりも高いか否かでクロス集計を行う。

※ 70歳以上割合の平均値 市44.8% 町村33.8%

②R 2年度基本調査：問6. 委員の充足率とのクロス集計

R 2年4月1日現在の充足状況を基準とし、充足率が市・町村それぞれの平均よりも高いか否かでクロス集計を行う。

※ 充足率の平均値 市98.8% 町村96.6%

③R 2年度基本調査：問6. 欠員の有無とのクロス集計

R 2年4月1日現在の充足状況を基準とし、充足率が市・町村それぞれの欠員の有無をクロス集計を行う。

I 早期退任者の留任に関する取り組み

(1) 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 令和3年6月以前	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	イ. 令和3年7～9月頃	1	50.0%	0	0.0%	1	12.5%
	ウ. 令和3年10～12月頃	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%
	エ. 令和4年1～3月頃	1	50.0%	5	83.3%	6	75.0%
	オ. 令和4年4月以降	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	2	100.0%	6	100.0%	8	100.0%
平均未満	ア. 令和3年6月以前	1	2.0%	3	6.4%	4	4.1%
	イ. 令和3年7～9月頃	8	15.7%	2	4.3%	10	10.2%
	ウ. 令和3年10～12月頃	15	29.4%	14	29.8%	29	29.6%
	エ. 令和4年1～3月頃	21	41.2%	14	29.8%	35	35.7%
	オ. 令和4年4月以降	6	11.8%	14	29.8%	20	20.4%
	合計	51	100.0%	47	100.0%	98	100.0%
合計	ア. 令和3年6月以前	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	イ. 令和3年7～9月頃	9	17.0%	2	3.8%	11	10.4%
	ウ. 令和3年10～12月頃	15	28.3%	15	28.3%	30	28.3%
	エ. 令和4年1～3月頃	22	41.5%	19	35.8%	41	38.7%
	オ. 令和4年4月以降	6	11.3%	14	26.4%	20	18.9%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
②委員の充足率とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 令和3年6月以前	1	3.2%	2	5.9%	3	4.6%
	イ. 令和3年7～9月頃	6	19.4%	2	5.9%	8	12.3%
	ウ. 令和3年10～12月頃	9	29.0%	11	32.4%	20	30.8%
	エ. 令和4年1～3月頃	13	41.9%	10	29.4%	23	35.4%
	オ. 令和4年4月以降	2	6.5%	9	26.5%	11	16.9%

	合計	31	100.0%	34	100.0%	65	100.0%
平均未満	ア. 令和3年6月以前	0	0.0%	1	5.3%	1	2.4%
	イ. 令和3年7～9月頃	3	13.6%	0	0.0%	3	7.3%
	ウ. 令和3年10～12月頃	6	27.3%	4	21.1%	10	24.4%
	エ. 令和4年1～3月頃	9	40.9%	9	47.4%	18	43.9%
	オ. 令和4年4月以降	4	18.2%	5	26.3%	9	22.0%
	合計	22	100.0%	19	100.0%	41	100.0%
合計	ア. 令和3年6月以前	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	イ. 令和3年7～9月頃	9	17.0%	2	3.8%	11	10.4%
	ウ. 令和3年10～12月頃	15	28.3%	15	28.3%	30	28.3%
	エ. 令和4年1～3月頃	22	41.5%	19	35.8%	41	38.7%
	オ. 令和4年4月以降	6	11.3%	14	26.4%	20	18.9%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
③欠員の有無とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
欠員なし	ア. 令和3年6月以前	1	3.4%	2	6.1%	3	4.8%
	イ. 令和3年7～9月頃	5	17.2%	2	6.1%	7	11.3%
	ウ. 令和3年10～12月頃	9	31.0%	11	33.3%	20	32.3%
	エ. 令和4年1～3月頃	12	41.4%	10	30.3%	22	35.5%
	オ. 令和4年4月以降	2	6.9%	8	24.2%	10	16.1%
	合計	29	100.0%	33	100.0%	62	100.0%
欠員あり	ア. 令和3年6月以前	0	0.0%	1	5.0%	1	2.3%
	イ. 令和3年7～9月頃	4	16.7%	0	0.0%	4	9.1%
	ウ. 令和3年10～12月頃	6	25.0%	4	20.0%	10	22.7%
	エ. 令和4年1～3月頃	10	41.7%	9	45.0%	19	43.2%
	オ. 令和4年4月以降	4	16.7%	6	30.0%	10	22.7%
	合計	24	100.0%	20	100.0%	44	100.0%
合計	ア. 令和3年6月以前	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	イ. 令和3年7～9月頃	9	17.0%	2	3.8%	11	10.4%
	ウ. 令和3年10～12月頃	15	28.3%	15	28.3%	30	28.3%
	エ. 令和4年1～3月頃	22	41.5%	19	35.8%	41	38.7%
	オ. 令和4年4月以降	6	11.3%	14	26.4%	20	18.9%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%

- ➔ 70歳以上割合が平均未満のほうが早めに意向確認を行う予定である。(平均以上のア・イ・ウの合計25.0%に対し、平均未満のア・イ・ウの合計は43.9%)
- ➔ 充足率が平均より高いほうが早めに意向確認を行う予定である。(平均以上のア・イ・ウの合計47.7%に対し、平均未満のア・イ・ウの合計は34.1%)
- ➔ 欠員がないほうが早めに意向確認を行う予定である。(欠員なしのア・イ・ウの合計47.9%に対し、欠員ありのア・イ・ウの合計は34.1%)

(2) 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	2	100.0%	3	50.0%	5	62.5%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	0	0.0%	2	33.3%	2	25.0%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	2	100.0%	6	100.0%	8	100.0%
平均未満	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	41	80.4%	30	63.8%	71	72.4%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	1	2.0%	3	6.4%	4	4.1%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	3.9%	3	6.4%	5	5.1%
	エ. 行政職員(一般職員)	1	2.0%	2	4.3%	3	3.1%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	6	11.8%	9	19.1%	15	15.3%
	合計	51	100.0%	47	100.0%	98	100.0%
合計	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	43	81.1%	33	62.3%	76	71.7%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	3.8%	5	9.4%	7	6.6%
	エ. 行政職員(一般職員)	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	6	11.3%	9	17.0%	15	14.2%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
②委員の充足率とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	25	80.6%	23	67.6%	48	73.8%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	1	3.2%	0	0.0%	1	1.5%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	6.5%	3	8.8%	5	7.7%
	エ. 行政職員(一般職員)	1	3.2%	0	0.0%	1	1.5%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	2	6.5%	8	23.5%	10	15.4%
	合計	31	100.0%	34	100.0%	65	100.0%
平均未満	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	18	81.8%	10	52.6%	28	68.3%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	3	15.8%	3	7.3%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	0	0.0%	2	10.5%	2	4.9%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	3	15.8%	3	7.3%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

	カ. その他	4	18.2%	1	5.3%	5	12.2%
	合計	22	100.0%	19	100.0%	41	100.0%
合計	ア. 民児協会会長等役員(連 合会長も含む)	43	81.1%	33	62.3%	76	71.7%
	イ. 行政職員以外の民児 協事務局	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	ウ. 行政職員(部課長等 の管理職員)	2	3.8%	5	9.4%	7	6.6%
	エ. 行政職員(一般職員)	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	6	11.3%	9	17.0%	15	14.2%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
③欠員の有無とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
欠員なし	ア. 民児協会会長等役員(連 合会長も含む)	23	79.3%	22	66.7%	45	72.6%
	イ. 行政職員以外の民児 協事務局	1	3.4%	0	0.0%	1	1.6%
	ウ. 行政職員(部課長等 の管理職員)	2	6.9%	3	9.1%	5	8.1%
	エ. 行政職員(一般職員)	1	3.4%	0	0.0%	1	1.6%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	2	6.9%	8	24.2%	10	16.1%
	合計	29	100.0%	33	100.0%	62	100.0%
欠員あり	ア. 民児協会会長等役員(連 合会長も含む)	20	83.3%	11	55.0%	31	70.5%
	イ. 行政職員以外の民児 協事務局	0	0.0%	3	15.0%	3	6.8%
	ウ. 行政職員(部課長等 の管理職員)	0	0.0%	2	10.0%	2	4.5%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	3	15.0%	3	6.8%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	4	16.7%	1	5.0%	5	11.4%
	合計	24	100.0%	20	100.0%	44	100.0%
合計	ア. 民児協会会長等役員(連 合会長も含む)	43	81.1%	33	62.3%	76	71.7%
	イ. 行政職員以外の民児 協事務局	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	ウ. 行政職員(部課長等 の管理職員)	2	3.8%	5	9.4%	7	6.6%
	エ. 行政職員(一般職員)	1	1.9%	3	5.7%	4	3.8%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	6	11.3%	9	17.0%	15	14.2%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%

※ 目立った特徴はない。

(3) 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 特に留任の働きかけをしていない	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	2	100.0%	4	66.7%	6	75.0%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%
	オ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	キ. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	2	100.0%	6	100.0%	8	100.0%
平均未満	ア. 特に留任の働きかけをしていない	10	19.6%	6	12.8%	16	16.3%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	35	68.6%	33	70.2%	68	69.4%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	3.9%	2	4.3%	4	4.1%
	オ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	1	2.1%	1	1.0%
	カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	キ. その他	4	7.8%	5	10.6%	9	9.2%
	合計	51	100.0%	47	100.0%	98	100.0%
合計	ア. 特に留任の働きかけをしていない	10	18.9%	7	13.2%	17	16.0%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	37	69.8%	37	69.8%	74	69.8%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	3.8%	3	5.7%	5	4.7%
	オ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	1	1.9%	1	0.9%
	カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	キ. その他	4	7.5%	5	9.4%	9	8.5%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
②委員の充足率とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 特に留任の働きかけをしていない	6	19.4%	4	11.8%	10	15.4%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	21	67.7%	23	67.6%	44	67.7%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	6.5%	2	5.9%	4	6.2%
	オ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	キ. その他	2	6.5%	5	14.7%	7	10.8%
	合計	31	100.0%	34	100.0%	65	100.0%

平均未満	ア. 特に留任の働きかけをしていない	4	18.2%	3	15.8%	7	17.1%
	イ. 民児協会会長等役員(連合会長等も含む)	16	72.7%	14	73.7%	30	73.2%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	0	0.0%	1	5.3%	1	2.4%
	オ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	1	5.3%	1	2.4%
	カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	キ. その他	2	9.1%	0	0.0%	2	4.9%
	合計	22	100.0%	19	100.0%	41	100.0%
合計	ア. 特に留任の働きかけをしていない	10	18.9%	7	13.2%	17	16.0%
	イ. 民児協会会長等役員(連合会長等も含む)	37	69.8%	37	69.8%	74	69.8%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	3.8%	3	5.7%	5	4.7%
	オ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	1	1.9%	1	0.9%
	カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	キ. その他	4	7.5%	5	9.4%	9	8.5%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
③欠員の有無とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
欠員なし	ア. 特に留任の働きかけをしていない	5	17.2%	4	12.1%	9	14.5%
	イ. 民児協会会長等役員(連合会長等も含む)	20	69.0%	22	66.7%	42	67.7%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	6.9%	2	6.1%	4	6.5%
	オ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	キ. その他	2	6.9%	5	15.2%	7	11.3%
	合計	29	100.0%	33	100.0%	62	100.0%
欠員あり	ア. 特に留任の働きかけをしていない	5	20.8%	3	15.0%	8	18.2%
	イ. 民児協会会長等役員(連合会長等も含む)	17	70.8%	15	75.0%	32	72.7%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	0	0.0%	1	5.0%	1	2.3%
	オ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	1	5.0%	1	2.3%
	カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	キ. その他	2	8.3%	0	0.0%	2	4.5%
	合計	24	100.0%	20	100.0%	44	100.0%
合計	ア. 特に留任の働きかけをしていない	10	18.9%	7	13.2%	17	16.0%
	イ. 民児協会会長等役員(連合会長等も含む)	37	69.8%	37	69.8%	74	69.8%

ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	2	3.8%	3	5.7%	5	4.7%
オ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	1	1.9%	1	0.9%
カ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
キ. その他	4	7.5%	5	9.4%	9	8.5%
合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%

※ 目立った特徴はない。

(4) 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 令和3年6月以前	1	50.0%	0	0.0%	1	12.5%
	イ. 令和3年7～9月頃	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ウ. 令和3年10～12月頃	0	0.0%	2	33.3%	2	25.0%
	エ. 令和4年1～3月頃	1	50.0%	1	16.7%	2	25.0%
	オ. 令和4年4月以降	0	0.0%	2	33.3%	2	25.0%
	無回答	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%
	合計	2	100.0%	6	100.0%	8	100.0%
平均未満	ア. 令和3年6月以前	7	13.7%	4	8.5%	11	11.2%
	イ. 令和3年7～9月頃	5	9.8%	2	4.3%	7	7.1%
	ウ. 令和3年10～12月頃	14	27.5%	12	25.5%	26	26.5%
	エ. 令和4年1～3月頃	19	37.3%	10	21.3%	29	29.6%
	オ. 令和4年4月以降	6	11.8%	19	40.4%	25	25.5%
	合計	51	100.0%	47	100.0%	98	100.0%
合計	ア. 令和3年6月以前	8	15.1%	4	7.5%	12	11.3%
	イ. 令和3年7～9月頃	5	9.4%	2	3.8%	7	6.6%
	ウ. 令和3年10～12月頃	14	26.4%	14	26.4%	28	26.4%
	エ. 令和4年1～3月頃	20	37.7%	11	20.8%	31	29.2%
	オ. 令和4年4月以降	6	11.3%	21	39.6%	27	25.5%
	無回答	0	0.0%	1	1.9%	1	0.9%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
②委員の充足率とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 令和3年6月以前	7	22.6%	2	5.9%	9	13.8%
	イ. 令和3年7～9月頃	3	9.7%	2	5.9%	5	7.7%
	ウ. 令和3年10～12月頃	6	19.4%	11	32.4%	17	26.2%
	エ. 令和4年1～3月頃	12	38.7%	8	23.5%	20	30.8%
	オ. 令和4年4月以降	3	9.7%	11	32.4%	14	21.5%
	合計	31	100.0%	34	100.0%	65	100.0%
平均未満	ア. 令和3年6月以前	1	4.5%	2	10.5%	3	7.3%
	イ. 令和3年7～9月頃	2	9.1%	0	0.0%	2	4.9%
	ウ. 令和3年10～12月頃	8	36.4%	3	15.8%	11	26.8%
	エ. 令和4年1～3月頃	8	36.4%	3	15.8%	11	26.8%
	オ. 令和4年4月以降	3	13.6%	10	52.6%	13	31.7%
	無回答	0	0.0%	1	5.3%	1	2.4%
合計	22	100.0%	19	100.0%	41	100.0%	
合計	ア. 令和3年6月以前	8	15.1%	4	7.5%	12	11.3%
	イ. 令和3年7～9月頃	5	9.4%	2	3.8%	7	6.6%
	ウ. 令和3年10～12月頃	14	26.4%	14	26.4%	28	26.4%
	エ. 令和4年1～3月頃	20	37.7%	11	20.8%	31	29.2%
	オ. 令和4年4月以降	6	11.3%	21	39.6%	27	25.5%

		無回答	0	0.0%	1	1.9%	1	0.9%
		合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
③欠員の有無とのクロス集計		市		町村		合計		
		個数	割合	個数	割合	個数	割合	
欠員なし	ア. 令和3年6月以前	7	24.1%	2	6.1%	9	14.5%	
	イ. 令和3年7～9月頃	2	6.9%	2	6.1%	4	6.5%	
	ウ. 令和3年10～12月頃	6	20.7%	11	33.3%	17	27.4%	
	エ. 令和4年1～3月頃	12	41.4%	7	21.2%	19	30.6%	
	オ. 令和4年4月以降	2	6.9%	11	33.3%	13	21.0%	
	合計	29	100.0%	33	100.0%	62	100.0%	
欠員あり	ア. 令和3年6月以前	1	4.2%	2	10.0%	3	6.8%	
	イ. 令和3年7～9月頃	3	12.5%	0	0.0%	3	6.8%	
	ウ. 令和3年10～12月頃	8	33.3%	3	15.0%	11	25.0%	
	エ. 令和4年1～3月頃	8	33.3%	4	20.0%	12	27.3%	
	オ. 令和4年4月以降	4	16.7%	10	50.0%	14	31.8%	
	無回答	0	0.0%	1	5.0%	1	2.3%	
	合計	24	100.0%	20	100.0%	44	100.0%	
合計	ア. 令和3年6月以前	8	15.1%	4	7.5%	12	11.3%	
	イ. 令和3年7～9月頃	5	9.4%	2	3.8%	7	6.6%	
	ウ. 令和3年10～12月頃	14	26.4%	14	26.4%	28	26.4%	
	エ. 令和4年1～3月頃	20	37.7%	11	20.8%	31	29.2%	
	オ. 令和4年4月以降	6	11.3%	21	39.6%	27	25.5%	
	無回答	0	0.0%	1	1.9%	1	0.9%	
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%	

- ➔ 70歳以上割合が平均未満のほうが早めに候補者探しを行う予定である。(平均以上のア・イ・ウの合計37.5%に対し、平均未満のア・イ・ウの合計は44.8%)
- ➔ 充足率が平均より高いほうが早めに候補者探しを行う予定である。(平均以上のア・イ・ウの合計47.7%に対し、平均未満のア・イ・ウの合計は39.0%)
- ➔ 欠員がないほうが早めに候補者探しを行う予定である。(欠員なしのア・イ・ウの合計48.4%に対し、欠員ありのア・イ・ウの合計は38.6%)

(5) 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	1	50.0%	0	0.0%	1	12.5%
	イ. 民児協事務局	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%
	ウ. 行政	0	0.0%	3	50.0%	3	37.5%
	エ. その他	1	50.0%	2	33.3%	3	37.5%
	合計	2	100.0%	6	100.0%	8	100.0%
平均未満	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	38	74.5%	13	27.7%	51	52.0%
	イ. 民児協事務局	3	5.9%	10	21.3%	13	13.3%
	ウ. 行政	2	3.9%	11	23.4%	13	13.3%
	エ. その他	8	15.7%	13	27.7%	21	21.4%
	合計	51	100.0%	47	100.0%	98	100.0%
合計	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	39	73.6%	13	24.5%	52	49.1%
	イ. 民児協事務局	3	5.7%	11	20.8%	14	13.2%
	ウ. 行政	2	3.8%	14	26.4%	16	15.1%
	エ. その他	9	17.0%	15	28.3%	24	22.6%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%

②委員の充足率とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	23	74.2%	10	29.4%	33	50.8%
	イ. 民児協事務局	2	6.5%	4	11.8%	6	9.2%
	ウ. 行政	1	3.2%	9	26.5%	10	15.4%
	エ. その他	5	16.1%	11	32.4%	16	24.6%
	合計	31	100.0%	34	100.0%	65	100.0%
平均未満	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	16	72.7%	3	15.8%	19	46.3%
	イ. 民児協事務局	1	4.5%	7	36.8%	8	19.5%
	ウ. 行政	1	4.5%	5	26.3%	6	14.6%
	エ. その他	4	18.2%	4	21.1%	8	19.5%
	合計	22	100.0%	19	100.0%	41	100.0%
合計	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	39	73.6%	13	24.5%	52	49.1%
	イ. 民児協事務局	3	5.7%	11	20.8%	14	13.2%
	ウ. 行政	2	3.8%	14	26.4%	16	15.1%
	エ. その他	9	17.0%	15	28.3%	24	22.6%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
③欠員の有無とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
欠員なし	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	22	75.9%	9	27.3%	31	50.0%
	イ. 民児協事務局	2	6.9%	4	12.1%	6	9.7%
	ウ. 行政	1	3.4%	9	27.3%	10	16.1%
	エ. その他	4	13.8%	11	33.3%	15	24.2%
	合計	29	100.0%	33	100.0%	62	100.0%
欠員あり	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	17	70.8%	4	20.0%	21	47.7%
	イ. 民児協事務局	1	4.2%	7	35.0%	8	18.2%
	ウ. 行政	1	4.2%	5	25.0%	6	13.6%
	エ. その他	5	20.8%	4	20.0%	9	20.5%
	合計	24	100.0%	20	100.0%	44	100.0%
合計	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	39	73.6%	13	24.5%	52	49.1%
	イ. 民児協事務局	3	5.7%	11	20.8%	14	13.2%
	ウ. 行政	2	3.8%	14	26.4%	16	15.1%
	エ. その他	9	17.0%	15	28.3%	24	22.6%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%

- ➔ 70歳以上割合が平均未満のほうが、民児協役員が中心となって推薦依頼を行っている。(平均以上のア12.5%に対し、平均未満のアは52.0%)
- ➔ 充足率が平均より低いほうが、民児協事務局が中心となって推薦依頼を行っている民児協が若干多い。(平均以上のイ9.2%に対し、平均未満のイは19.5%)

(6) 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	2	100.0%	2	33.3%	4	50.0%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	0	0.0%	1	16.7%	1	12.5%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	2	33.3%	2	25.0%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	2	100.0%	6	100.0%	8	100.0%
平均未満	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	42	82.4%	23	48.9%	65	66.3%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	3	6.4%	3	3.1%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	3	5.9%	6	12.8%	9	9.2%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	3	6.4%	3	3.1%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	6	11.8%	12	25.5%	18	18.4%
	合計	51	100.0%	47	100.0%	98	100.0%
合計	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	44	83.0%	25	47.2%	69	65.1%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	4	7.5%	4	3.8%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	3	5.7%	7	13.2%	10	9.4%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	5	9.4%	5	4.7%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	6	11.3%	12	22.6%	18	17.0%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
②委員の充足率とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
平均以上	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	25	80.6%	18	52.9%	43	66.2%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	1	2.9%	1	1.5%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2	6.5%	5	14.7%	7	10.8%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	1	2.9%	1	1.5%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	4	12.9%	9	26.5%	13	20.0%
	合計	31	100.0%	34	100.0%	65	100.0%
平均未満	ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	19	86.4%	7	36.8%	26	63.4%
	イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	3	15.8%	3	7.3%
	ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	1	4.5%	2	10.5%	3	7.3%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	4	21.1%	4	9.8%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

	カ. その他	2	9.1%	3	15.8%	5	12.2%
	合計	22	100.0%	19	100.0%	41	100.0%
合計	ア. 民児協会長等役員(連 合会長も含む)	44	83.0%	25	47.2%	69	65.1%
	イ. 行政職員以外の民児 協事務局	0	0.0%	4	7.5%	4	3.8%
	ウ. 行政職員（部課長等 の管理職員）	3	5.7%	7	13.2%	10	9.4%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	5	9.4%	5	4.7%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	6	11.3%	12	22.6%	18	17.0%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%
③欠員の有無とのクロス集計		市		町村		合計	
		個数	割合	個数	割合	個数	割合
欠員なし	ア. 民児協会長等役員(連 合会長も含む)	24	82.8%	17	51.5%	41	66.1%
	イ. 行政職員以外の民児 協事務局	0	0.0%	1	3.0%	1	1.6%
	ウ. 行政職員（部課長等 の管理職員）	2	6.9%	5	15.2%	7	11.3%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	1	3.0%	1	1.6%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	3	10.3%	9	27.3%	12	19.4%
	合計	29	100.0%	33	100.0%	62	100.0%
欠員あり	ア. 民児協会長等役員(連 合会長も含む)	20	83.3%	8	40.0%	28	63.6%
	イ. 行政職員以外の民児 協事務局	0	0.0%	3	15.0%	3	6.8%
	ウ. 行政職員（部課長等 の管理職員）	1	4.2%	2	10.0%	3	6.8%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	4	20.0%	4	9.1%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	3	12.5%	3	15.0%	6	13.6%
	合計	24	100.0%	20	100.0%	44	100.0%
合計	ア. 民児協会長等役員(連 合会長も含む)	44	83.0%	25	47.2%	69	65.1%
	イ. 行政職員以外の民児 協事務局	0	0.0%	4	7.5%	4	3.8%
	ウ. 行政職員（部課長等 の管理職員）	3	5.7%	7	13.2%	10	9.4%
	エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	5	9.4%	5	4.7%
	オ. 市町村長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	カ. その他	6	11.3%	12	22.6%	18	17.0%
	合計	53	100.0%	53	100.0%	106	100.0%

※ 目立った特徴はない。

4. 調査結果（改選準備時期）

設問1「退任確認時期」と設問5「候補者探し時期」のクロス

I 横集計

		問5. 候補者探し時期						合計
		ア. R3年6月以前	イ. R3年7～9月頃	ウ. R3年10～12月頃	エ. R4年1～3月頃	オ. R4年4月以降	無回答	
問1. 退任確認時期	ア. R3年6月以前	88.9%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	イ. R3年7～9月頃	15.0%	40.0%	30.0%	0.0%	15.0%	0.0%	100.0%
	ウ. R3年10～12月頃	1.0%	1.0%	52.5%	38.4%	7.1%	0.0%	100.0%
	エ. R4年1～3月頃	2.3%	1.5%	9.9%	51.9%	33.6%	0.8%	100.0%
	オ. R4年4月以降	2.2%	1.1%	2.2%	5.6%	86.7%	2.2%	100.0%
合計		4.9%	3.4%	21.2%	31.8%	37.8%	0.9%	100.0%

II 縦集計

		問5. 候補者探し時期						合計
		ア. R3年6月以前	イ. R3年7～9月頃	ウ. R3年10～12月頃	エ. R4年1～3月頃	オ. R4年4月以降	無回答	
問1. 退任確認時期	ア. R3年6月以前	47.1%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
	イ. R3年7～9月頃	17.6%	66.7%	8.1%	0.0%	2.3%	0.0%	5.7%
	ウ. R3年10～12月頃	5.9%	8.3%	70.3%	34.2%	5.3%	0.0%	28.4%
	エ. R4年1～3月頃	17.6%	16.7%	17.6%	61.3%	33.3%	33.3%	37.5%
	オ. R4年4月以降	11.8%	8.3%	2.7%	4.5%	59.1%	66.7%	25.8%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

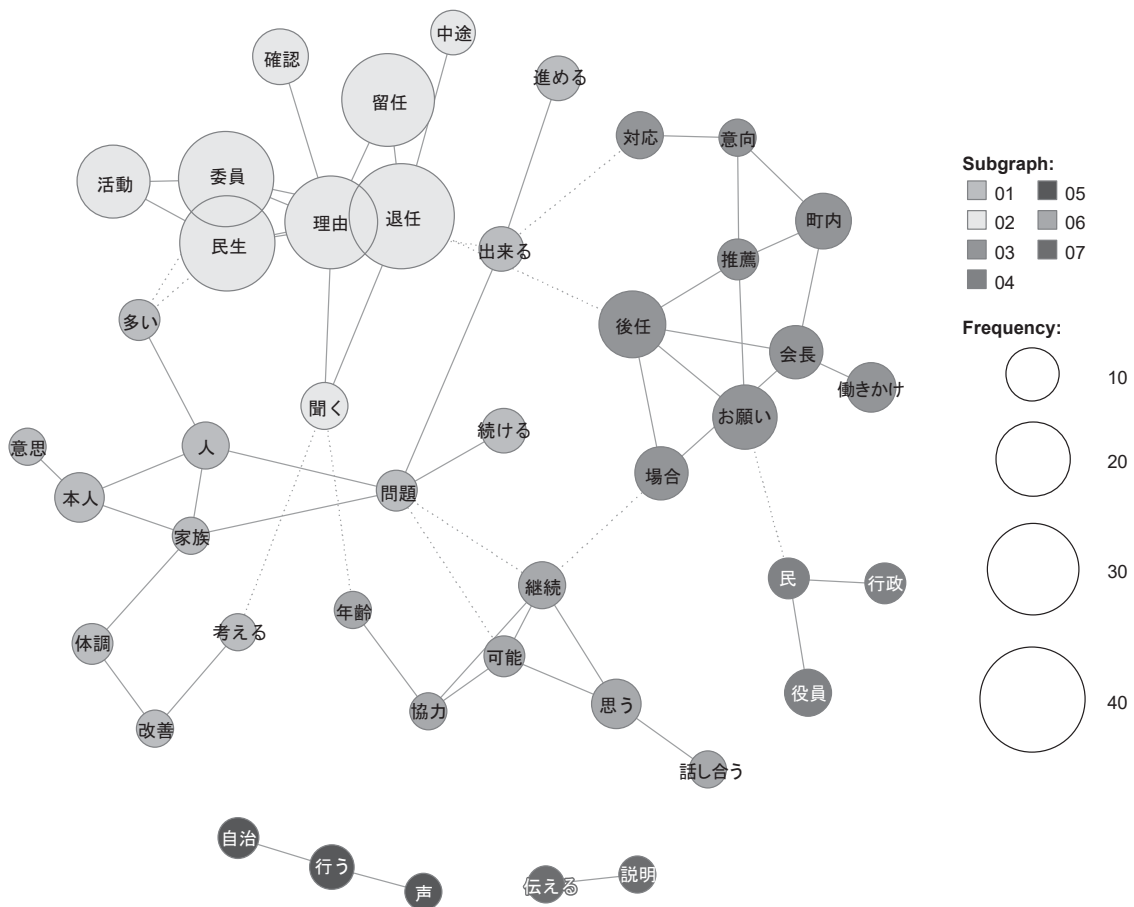
※ 選任確認と候補者探しの時期はおおむね同一時期である。

5. 退任意向の委員に対する留任の働きかけ等

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

記載量 349民児協中93民児協が回答に対する理由を記載 回答率26.6%

I KH Coderを用いたテキストマイニングによる共起ネットワーク分析



解説：退任意向の委員に対する留任の働きかけ等の工夫については、以下の7つのパターンがある。

- 01. 本人や家族の体調などの問題が背景にある場合には意思を確認し、継続を促す
- 02. 退任する理由を確認し留任の働きかけを行う
- 03. 退任者が発生する場合には後任について町内会長からの推薦（はたらきかけ）をもらう
- 04. 民生委員の就任にあたっては民児協、民児協役員、行政がはたらきかけをおこなう
- 05. 民生委員の就任にあたっては自治会が行う
- 06. 退任の意向のある委員が年齢制限に抵触しない場合には継続や協力について話し合う
- 07. 民生委員についての説明や民政委員の活動を伝える

II 回答一覧

- 中途退任は、ほとんどおりませんが、もし居たとしたら、よく話し合う事と思います。
- 健康が一番で後任者が見つかるまでお願いします。
- 地区内に民生委員のなり手不足を訴える。
- あくまでも任意だと思うので、特に中途はそれなりの理由もあり引き止める事はできない。
- 家族内の問題で、本人に継続意思がある場合はサポート体制で続けてもらい人探しもする。定年については、早くから知らせて人探しに時間をかけて探してる。今まで中途退任は、転居か死亡のみです。
- 本人と良く話しをする事にしています。
- 任期中に75歳以上を迎えても続けて貰っているが、75歳を過ぎた方は辞めてもらうようにしている。後任者は辞める方が発掘するが、町内会長にお願いする場合もある。
- 留任の働きかけはしていません。今までに途中退任者が発生していません。
- 後任がなかなか見つからない場合は、もう少し継続してもらっています。
- 途中退任の原因の把握と原因解決の為の対策の提示
- 本人の退任意思が強ければ、留任を一生懸命口説いても安易に留まらない。強いて言えば、一年間程度の延長をせいぜい重ねて、2、3年その間に後任候補を見つける努力をする。
- 定年前に退任の申し出事例はありません。
- 退任委員に対し地区内に後任者の推薦をお願いし、後任の情報などの働きかけなどお願いします。
- 今まであまりそのような場面にあたっていない。
- 地区民児協役員が退任意向の委員に対して、退任理由の確認と対応策を示す事ができる場合は、留任に向けて説得する。
- 退任理由により対応している。慰留に務める。業務を他の委員に分担している。
- 常に後任者探しは心掛けし、退任時期より遅くとも6ヶ月以前に相手に打診し、3か月前頃から具体的な話をする。
- 地区協内の交流を深め、意思疎通を図ることで、留任の説得に努める。
- 再考を強く促し、体調以外であれば会長他近隣委員との協力体制をとる。
- 今まで活動してきた中で、疑問点があればどのように改善するとやりやすいか、また不安要素があればサポートできることを提案してみる。
- 本人死亡や家族の健康上の理由以外は、大抵、小さなエゴで退任をほのめかす委員が多い。そんな時は（自分の地区で代わりの人見つけてください）と伝えるとなかなか見つからず辞めるに至ってはいない。
- 退任の理由によっては、その障害の解消に協力する。

退任理由の確認必須（かならずとも正直に言わないこともあり）…要推察／できる事での改善するとして留任を進める／退任理由は、ほとんどが体調関係の悪化が多く、たまには人事のことであり、いずれも対応に困り、対応が出来ないことが多い／各委員は普段から自身の後任者を1～2名考えておくことを進めたい。

- 退任理由をしっかりと聞き、留任できる方法はないか一緒に考える。
 体調の確認。家族の体調の確認
- 辞めたいと言う人は、責任感が強く、自分の仕事の限界を知っている人が多いと思う。
 責任感を高め、仕事とのバランスをどう取るかを話し合う。長いこと民生委員児童委員をやっていた人がもういいだろうと思う人には、次の候補者を出してもらおう。
- 体力的、日常の活動の様子から委員継続が可能と思われる場合に限られますが、後継者を探しながらもう少しやってみましょう。
- 民生委員としてのやりがいや、社会的貢献等の重要性等をお話する。
- 工夫とは言えないが、退任理由をよく聞いて、無理なく続けられる様にする方法を考え提案する…。
 健康状態や家族等に問題が無ければ積極的に留任をお願いする／現在の仕事と民協の活動が重なりやむを得ず退任する人はおります／出来るだけ仲良く活動された方からも積極的に留任を進めるようにしている／退任の理由を確認する／推薦町内会に慰留のお願い及び後任推薦の依頼
- 後任が決定するまで委員を継続してもらい、決定確認次第、書類の提出を行う。
- まず退任の理由の聞き取り、同年齢や年上の方が継続する等状況を詳細に説明する等で思いとどまってもらう事もあります。又、理由によっては活動の協力も可能とも伝える。
- 退任の理由等を聞き、地域が民生委員を必要としていることを説明し、後任者がいなければ留任するよう説得している。
- 特になし、留任声かけの主な理由後任者がいないこと。
- 自分の持ち味を生かして無理のない活動に努めてほしい。自由時間の有効活用を生かしてほしい。
- 民児協役員と自治会（自治連合会）と共同で行う。
- 普段の活動を通して、又は定例会等で重要性を確認しながら進めています。
- 行政等の連絡
- 民児協役員と行政職員で留任をお願いする。
 退任の理由（年齢以外）を詳しく聞く／理由の内、協力し合えることの話合い／後任者（人材）の就任が難しい事への理解を求める。推薦母体となる町会長への働きかけをお願いする。
- 退任の理由を聞き、年齢が理由であれば体力が続くのであれば続けてほしいと話す。
- 体調面等問題ない場合
- 75歳未満の一斉改選時、中途退任は健康面による以外は無かった（町会での輪番制を除く）
- 話をする（聞く）
- 町内会が、難しいが市外地区はスムーズです。
- 途中退任の場合は、担当地区の区長と相談の上、次期後任者等の選任を願う。
- バックアップ及びサポート
- 特にありませんが、委員の役割活動等を説明したり、委員活動を通しての喜び等を伝えていきます。

- 退任に関しては必ず単位民児協会長が相談に乗り、解決可能な問題であれば、市民児協役員等の関係者とも協力して解決に向けて取り組み、留任に努めている。(継続可能と思われる方のみ) 負担にならないよう配慮しながら留任するよう説得する。
- 特に工夫していることはありませんが、定例会や民生委員、児童委員合同研修や多く集る機会を利用しなるべく引き続き活動して欲しいとお願いしている。
- 退任の理由を調査し支援が可能な限り留任の方向へ進めている。
- 行政から該当自治会に働きかけてもらう。
- 健康上の理由ではない限り、特に1期目委員の現状の疑問点にひたすら傾聴に徹し、活動のイメージがつきやすいよう、ご本人の出来そうな内容について、身振り手振りを交えてお伝えしている。
- 担当地区の町内会推薦を受けていることから、町内会に相談する事と、町内会の意向等も考慮し再度留任の検討をお願いしている。中途退任の意向が強い委員には、任期終了まで留任を依頼し町内会に相談することを進めている。
- 本人が活動を続けるに当たり、ネックになっている事について話し合い、問題点を取り除くことにより、多少活動量が減るなどしても続けることができる様に歩み寄る。
- 活動する中で楽しく明るい委員同志の会話に気を配り定例会の参加率を良くしている。一人ひとりの発言の場を設けて、続けてい行きたい気持ちを育てているつもりです。
- 今期会長になったので改選に向けての行動、経験がありませんが、決意が固いか否かを本人に確め、認めるか、改善点があれば努力する旨伝え留任につなげていきたいと考えている。
- 日々、毎月の活動をしっかり激励したり、相談があれば真しに対応・援助し、すぐ訪問したり返事したりして、不安、不満なく活動できるよう、できる事をやっています。
- 退任理由等の確認など改善
- 健康年齢等を重視し、加えて活動意欲等も考慮し、必ずしも年齢等にこだわらないことも大切と考える。
- 中途退任の場合は仲間による説得。
- 特に工夫はしてないが、後一期の間に町内会長と一緒に後任者を見つけるので留任してもらえないかの働きかけを行います。
- これまでは特に工夫はされていなかったように思われますが、75歳を理由に退任の意向を示した委員に対して「もう少し頑張ってもらえないか」等の働きかけがあったように聞いています。(会長対応)「私も75歳以上なんだから一緒に頑張ろう」と言われたそうです。
- 事務局を中心に働きかけている。
- 別にありません。行政職員、協議会、役員、委員同士による働きかけ。
- 民児協事務局や地区役員と連携し話し合いを進める。
- 理由が委員が70歳前後の高齢であり健康上の理由が多く難しい。
- 民児協会長等役員による声かけを行う。
- 退任理由を確認し、支援体制を整える。
- 定例会の議題とし、各委員の意思を確認後も、各研修会に出席して頂き退任予定者の日頃の活動を称え、留任をお願いしている。

- 留任の声掛けは行うが、本人の意思を尊重し再度の依頼は行っていない。
- 特別ありませんが、留任してもらうための面接を行っております。
- 早い時期に再度の留任をお願いしています。
- 退任の理由を聞き、本人の体調、家族の介護などで退任は仕方ないと思うが、民生委員の仕事が大変だから…という理由なら改善策を話し合っ、もう一期頑張るとお願いする。

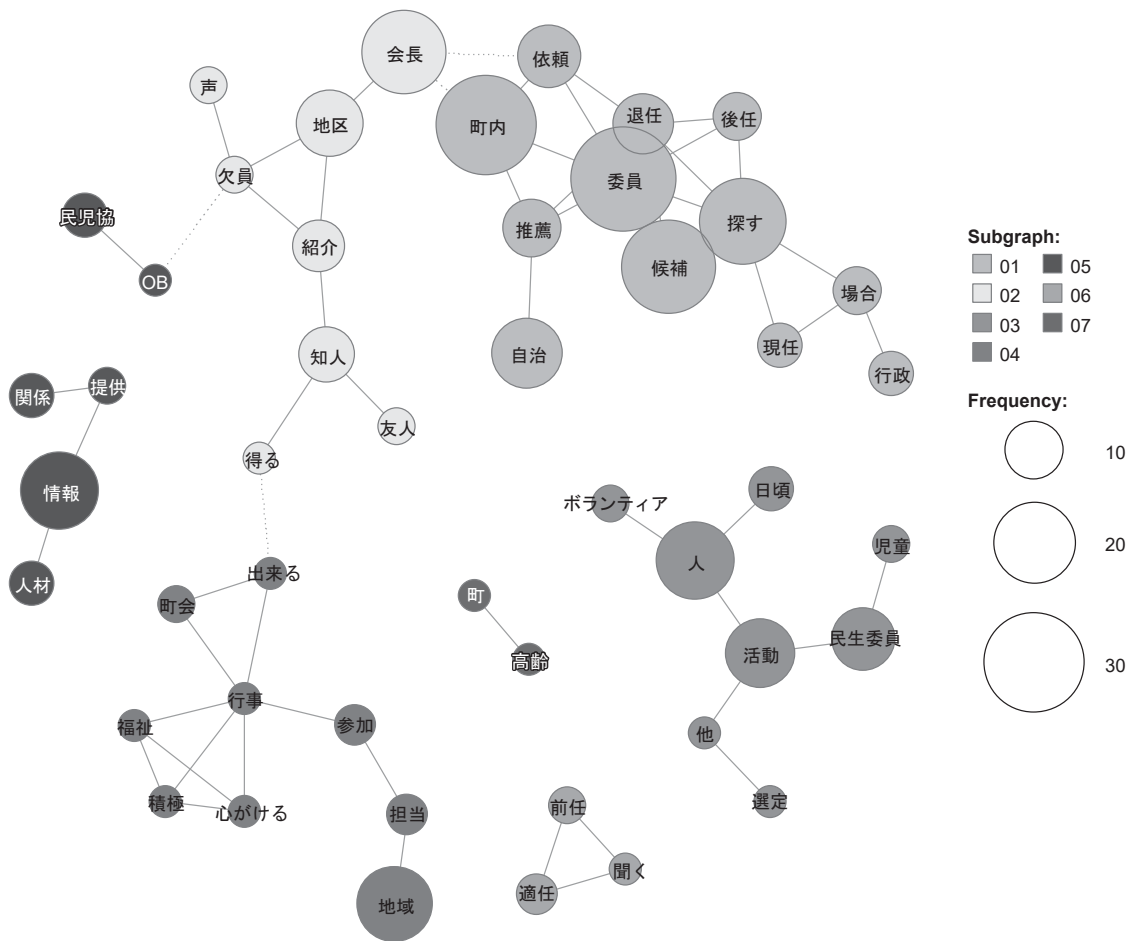
民児協会長、地区部会長から留任のお願いをしている／民生委員、児童委員の活動の大切さを話し合ったり、研修の中に含める／声掛けをしながら仲間意識を高める。など

- 役員や親しい仲間の委員から継続を進めること。
- 継続可能と思われる委員には地区民児協の問題として取り組んでいる。
- 退任理由を確認し、理由内容により留任するかどうかを決めている。事務局でフォローできることがあればフォローする旨を伝えている。
- 繰り返しお願いするしかない
- 担当職員や自治区長・自治会長で留任を働かせる。（後任がない場合に限る）
- 行政職員・民協会長と一体になった留任の働きかけ。（民協留任委員）
- 具体的にはありませんが「三顧の礼」に努めています。
- 特になし。なり手が不足していることを説明する。
- 退任したい理由を聞き取りし、行政（事務局）でもバックアップできる事があれば手伝うことを促し、留任してもらえよう努めている。
- 町内会での推薦を基本としている為、町内会での調整で留任退任の意向を含めた対応を取っている。
- 健康上の理由など、やむを得ない事情を除いては会長を中心とした協議会内において、委員相互が日常的に一期で辞任しないようにと声掛けを行っており、現任委員の遂行意識が高いため中途退任の事例はほとんど無い。
- 公区長（自治会の長）から留任の働きかけを行ってもらっている。
- 場合によって担当地区数を減らすなどで、担を軽減し留任の働きかけをする。
- 民生委員制度の再説明

6. 委員候補者探しの工夫等

設問11 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください
 記載量 349民児協中82民児協が回答に対する理由を記載 回答率23.5%

I KH Coderを用いたテキストマイニングによる共起ネットワーク分析



解説：候補者探しの工夫については、以下の7つのパターンがある。

- 01. 自治会・町内会、場合によっては退任委員や行政が候補者を探す
- 02. 会長が欠員のある地区の知人・友人などから紹介を受ける
- 03. 民生委員・児童委員からの推薦や、ボランティア活動を行っている人から選定する
- 04. 地域行事などに参加し、適任者を積極的に探す
- 05. 民児協OBや関係機関から人材についての情報を提供してもらう
- 06. 退任者に適任な後継人材を聞く
- 07. 高齢化が進み候補者探しが困難

II 自由記述回答一覧

- 全委員に聞いて皆で後任者を探すようにしている。
- 現任委員が候補者を探してくるようになっております。候補者が見つからない時は委員全員で探します。
- 市OB、教育関係OBからの情報提供を希望します。
- 日頃より人となりを見るようにしていますが、責任があるので、かなり難しい。
- 工夫しようが、何しようが、候補者がおりません。高齢者ばかりの町です。
- 定年時期を通知して、人探しを地区全体で考え、欠員を出さないことを考えてます。日頃、他の活動の中で、この人と思う人のチェックリストを作っている。人との関係を良くし、この人に頼まれたら断れない人間関係を作る努力をしている。これで何人も確保。
- 小樽は、世帯状況調査を実施している中で、日頃から地域の人とのコミュニケーションを取る事ができているので情報等のお願いをしています。
- 町内会行事に参加して交流を図り声かけをしていく。
- 改選期はそうだが、毎年年度始め各町会長に挨拶に出向き、地区内の行事にできるだけ出向いている。会長としてです。
- 福祉委員さんや地域サロン等に出席している情報も活用。
- 2～3名の候補者を選定し1年以上かけて複数回民生委員活動主旨等を説明し勧誘する。
- 候補者の名が上がったら、地区会長自ら当該家庭を訪問して説得するしかない。（その本人の性格等、家庭の雰囲気等も判断しながら）
- 現任者居住場所の知人の紹介を得る（本人や家族の周囲）
- 地区の協議会会議での候補者選び、地域担当者や役員会で条件に合う人を指名してもらい、説明に伺っている。
- 各委員の友人・知人にあたっている。
- 担当地区の町内会、知人の紹介。
- 地域にこだわらずに適任者と思えば声をかけて民生委員児童委員を意識させる。その方の住まいに欠員がいるかを地区会長に、確認をしていけば紹介する。
- 候補者がいない場合は、民児協会長・副会長で地域の自宅訪問し探す事もある。
- 民生委員児童委員の手引きから一部抜粋及び新聞記事を切り抜き周知資料として作成。
- 退任が確定している委員とは早い時期から後任を探してもらおう働きかけ、地区以外の方に当地区に知り合いがいれば紹介してもらおう。
 現委員は町内会の役員となるべきで、その活動の中から候補者を探す様にする／職歴等による候補者探しは無視できないが、特に重視したいことは「人のために協働できる」持続可能な『情熱』を持っている人をいつも気にかけていること。
- 退任する委員又は町内会長に適任者の推薦を依頼する。
- 前任者に候補を聞き取る。町内会長に適任者を聞く。
- 地域の福祉関係グループや町内会行事などに積極的に参加して普段からコミュニケーションをとることを心がけている。

- 各委員の情報等を「あたって」探す。
- 退任者から要望意見を頂き、それらのご意見を生かす努力を重ねています。
- 過去の活動歴にこだわらず、人柄や協力的な姿勢。
- 周り（地域）の現任の民生委員に町内会長さんにあたってもらう。
連合自治会に情報の提供依頼／町内会長等／ボランティアの人からの情報提供依頼／知人・友人からの情報・教育関係者含む。
- 民児協エリア内での将来に向けて、5年に一度の国勢調査に参加している（1名）（担当する以外の地域の選定を行政に確認してですが！！昨年で2回終了しました。）（民児協委員には話すが難しいです？）更にPRしていきます。
- 全委員に、友人、知人など適切な人材探しを依頼少数の情報より多くの方から情報を得る。
- 町内会長等に委員候補者探しを依頼しているが、反応は悪く行政も積極的では無く結局、退任する委員が後任者を探す事に期待するほかないのである。
- 友人知人の紹介。
- 他民協の会長、副会長に協力をお願いをする。
- 民児協、自治会、地域と一体になり検討している。
- 前任者、行政、町内会等と連携を取りながら行っている。
- 主に行政が候補者を探しておりますが、見つからなかった場合は、地区の会長も協力して、探しています。町会などで活動している人（町会の人と顔見知りで、町会の人からも受け入れられやすい）
- ある町内会では、順番制にしている所があります。
- 日頃の人の接し方や人柄、さりげなく私達の仕事を話している。
- 民生委員の活動のみではなく、他の活動を通して判断する場合あり。
- 地区を越えて心当たりのある人には、話をする。
- 町の中ですと高齢者が増えて、引受け者不足。
- ボランティア活動に積極的な人物を発掘マークして協力依頼。
- 町内会員からの情報収集をしています。
- 単位民児協会長をはじめ、委員全員（OBを含む）が協力し、自身の地区以外にも知人等がいれば紹介するなど、市民児協全体で情報を共有し、欠員ゼロに向け取り組んでいる。
- ボランティア活動の中で、民生委員活動に興味のありそうな人に声をかけている。
- 自治会活動の中での情報交換（人材について）
- 自治会活動に参加
- 行政から、該当自治会長に依頼していますが、自治会長の任期が1年で、改選期の役員等の認識があまりない。候補者がいない場合『候補者いません』で片づけている自治会が多いようです。
- 今までは退任委員が候補者を紹介、推薦してくれています。
- 現職の委員への働きかけ（新たにやってくれそうな人材の情報）。欠員地区の町内会長への声かけ。
- 担当地域住民の高齢化、人口の減少、新マンションの建立等で難しい為、日頃からサ

ークル等に参加した折に候補者探しをしている。委員同志の融合を図り楽しい事もあるという事を認識してもらうように活動している。

- 各委員からの情報提供。
- 町内会長や地域の友人、知人、有力者に推薦をお願いして、熱意をもってお願いする。できれば町内会長と同行し2人で口説く。
- 町内会福祉委員が地域福祉に精通しているので、福祉委員経験者を中心に人選している。福祉委員制度があり、そこから情報を得る事が出来る。福祉委員との懇親会、今年度はコロナ禍の為中止。
- 退任する場合は現任委員が候補者を探してくる事を原則とし、いない場合は、町内会、知人等に広く紹介を依頼している。
- 町内会役員さん等に相談している。
- 地域、町内会長etc.地区内の人材情報の把握を日常的に働きかけている。
- 日頃より、民生委員が適任者の発掘候補が居ないかに注意し心がけている。
- 行政や専門機関などに助言を求める。
- 行政の広報紙に、知っていますか民生委員・児童委員のページを設けて頂き掲載、委員候補者探しを行った。
- 町内会へ依頼している。
- 町内会の福祉委員から適任者を探す方法もある。退任希望者から、後任の適任者を確保する。町内会長に町内の役員選考委員会で民生委員の後任者の選考を依頼する。
- 退職された方、もうすぐされる方、自治会、町内会などで福祉委員をされている方などに声を掛けている。町内会・自治会と相談し、委員候補者を探してもらっている。退任予定委員は、後任委員候補者の推薦を心がけてもらう。
- 行政で決まらない場合は、現任の委員を始めすでに退任している委員にも私たちが働きかけ、探すのに協力している。
- 地域での活躍等を考慮しながら
- 前任者や町内会等に適任者がいるか聞いたり、地域ボランティアをしている人の情報を集めたりしている。
- これまでのように担当者による一本釣りは難しい状況（人事異動や人材把握が困難）のため、自治会・町内会からの推薦に順次切り替えを行い、民生委員児童委員の活動を地域に知ってもらい、かつ人材の継続性を担保している。
- 自治会等の関係機関に協力を相談している。
- 自治会に推薦するのみ。
- 前任委員より後任者にふさわしい人の聞き取りをしておく。
- 民生委員は、各町内会、自治会との繋がりが大事な事から、各町内会、自治会へ候補者選定及び推薦の協力をお願いしています。
- そもそも候補者探しに難航している。
- 自治会連合会の会議内では、2年前から次期民生委員候補者選任の協力を呼びかけている。
- 現任委員さんにも探してもらうことも含め、町内会等の相談のうえ推薦してもらっている。推薦であがって来た方に依頼している。

- 退任される委員の地域ごとに候補者となりそうな方を数名挙げ、検討している。
- 退任される委員の方に候補者の推薦を依頼。
- 各町内会との情報交換。

7. 新任民生委員児童委員の年齢制限についての意見

設問12 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い年齢基準とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 329民児協中210民児協が回答に対する理由を記載 回答率63.8%

I 「ア. 現状のまま（基準を設けない）でよい」の理由（回答数148）

- 新任者を探すのに大変な状況なのでなるべく年齢を規制しないでほしい。
- 基準を設けると、なかなか適任者が見つからない。
- 年齢制限ではなく、ケースバイケースで考える必要がある。
- 高年齢に達しても最近は、個人差が大きくみられる（体力的に、活動出来る）
- 年齢が若いの方が活動等の対応力が優れていると思われる。
- 机上では、分からないでしょう。
- 委員のなり手がいない現状で、年齢制限は設けたくない。町会長、役員が引き受けるケースがあるが高齢者が多い。
- 話を聞いて理解をし、受けて頂ける熱意があれば基準を設けなくてもよいと思います。
- 任期中に75歳以上を迎えても続けて貰っているが、75歳を過ぎた方は辞めてもらうようにしている。後任者は辞める方が発掘するが、町内会長にお願いする場合もある。
- 年齢よりも地域における認知度、信頼度が重要。
- 健康であれば何歳でも良い。
- 高齢化による環境の中で新任委員の発掘は厳しいことから、基準を設けられると選択肢が一層狭くなる。健康な高齢者が多く、又、地域に普通にいることから現状のままとして欲しい。
- 求められる能力を発揮できる人材なら年齢には制限は付けなくても良い。
- どの年齢層でも後継者探しが難しい。
- 地域で新委員を選出するためには、年齢を制限しては少ない地域住民から選ぶのが難しい。
- 各委員の身体状況や活動状況によるところが大きいので、現状のままで良いと考える。
- 年齢の引き下げは、より一層改選期の後任者選任が困難になると思われる。
- 年齢基準があると必然的に探す場合も制限されるから。
- 新任のなり手が少ないことから、柔軟に選考できるようにするため。
- 70歳雇用延長から。
- 若い方で民生委員に関心を持っている。また、健康で活動できるのなら年齢が上でも良いと思う。
- 高齢化の中では基準を設けるよりなり手を探すことが先と考えている。
- 健康寿命が伸びているとはいえ、活動がきちんとできるということを考えた時。
- ある程度、人生経験がある50歳以上が望ましいが、若い人達の意見を取り込みながら次の200年目を目指して活動していくべきと考える。

- 若い人達のフォローは十分に出来る。各地区協「力」はあると考える。
- 年齢的な制限はない方が良いのではと考える。
- なり手が少なく、年齢制限を設けると更に厳しい状況となる。
- 年齢では、なかなか判断が出来ない。
- 75歳以上の委員は、健康診断書を出す事。
- 年齢制限にこだわりたくない。特に雇用年齢も延長しており現状のままで良い。
- 初めから年齢制限があると、なり手探しに苦勞するのでは…しかし、できる限り3期以上続けてもらいたいと思うので、出来るだけ若い方を望みます。
- 審査方針と特別要件にそって新任者を探すため。
- 地域の事情にと思われれます。
- 制限するとなり手不足がますます深刻な事になると思います。
- あまりなり手がない中で、制約を設けない方が良いのでは。
- 高齢化が進んでいる為。
- 幅広く候補者を探すため。
- なり手不足及び定年延長並びに高齢化等により適任者の不足を解消するため。
- 年齢制限をすると地域によっては委員のなり手がない。
- 年齢制限があればなり手がいなくなるので、健康であればいいと思います。
- 継続することを考えると少しでも若い方が良い。
- 委員のなり手がいなく、年齢を設けると、ますますなり手がいなくなる。
- 引き受け手が困難な場合の年齢制限はかなり厳しい条件となり得るかと思えます。
- 今は、60歳を過ぎても仕事を持っている人が多いので、健康であれば良いと思う。なり手も見つけにくくなっている事もある。
- 70歳定年という時代に年齢基準を作ると、なり手がない。
- 基準を設けることにより動きがとれなくなる可能性大
- 特別要件：(審査方針) ア.再任の場合は、出来る限り…75歳未満イ.地域の事情により…以下を生かす(機能する)と、特に問題はないと思われる。※年齢限を加えると選考も限定され難くなる。
- 年齢制限よりも、本人の健康状態による判断だと思う。
- 基準を設けると、対象となる人が狭まる。
- 地域状況を考慮すると基準なしが適當。
- なり手不足が進んでいる状況では現状のままだが良いと思う。
- なり手不足。
- 低年齢制限は、なり手がより少なくなる。
- 併任の対象を広くとらえる。
- “なり手確保”を優先し、個々の判断によるべき。
- 年齢制限を設けると、受諾していただける方がいなくなる。高齢者の方でも、健康で意欲的に取り組んで頂ける方なら大歓迎です。
- 本当になり手不足が深刻。年齢は高いが意欲を持って活動されている現役の方がいるため。
- 定年退職者でも、働いている人が多いため、年齢基準について検討する必要があると

考えている。

- できるだけ年齢の低い方にお願いするが、年齢をあまり重視せず適任者を探す。
- 新任者は当然、健康で活動的な方が選任されてくると思うので、現状のままで良いと思う。
- 基準を設けても地区の状況によっては守れない場合があるので現状のままで良いと思う。
- なり手不足を考えると受けてくれる人を受け入れていく。
- 現状で対応できているから
- 健康で活動意欲があれば、特別基準を設けなくて良いと思う。
- OB組織を作って新任を補佐する
- 引受け手がなかなか見つからない現状では年齢制限すると委員を引受けしてくれる人を見つけにくい。
- もし高齢者が委員に推薦された場合でも意欲があれば可能であるとの実績を作る事が出来ると思う。
- 委員を引き受けて頂ける方が、あまりにもいない為。
- 特に必要なことでないと思う。常識を持って依頼する。
- 年齢制限する事は、なり手不足をさらに深刻にする。
- 若い方にも適任者はいると思われまます。
- 担当地区内の事情は複雑であり、人口減や仕事の実情に左右される。健康であり、情熱的な方の発掘に際し多少の流動性（年齢の）はやむえない。
- 地区の状況によって適任者の年齢が異なる為。
- 基準を設けると新しい委員探しが出来ない。
- 適任者かどうかは年齢と必ずしも一致しない。人物本位が大切だから。
- 高齢化時代のなか、なり手不足の解決は難しいと思ひ、現状のままで良いと考えます。
- 高齢化社会の中で、地域によって年齢層に差がある。
- 民生委員候補者に苦慮。
- 意欲の問題もあるのでは。
- 70歳過ぎても仕事をしている人が多いので基準を設けたら、なり手が少なくなる。
- 委員の成り手不足の現状から、年齢制限をするとより候補者が不足すると思う。地域の状況を知って意欲のある人なら年齢制限は不要と考える。
- 委員活動に必要なのは、健康で相談調整できる方であれば良い。
- 病気等もなく、まだ元気なのに年齢を理由に断るケースが多い為。
- なり手不足の解消並びに、幅広い人材活用を図るため。
- 特に問題は発生していないので。
- 委員選任の妨げとなるから。
- 民生委員の成り手不足のため、年齢制限を設けず幅を広げておく。
- 地域の事情により、多くの候補者を確保する必要があるため。
- 現状で差し支えない。
- 本町は、新任の場合は目安として65歳としており、人材不足が懸念されているので、再任も活動できる方は75歳以上も考えられるため。現状のままで良いと考えている。

- 年齢を制限することにより、人材発掘が狭めるので。
- 人材不足により、人選が困難なため。
- 年齢制限は、なり手不足を助長する可能性があるため。
- これまで現在の基準で選任にあたり影響がなかったため。
- 候補者探しにあたり、年齢制限を設けることは、選択肢を狭めてしまう可能性があるため、あえて基準を設ける必要はないと考える。
- 担い手不足による。
- 委員の担い手不足のほか、高齢化によって委員候補者探しが困難になる為。
- 現状で特に支障がないため。
- 年齢制限を設けるとなり手が少なくなるため。
- 委員の高齢化があり、年齢制限をすると委員がいなくなる可能性がある。
- なり手不足のため。
- 人材不足のため。
- 区域によってはなり手がいないため。
- 年齢制限を設けると、新任者を探しづらくなるため。
- 年齢制限を設けると新任探しの支障となる事が懸念されるため。
- 担い手不足のため。
- 年齢制限を設けることで、候補者選出が困難になるため。
- 年齢制限があると、現状よりも候補者を探しにくい。高齢でも働く元気な方も多い。
- 現状で特に問題がないため。
- 民生委員児童委員について理解し、活動が出来るのであれば年齢による基準を設ける必要がないから。
- 対象者を狭めないため。
- 70歳代後半でも元気な方がいるから。
- 高齢化のため年齢制限があると選任することが困難になる。
- 民生委員のなり手がいない地区が今後増えることが予想されるため。
- 特に支障は感じられないため。
- 人口減少による候補者の減
- 地域の事情があるため。基準を設けてしまうと選出が困難な場合も考えられるため。
- なり手不足のため、基準を設けると幅がせばまる。
- 委員候補者のなり手不足のため。
- 原則の基規定であり、地域の実情を考慮していただき、75歳以上の再任も可能であることから、現状のままで良い。
- 本町においては高齢化していることから、基準を設けないままの方が有難い。
- 年齢制限によって選出に難儀することはあるが、現段階では何とか選出できているため。
- 対象者を広くするため。
- 小規模自治体が多く高齢化しており、なり手の確保が難しい。
- 候補者探しが大変な中、年齢制限があると今以上に探すのが大変になると思われるため。

- なり手が不足しているため。
- 柔軟に対応出来るため。
- 候補対象者を幅広くするため。
- 働いている人が多く、年齢制限があると候補者が限られる。
- 制限を付すことは、増々“なり手不足”に拍車を掛ける要素になるため。
- 一概に年齢で区分する必要はないと考えるため。
- 年齢制限を設けるとますますなり手がいなくなる。
- なり手不足の解消につながるため。
- 年齢制限を設けるとなり手がない。
- 候補となる人材が限られている現状で基準を設けるとなるとさらに厳しい状況となるため。
- 特に支障がない。
- 現状で不都合がないため。
- 年齢制限を設けると、候補者が見つかってもし就任できない可能性もあるため。
- 制限を設けると選任がより困難になる。
- 現状、特に問題が無いため。
- 年齢制限を設けてしまうと、当町のような小規模自治体担い手不足の影響もあり、候補者の選定等に苦慮することから
- 国の規定にならない現状のままで良いと思う。
- 妥当と考える。
- 担い手が減少傾向にあり、幅広い年齢層の方が活動できる環境が望ましいと考えるため。
- 国の働き方改革等による高齢者就労促進等雇用環境の変化により、現状の年齢基準において新任者を探すのは困難を極める。
- 特に問題無いため。
- 地域に認知されやすい人物に年齢は関係ないと考えるため
- 担い手がない
- 全ての回答の理由として、なり手不足から選任に苦勞している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。
- 現状の方針で支障がないため。

II 「イ. 69歳未満にするべき」の理由（回答数17）

- 身体的行動範囲ならに相談対応能力。
- できる限り長い期間在任して頂きたい。
- 10年以上位は、活動できないと地域を把握出来ないのでは？
- 年齢の引き下げは逆に高齢化を進行させる。
- 若い世代に継ぐ。年寄りの仕事ではなく若い人にも理解を得ないと、民生委員自体が消滅します。
- まだ動けるうちに。

- 多様化する活動を理解する力と体力が必要と思われるため。
- 高齢になるほど身体的トラブルの発生が高くなる。
- 3期は務めて欲しい。
- 年齢的（全ての方がそうだとはいませんが）に、異なる考え方に添って行くことの出来る年齢の境目があると考えます。
- 民生委員の定年が75歳と決められているのに、新任が基準がないのはおかしい。長くても2期で定年になり、又すぐ候補者を探すことになる。
- 75歳未満を出来るだけの再任基準とするならば、2期が妥当と考えます。
- 2期は活動していただき、引き継いでほしい。
- 75歳を定年とし、せめて2期は勤めていただきたい思いから。
- 1期だけでは、なかなか活躍を期待できず、2期目を通してやってもらう方が、全体的にも良いと思われる。
- 若い方に長く続けてもらいたい。
- 80歳で新任（町内会長）と言う人が6年前にいました。やはりもう少し若い方にしていただきたい。市民児協として、80歳はことわる事とした。私個人としては、70歳前の人にと考えています。

III 「ウ. 72歳未満にするべき」の理由（回答数6）

- 年齢が高くなると色々問題も発生してくるので、一齢でも若い者に交代していくことを望み探して行く。
- 75歳で「後期」という線引きがあります。何故なのか。それを考えた時に答えは出ていないはずで、しかも再任75歳までならなおさらです。
- 再任の場合が、75歳未満が望ましいのであれば、最低任期を満了できる72歳未満に設けるべき。
- 過疎化・高齢化により適任者の不足と、委員本人の体力、気力の限界を考慮すると72歳未満が限度と思う。
- 最低でも一期以上は務めてほしい。
- 新任委員に2期以上務めて欲しいため。

III 「エ. 75歳未満にするべき」の理由（回答数22）

- 後任が見つからない場合に必ず残りの3年間で探す様になっている事と、健康的に問題が無く家族の承認がある場合としています。
- 再任を準用。
- 「新任の場合は基準を設けない」という認識はしていない。再任は原則75歳未満としているが、他に候補がみつからず、本人が継続できる環境と意思があれば延長は可能としている。
- 75歳未満だと、概ね健康年齢の方が多いと思われる。又、世間の定年制も70歳になろうかとしているので、75歳という年齢がいいのでは？

- 75歳が一つのラインだから。
- 75歳が限界。
- 一定の制限なければ、活動に支障をきたす。
- 曖昧な表現は、やめた方が良いと思う。
- 高齢化社会の中にあって経験を重視したい。
- 再任に75歳未満という制限がある中、民生委員としての知識や経験のない75歳以上の方が委員になっても、一人前に活動するには時間がかかりふさわしくない。また、個人差はあるものの、認知能力、身体、体力的な面から考えても不安がある。
- 地区民児協は、75歳未満で来ている為。
- 年齢制限は必要、体力がなくなり活動が劣ってくる。
- 定年延長でなり手も難しく、老々介護も増えている中で基準がなければ、引き受けて頂いた委員本人が、認知症等の体調不良に気付かずにいる場合、引き受け後委員を辞退するように進めることが出来ない。年齢的に見て、75歳を限度に区切ることが望ましいと思う。
- 実際に、75歳以上の新任委員では、色々な面で活動ができていない。
- 75歳以上だと、活動期間（年）に制約されると思う。活動内容を理解できた頃に退任となる。
- 後継者が無き場合は、特例として78歳までとする。
- 現状では70歳まで働いている人が多く、その後の活動を考えると75歳未満が良いのではないのでしょうか。
- 新任の場合は基準を設けた方が理解しやすい
- 75歳以上のなり手がいない。
- 将来にわたって積極的な活動を行えるように。
- 新任、再任とも何らかの年齢制限（上限）を原則として設けるべきと考える（任期途中の委員の体調変化も予想されるため）
- 担い手が不足している。

IV 「オ. 78歳未満にするべき」の理由（回答数10）

- 企業等の定年延長でなり手が不足している。
- 健康な人であれば、1期増やしても良いと思う。定年制の延長に見る様に。
- 民生委員・児童委員の活動は年齢よりもやる気力が大事。若い人でもやる気力の少ない人は無理かも。
- 民生委員になる者がいなく、高齢者でも元気でやる気があれば再任の場合でも78歳未満にしても良いのではないかと思う。
- 定年がのびて、引き受けする人が65歳ぐらいだと10年もないので
- なり手不足
- 高齢でも元気で活動している者が多くいる。
- 78歳位まで動ける。以前の民生委員は生活保護の認定に面接したり調査したりで一寸言われたりするの難しかったと思うが、最近認定は市役所の係の人がかなりやって

頂けるので、女性委員が増加してると思います。

- 新任の場合、あまり高齢でない方が良い。ある程度経験したら年齢制限なくとも良いと思う。
- 委員のなり手不足の問題もあるが、いくら元気な高齢者といえども、民生委員の活動を知り、その活動を3年間行くと80歳オーバーとなり、運転の問題など様々な制限が発生する懸念が考えられる。

V 「カ. その他」の理由（回答数6）

- 年齢制限は、年齢に断らなく、本人(民生委員)が希望する年齢まで。無制限にしては。
- 健康で行動力のある方であれば年齢に関係ない。85歳ぐらいでも良いと思う。
- 年齢制限は、不要。
- 各地区の民生委員推薦の際に、年齢に限らず今後の活動へ意欲のある方を推薦のため。
- 年齢制限を設けない。
- 年齢制限なし。

8. 再任民生委員児童委員の年齢制限についての意見

設問13 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 329民児協中203民児協が回答に対する理由を記載 回答率61.7%

I 「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由（回答数100）

- 75歳未満であっても気力なし、無理と自己判断をお願いする。
- 本人が健康も含みベストな状態で活動する為。
- 80歳を過ぎても元気で適任の方には委員を続けて欲しい。
- 健康であれば何歳でも良い。
- 民生委員のなり手が少なく高齢化社会では年齢制限が足かせになっている現状がある（再任の妨げになっている）。
- 後任選びに年齢的制限があれば難しい。
- 年齢では、なかなか判断が出来ない。
- 年齢制限をすると、必ずその前に辞めてしまう。年配者は、もう必要ないと思わせない。
- 健康で行動力のある方であれば年齢に関係ない。85歳ぐらいでも良いと思う。
- 健康（心も）で明朗活発な人であれば。
- 若い人がいない。
- 自治会推進であるが、年齢制限はない方が良い。※70歳位までは仕事をしている人が多い。
- なり手不足を解消するためにも健康な方や行動力のある方に継続して活動してもらうため。
- 本人が体力・気力があり、希望するのであれば続けてもよいと思う。
- 年齢で辞めて地区に民生委員がいなくなるのは避けた方がよい。
- 地区の意向に任せたい。（町内会）
- なり手がいない現状で年齢制限するとなり手がますますいなくなる。
- 今は、80歳でも元気にしている方が多い時に年齢制限を付けるからなり手が少なくなる。
- 優しい気持ちと積極的な行動力と良識ある人間であれば年齢制限の必要なし。
- 基準を設けることにより動きがとれなくなる可能性大
- 高齢化社会、年齢制限で区切らず、元気な高齢者に役割（生きがい？）を与えたらどうでしょうか？
- 新任が基準無く、現に75歳超の新任委員もあり、再任は気力と体力の続く限りと言われて久しい。
- なり手不足。
- 現在は70歳から75歳くらいの方がまだ現役では働いている。年齢制限をされても有能な人材は見つからないのでは。高齢であってもしっかりしている方はいらっしゃる

す。また高齢社会になった今の時代良いこともあるかもしれません。

- なり手不足
- 現状を重視すべし（長寿命化に対応してよいかと！）。
- “なり手確保”を優先し、個々の判断によるべき。
- 年齢制限があると、後任者が決まらない地域は欠員となってしまう。
- 60歳～70歳まで現役で働く方が多くなり、制限を設けると1～2期しか担って頂けない（地域に認知され、業務を熟知するには数年を要す）。
- 人員不足
- 民生委員の意向を第一に考え、年齢制限については、撤廃するべき。
- 高齢の方でも元気に活動できている。
- 自身が健康、内体的にも自信があるのなら何ら年齢にこだわる事はないのではと思う。
- 75歳というくくりがあるので、それを理由に退任の意向を示す人が多い。継続して欲しくとも、75歳だからと言われてしまう。元気な人には活動を継続して欲しいと思う。
- 委員を引き受けて頂ける方が、あまりにもいない為。
- 元気な高齢者の生きがい作りのため。なり手が少ないため年齢制限を設けるべきでない。
- 人材確保は、難しい！情熱、健康状態によってはある程度の幅があっても可能では？
- 後任者が見つからず、留任するケースが増えている為。
- 年齢制限設けることによって後任みつけれない。
- 超高齢化しており、又元気な高齢者の方もいる。
- 雇用年齢も延び75歳以上の人達も元気で活動している現状から78歳未満にすべきと思います。
- 地域に密着した元気高齢者が多くなっている。
- 民生委員候補者に苦慮
- 体調が悪くなければ、本人にやる気があれば、仕事も慣れているので良いのでは…！
- 現状では、75歳を超えた委員にも再任をお願いする例が多々ある。
- 健康で意欲と経験・実績のある委員の再任は、町内会・自治会の推薦があれば年齢制限は不要である。
- 委員活動で必要なのは、健康で相談調整できる方であれば良い。
- まだ元気で続けられるのに、年齢を理由に退任する方が多いように思う。
- 成り手が出てこない。
- 75歳以上の方でも活動できる方は多いため、年齢制限は設けなくても良いと考えます。
- 高齢化が全体的に進行しているため
- 民生委員の成り手不足のため、年齢制限を設けず幅を広げておく。
- より緩やかに委員全体の改選を目指している。
- 委員のなり手不足が問題視される中で、活動に意欲がある人を年齢要件を理由に選任しないことにはならない。実情に応じて弾力的な運用ができるようにすべき。
- 高齢（70歳をこえると）を理由に退任を申し出てしまう。
- 委員の方々が、“退任の一定の目途”として認識してしまうため。事実上弾力に通用してよいならば、年齢制限を撤廃すべき。

- 担い手不足が深刻なため。
- 担い手不足による。
- 委員の担い手不足が深刻である為。
- 人材を集めにくいいため。
- なり手不足のため。
- 75歳以上の委員でも継続する意思がある方に制限を加えることは好ましくないため。
- 委員の高齢化があり、年齢制限をすると委員がいなくなる可能性がある。
- 人材不足のため。
- 区域によってはなり手がいないため。
- 本人からの退任の申し出があるまで、継続するのが望ましい。
- 年齢で再任を阻害し、やる気のある人材に影響を与えるため、現委員については再任を妨げない等の対応もしてほしい。
- 年齢制限を設けることで、候補者選出が困難になるため。
- 年齢制限があると、現状よりも候補者を探しにくい。高齢でも働く元気な方も多い。
- 各地区の民生委員推薦の際に、年齢に限らず今後の活動へ意欲のある方を推薦のため。
- 高齢者の健康寿命は延びており、今後ますます活躍が期待されるため
- 人口減等の地域事情により、年齢に関わらず活動できる方に委員を担っていただきたい。また、年齢と共に経験や学習等高めることができるため。
- 民生委員児童委員について理解し、活動が出来るのであれば年齢による基準を設ける必要がないから。
- 新任で基準を設けないとしていて、72歳以上の方をお願いした場合、1期目で75歳以上となってしまうため。
- 高齢化のため、年齢制限があると選任することが困難になる。
- 民生委員のなり手がいない地区が今後増えることが予想されるため。
- 年齢制限については民児協内でも疑問視する声が多い。他市町村では制限を超えても現役で活躍されている委員の事例も多く、厳密に定める必要性が感じられないため。
- 人口減少による候補者の減。
- 委員候補者のなり手不足のため。
- なり手不足から。
- 90何歳で再任というのはあまり無いと思われるが、現状70代の方々は元気な方が多いので撤廃してもらえると有難い。
- 担い手不足のため、意欲のある方は再任しても良いとの考え。
- 小規模自治体が多く高齢化しており、なり手の確保が難しい。
- 75歳以上でも活動できる可能性のある方がいると思われるため。
- なり手が不足しているため。
- 柔軟に対応するため。
- お元気な方が多く、地域の事を理解されている方であれば年齢に制限はなくて良い。
- 年齢という区分を設ける時代ではなくなってきたと考えているため。
- 年齢制限を設けるとますますなり手がなくなる。
- なり手不足の問題もあり、健康状態が良好の者や意欲がある者であれば問題はないと

思われるため。

- 健康状態は個人差があるため、一概に75歳未満にするべきではない。新任の基準と合わせるべき。
- 健康で活動できる方にはぜひお務めいただきたい。
- 人材が限られている現状で制限が設けられていると厳しい状況が生じるため。
- 制限を設けると選任がより困難になる。
- 当町の民生委員児童委員の中にも、担い手不足の影響により75歳以上の委員がいることから。
- 担い手が減少傾向にあり、幅広い年齢層の方が活動できる環境が望ましいと考えるため。
- 継続は民児協運営を図るためにも2～3期の活動が必要と考える。
- 75歳以上の方々の健康状態や年齢意識は近時、大幅に変化してきていると感じています。
- 担い手がない。
- 全ての回答の理由として、なり手不足から選任に苦勞している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。

II 「イ. 69歳未満にするべき」の理由（回答数3）

- 退任までの期間を考えると現状では75歳未満では遅い。
- 本当は70歳定年制にした方が認知症が多くなっている今、一番スッキリする。
- 若い方に知ってもらい、次につないでほしいから。

III 「ウ. 72歳未満にするべき」の理由（回答数2）

- 認知症対策
- 過疎化・高齢化により適任者の不足と、委員本人の体力、気力の限界を考慮すると72歳未満が限度と思う。

IV 「エ. 現状のまま（75歳未満）でよい」の理由（回答数79）

- 現状のまま、元気であれば本人の意思に任せたい。
- やはり年齢制限があった方が本人の張り合いが違うと思います。その後の事は現状の健康次第に考えても良いのではないのかと思います。
- 元気に活動できる年齢は、このくらいだと思います。
- 一応の考え方として現行の基準が必要と考えられます。
- 身体的行動範囲ならに相談対応能力。
- 高齢になると健康不安が考えられる。
- 75歳という設定は必要と思う。ただし後任者の事等の問題上、継続の場合が現実としてあります。

- 任期中に75歳以上を迎えても続けて貰っているが、75歳を過ぎた方は辞めてもらうようにしている。後任者は辞める方が発掘するが、町内会長にお願いする場合もある。
- いつまでも元気なら良いが途中で病気した場合困るので、75歳が丁度良いところと思います。
- 人によって健康状態、適正は異なる為、現状のままが理想。但し、一定の年齢制限を設けないと、活動が少ない人や問題のある人等の退任を促す事が出来なくなるため基準は原則であっても必要と考えます。民生委員にとっても、一生懸命頑張れる一定のゴールは必要。
- 75歳で引退というところがベターかと思います。
- 自分も地区会長を務めながら76歳であと1年（一斉改選）で退任しようと考えているが、現状の75歳が再任の制限で丁度良いと思っている。
- 体力的にも負担を感じる。
- ある程度の入れ替えが必要。
- 各委員の身体状況や活動状況によるところが大きいので、現状のままで良いと考える。
- 健康状態が分からないから？
- 個人差はあるが、知的、体力的、視点から。
- なり手不足ではあるものの、できる限り現状を保つことで、新陳代謝をはかり組織の活性化を図るべきである。
- 線引きはあった方が良い。75歳は妥当と思う。又、地区協にとって重宝な方もいるので75歳以降でも特別枠を設けたい。
- 「新任の場合は基準を設けない」という認識はしていない。再任は原則75歳未満としているが、他に候補が見つからず、本人が継続できる環境と意思があれば延長は可能としている。
- 現状で問題ありません。
- 年齢だけがすべてではないが、実際には80代でも元気で働いている方もいる。本人の意思とは関係なく、民生委員としてはどうなのか？と感じられることも多々ある。年齢制限は必要だと思う。
- 年齢制限以外で制約できる基準を設けることが出来るのであれば、撤廃しても良いと思慮します。（活動が十分出来ない人がいつまでも残る可能性もある）
- 75歳が一つのラインだから。
- 経験を次の世代に伝えるのに適していると思われるため。
- 健康状態が良ければと、今後の活動ができればと思います。
- 75歳を超えると多様なリスク要因が発生してくる。
- 75歳が限界。
- あまりの高齢では活動に無理がある。
- 目安として年齢制限はあった方が良いと思う。本人の体調等を考慮して75歳以降は検討することが良いと思う。
- 75歳以上になると体力的に負担がかかる。
- 知力、体力共に劣えが顕著になる、年齢であると考えます。特に、会長職に留まることは避け、留任しながらも後進を育てるべきと考えます。

- 地域により制限を求めるとなり手がない。
- 自分がこの年齢になり体力、気力維持の大変さを身にしみて感じています。これをクリアできるのは、仲間の意志疎通や信頼感。
- 個人差もあるが妥当と思う。
- この年齢が限界かと思えます。
- 75歳以上になると、健康状態が3年間良好であるという保証が低下すると思う。
- 高齢化しているが区切りを付けるのが適当と思う。
- 行動力の観点から。
- お元気そうに見えても（本人は思っている）、やはり年相応なのが普通だと思います。また活動も75歳未満がベストだと思う（相談者や、支援している人も安心するのでは）お元気な方もいるが再任して欲しい人と、やりたい人は別なので一律の制限した方が良いと思う。
- やむなし。実際は70歳を超えたら、体力・知力ともにきついのではないかと感じる。
- 若手の人材が少ないながら、非常に元気で地域に詳しい70代に助けられているため。
- 新任と同じ。
- 認知症等の体調不良に気付かずにいる場合もあり、任期満了の75歳前後を限度にすることが望ましい。
- 年齢制限があっても実際には、時期候補が見つからないまま、制限を超えて活動をお願いしていますが、高齢でも十分に活動ができる方もいる半面、年齢的に活動に支障をきたす状況に見える方もいます。こちらから「無理では？」と言えない場合、程程の年齢制限があると事務局としても、それを基準に継続可、または不可の話がし易いと思う。
- 基準を設けても地区の状況によっては守れない場合があるので現状のままで良いと思う。
- 高齢で活動面に制限が表れてくるケースがあるかも、現時点でも後継者がなかなかいなくて、75歳以上になってもお願いしている。
- 現状で対応できているから。
- 活動意欲が乏しく体調も十分でない委員もいることも事実である。ある程度年齢制限をかけ、地区内の活性化を図る上では、新陳代謝も必要な部分もある。
- 高齢になると自主性が欠けて来るように感じます。
- 行動力・認知機能など考慮すると、ぎりぎりでの退任は良くないと考える。
- 引継ぎができない。
- 「できる限り」と年齢制限をゆるくしているのが良い。
- お世話する人が、される人より年長であるのは逆の様な気がする。
- 意欲のある委員が退任するという現状はあるが、若返りを図る意図もあり、現状のままとした。
- 人材不足により、人選が困難なため。
- これまで現在の基準で選任にあたり影響がなかったため。
- 年齢制限があることで、選択肢を狭める可能性はあるが、現状の基準を撤廃するほどの必要性は無いと考える。

- 75歳以上も良いが、高齢で負担がかかる。
- 活発な活動が可能な平均的な年齢の目安かと思う。
- 委員本人は75歳まで頑張ればよい。という気持ちで75歳まで活動してくれる人が多数を占めており先が見えないと、新規委員の委嘱の時に問題が生じる。
- 地域の事情があるため。
- 現任の方からは「70歳を超えると体力・気力的にしんどい」と言われた事があるので。
- 原則の規定であり、地域の実情を考慮していただき、75歳以上の再任も可能であることから、現状のままで良い。
- 年齢制限によって選出に難儀することはあるが、現段階では何とか選出できているため。
- 区切りは付けた方が良い。
- このラインが適当と感ずるため。
- 年齢制限がないと病気等で辞めて欲しい（無理しないで欲しい）人にやめてもらいにくくなるため一定の制限は必要。
- 将来にわたって積極的な活動を行えるように。
- 身体的な事を考えると妥当な年齢だと思う。
- 退任時期の目安は必要と考えます。
- 75歳以上になると、体力的にも活動が難しくなるため。
- “できる限り”の文言が入っており妥当である。また、加えて75歳を超えての再任は1期（1回）に限るとした方が良い。
- 現状、特に問題が無いため。
- 年齢が高すぎても活動が活発化しないため。
- 妥当と考える。
- 特に問題無いため。
- 少子高齢化社会にあつて、高齢期にあつても社会活動ができる年齢区分と考えるため。
- 現状の方針で支障がないため。

V 「オ. 78歳未満にするべき」の理由（回答数17）

- 企業等の定年延長でなり手が不足している。
- 民生委員・児童委員のなり手が少なく、空白になる恐れもあり、3年程度の年齢制限の延長もやむをえないと思われる。
- 少子高齢化の進展に伴い企業の就業年齢も70歳までと引き上げられました。その中で高齢者民生委員、元気で職務に対し誇りを持っている委員も多いと聞きます。78歳ですと最長で80歳まで可能、役員年齢を78歳までとし残り2年間は新役員の指導とする。
- 現状の75歳でも、それ以上に活動できる方が増えてきている。
- 健康であれば良いと思う意向もあるが。
- 75歳でも十分に活動できる方が多数いるため。

- 個人差があると思うが、できれば78歳を超えると、民生委員としての立場を降りて地域のボランティア活動を続けられるといいと思う。
- 後任者がいない現状からして、元気であれば活動ができるので年齢制限を引き上げ78歳未満にしても問題ないと思われる。
- 80歳ぐらいまでは活動できると思います。
- 再任者を確保していくため。
- 人材が高齢で少ないから、若者（40歳、50歳）他の役職とも、持ち過ぎになりがちになる。
- 捜せば居る。80歳超えてる人も。
- 年齢制限の為に、十分に健康且つ、活動に必要な資質を備えた人材を辞めさせるのは勿体ないが、何歳でも良いとはいかないので78歳くらいが適当。
- 現状の1ランクアップで良いと思う。
- 委員のなり手不足の問題もあるが、いくら元気な高齢者といえども、民生委員の活動を知り、その活動を3年間行くと80歳オーバーとなり、運転の問題など様々な制限が発生する懸念が考えられる。
- 現に次の一斉改選の時80歳を過ぎる方が3名となります。やはり年齢を感じる事が多々あります。本人はまだまだと思っていらっしゃると思いますが…自分自身も行く道、気を付けなくてはと考える。
- 年齢的に活動の限界（個人差はあると思うが…）。

VI 「カ. その他」の理由（回答数4）

- 現状75歳以上の委員はいないが、地域の中で信頼のある人が委員になっているのであまり年齢に固執せず地域の中で交代時期が来れば話し合いで交代してもらおう。
- （80歳未満）若い人が入りやすいようにある程度で区切った方がよい。
- 年齢制限を設けない。
- 年齢制限なし。

9. 新任主任児童委員の年齢制限についての意見

設問14 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 329民児協中200民児協が回答に対する理由を記載 回答率60.8%

I 「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由（回答数83）

- なかなか基準通りにはいかない。
- 児童委員の場合、学校関係の人が受ける事もあり、転職後、年齢制限を撤廃するべきと考える。
- 地区内の児童減少となり手不足が大きい。
- 本人が健康も含みベストな状態で活動する為。当地区では地区の校長をされた方が、続けてこられているので学校の事をよく知る方が年齢に関係なく学校と協力関係がもてる。
- 年齢制限をすとなり手がいない。
- 地域でなり手を見つけることができない。
- 高齢化社会では、年齢制限が探す場合の支障になってきている。
- 特に年齢にこだわらない。
- 雇用の年齢も伸びている現在、年齢制限は撤廃にしてはいかがでしょうか。
- なり手不足及び定年延長並びに高齢化等により適任者の不足を解消するため。
- 年齢制限をすとなり手がなくなる。
- 若い人より人生経験が豊富で安心して相談できると思う。
- 積極的な行動力と良識者であれば、年齢に関係なし。
- 基準を設けることにより動きがとれなくなる可能性大
- 特別要件：イ.主任児童委員 原則55歳未満の者とする。ただし…以下を取り入れると、問題（課題）解消される。
- 55歳以下の主任児童委員と限定すると、なり手を探すのに困難であるため。
- 年齢制限を設けず、広く人材を求めていく。
- 低年齢制限は、なり手がより少なくなる。
- 献身的に働いて頂く方であれば、年齢制限を設けるべきではないと思います。
- 年齢にこだわってはいは、新任はむずかしい。
- 人員不足。
- 適任者を探すのが難しい。
- 子育てが終わった方や子育て関係の仕事についていた方（有資格者）であるとサロン運営や親（保護者）達の不安解消に適切なアドバイスがあったり安心感を持ってもらえる。
- 必要性がない。
- 自身の子育ての経験を活かし、活動ができるのではと思う。

- 高齢の場合でも社会活動の一環として主任児童委員になれるという仕組みを作って欲しいと思う。
- 委員を引き受けて頂ける方が、あまりにもいない為。
- 児童福祉に携わる55歳未満の者を選出することが困難な為。
- 基準を設けると新しい委員探しが出来ない。
- 定年退職後も仕事に就く人が増えており制度も、65歳以上から70歳まで拡大されつつあるから。
- どうしても女性の方をお願いすることになる為、間口を狭めない方が良い。
- 主任児童委員候補者に苦慮。
- 現状、我が地区では1名欠員のままで1度66歳の方を推薦しましたが、却下されました。その方は現在68歳になりましたが意欲のある方でした。
- 年齢制限をすると、なり手をさがすのに大変になるのでは。
- 委員活動で必要なのは、健康で相談調整できる方であれば良い。
- なり手が出てこない。
- 高齢化が全体的に進行しているため。
- 子育て経験している貴重な人材を選任できないため。
- 民生委員のなり手不足のため、年齢制限を設けず幅を広げておく。
- 定年退職された方等も、対象者として候補者を確保したい。
- 地域の実情に応じて弾力的な運用ができるようにすべき。
- 現在の要件の場合、担い手が少なく選出に苦労している。
- 小規模自治体の場合、人が少ない、また55歳未満の方は、おおむね働いており人がいない。
- 人材不足により、人選が困難なため。
- なり手不足を緩和するため。
- 担い手不足が深刻なため。
- 担い手不足による。
- 委員の担い手不足が深刻である為。
- 人材を集めにくいため。
- なり手不足のため。
- 55歳未満の方を主任児童委員として任用することが難しいため。
- 民生委員の基準と合わせてよいと考える。
- 委員の高齢化があり、年齢制限をすると委員がいなくなる可能性がある。
- 人材不足のため。
- 区域によってはなり手がないため。
- 年齢制限を設けると新任者を探しづらくなるため
- 勤めている方も多く、幅広い年齢層から選出したい。
- 各地区の民生委員推薦の際に、年齢に限らず今後の活動へ意欲のある方を推薦のため。
- 現状の年齢制限では新任者を探すのは困難なため。
- 人口減等の地域事情により、年齢に関わらず活動できる方に委員を担っていただきたい。また、年齢と共に経験や学習等高めることが出来るため。

- 主任児童委員について理解し、活動ができるのであれば、年齢による基準を設ける必要がないから。
- 候補者選びに苦慮するため。
- 55歳未満の方が主任児童委員の業務を行うことが現実的に難しいため(就業しており、平日昼間に活動することが難しい)。
- 人口減少による候補者の減。
- 55歳未満では、子育て世代で現役の世代のため、なり手がいない。(仕事をしながら委員になってくれるという余裕のある方が少ない)
- 55歳未満であると、子育て世代にあたる場合が多く、委員としての活動に支障をきたすため。
- なり手不足から。
- 人口減少もあって高齢化しているため。
- 担い手不足のため幅広く。
- 小規模自治体が多く、年齢以外の要件に該当する方が少ない。
- なり手が不足しているため。
- 柔軟に対応するため。
- 働いている人が多く、年齢制限があると候補者が限られる。
- なり手不足の解消につながるため。
- 健康状態は個人差があるため、一概に75歳未満にするべきではない。新任の基準と合わせるべき。
- 健康で活動できる方にはぜひお務めいただきたい。
- 候補となる人材が限られている現状で基準を設けるとなるとさらに厳しい状況となる。
- 制限を設けると選任がより困難になる。
- 今後の地域の実情を考慮すると65歳未満の担い手を確保することが困難なことから。
- 担い手が減少傾向にあり、幅広い年齢層の方が活動できる環境が望ましいと考えるため。
- 地域の実情等を把握している人物を選定するにあたり、年齢制度を設ける事は、新任者を探すのは非常に困難である。
- 担い手がいない。
- 全ての回答の理由として、なり手不足から選任に苦勞している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。

II 「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由（回答数6）

- 現行より制限を下げることで間口を広げる。育児経験がある場合は、育児記憶が鮮明なこともあり活動に生かせる。
- 人生経験豊富。
- 3期は務めて欲しい。
- 子どもと関わる委員なので、年齢制限は必要。なるべく若い人を希望。
- できるだけ子育ての年代に近い人が良いと思います。主任児童委員の定数を多くし一

人当たりの負担を軽くする。

- 長くやってもらいたい思いもあって。

III 「ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい」の理由（回答数52）

- 現状のままで不安を感じられない。
- 10年主任児童委員の後に民生委員を受けて欲しい。若い人が民生委員の入り口になって欲しい。
- 発掘が難しいが、地区の特徴もあるので、探すのに努力する。
- やはり就学児童を持つ人間が関わるのが良いと思います。
- できれば小学生を持つ親になってほしいです。
- 一概に年齢制限を設けても、その通りに候補者が選出できるとは思わないが、原則として55歳未満、多少その範囲近くの候補者を選出すれば良いのでは。
- 学童主体の活動であり、子育て実体験の中の年代がベター。
- 各委員の身体状況や活動状況によるところが大きいので、現状のままで良いと考える。
- 児童問題に携わることから、あまり子育て時期と離れていない人が良い。
- 役割の対象が児童なので子育て中世代に近い世代の人が適任と考える。
- 現状で問題ありません。
- 高齢になりすぎると児童福祉活動等、関りが少なくなるため。
- 現在年齢制限なしで行っています。69歳で認知症になり委員をしています（原則55歳未満）誰がその人に伝えるか困っています。
- 学校関係者等の年齢を考慮すると現状の年齢が良い。
- 子育てが落ち着いて、若いお母さん方から見て話を合わせやすい世代（年齢）ではないかと思われるため。
- 共働きが多くなっている。
- その役割からして現状を良しとします。
- 児童等の関りであり、高齢では無理。
- 子育て年齢も上がっていますが、やはり、子ども達の育成環境に敏感な年代はあると思います。そのアンテナを持っている人達を選任すべきと考えます。
- 専門性を全うしていただきたい。次に民生委員、児童委員として続けていただけるとよろしいのですが。
- あまり若いと家庭の事情などで、色々な集まりに参加し辛い事もあるが…。
- 年齢が主任さんは児童を対象とするのであまり年齢が違くと親近感を失う。
- 実状から、成り手の充足等を考えると、これぐらいが良いかと思われる。
- 児童に係る委員は年齢が低い方が良い
- 選出人数を考慮して。
- 現役世代に近い方がより良い。
- 民生委員児童委員と違い、主に児童との関りなので、子育てが終わったが最近まで関わっていた方が、今風の子育てに対応できると思う。子育ての空間が長いと時代の流れについて行かれない事もあるのではないかと思うので。

- 体力の関係で若い方が良い。
- 主任児童委員は、出来るだけ若い時から活動していただく方が良い。出来れば子育て現在進行形の方が、活動への興味、子育てに関する人との関係の広がりも良い。
- 基準を設けても地区の状況によっては守れない場合があるので現状のままで良いと思う。
- 児童生徒の父母と近い年齢であることも、活動をしていくには大切な要件と思われる。
- 民生委員と違い活動が少ないので、仕事を持っている人でも出来ると思う。若い人もなって貰えそうに感じます。
- 教育機関・子育て機関などの連携活動（いじめ・不登校・虐待など等）の中で現状の年齢が最適と考え現状のままで良い。
- 活動内容から若い年齢が良いと思う
- 子ども、子育て、保護者と対応し、支援するためには、ある程度の社会経験が必要であり、現状のままでよい。
- これまで現在の基準で選任にあたり影響がなかったため。
- 地域の事情により、原則65歳未満の者まで認められているので、現状の基準のままで問題ないを考える。
- 子育て経験を生かすことを考えると今のままで良い。
- 現行でよい。
- 特段の不都合は、今のところ感じていない。
- 地域の事情があるため。
- 年齢制限によって選出に難儀することはあるが、現段階では何とか選出できているため。
- どうしてもの場合55歳以上の者も認められているため。
- 子ども子育て関することが主なので相談者と年齢が近い方がよい。
- 将来にわたって積極的な活動を行えるように。
- 特に支障がない。
- 原則55歳未満という、現状の制限のままで良い。
- 適当な年齢が分からないため。
- 妥当と考える。
- 地域の児童に寄り添った生活環境に暮らす年齢層と考えるため。
- 現状の方針で支障がないため。
- 子育て世代から主任児童委員を選出する事によって、より地域の情報が集まりやすい。

IV 「エ. 原則65歳未満にするべき」の理由（回答数38）

- 60歳定年後に行って頂くことも現実として増加すると思われるため。
- 働いている人が多く現状のままだと難しい。
- 主任児童委員の活動内容から若い人が望ましいという考えは理解できますが、原則65歳未満でも十分可能であり、又、今後の活動に期待できます。特に若い委員の発掘は厳しいものがあり当市でも欠員がでています。

- 10歳位上げても良いと思う。なかなかいない為。
- 55歳ではまだまだフルタイムで働いている人が多く、時間が取りづらい。70歳位までは、地域の学校をの交わりも多く、子供と接する機会も多く、あまり無理を感じない。75歳を過ぎるとちょっと…と思う。
- 55歳未満では候補者を探す事は難しいが、児童の保護者と年齢が近い方が良い場合もある事から。
- 55歳未満では就労者が多く、適任者の選出が困難。2018年の調査では、「55歳未満」の委員は3割となっていることから、年齢制限の引き上げを検討してほしい。
- 55歳未満では、なり手不足になると考える（現職の方が多い）。
- 55歳未満の年齢制限では、就労中の方が大半であり候補者が見当たらないのが現状ではないか。
- 55歳未満のみで候補者を探すのが困難なため。
- 55歳未満は稼働年齢層であり、意欲はあっても時間に余裕がないなどの制約により就任が難しい場合も多く、候補者探しが難航する要因となっている。
- 60歳位までは、仕事をしている方が多い時代である。現在の社会状況なども考慮すべきと考える。
- 65歳未満だと、児童・生徒の生活や行動等に詳しい、理解できる退職教員の方々多くいらっしゃるのではと思いました。その中からなり手を探しては？
- 65歳未満でも活動する事が可能と思います。
- 学校教職員の方々に近い年齢でお願いします。
- 活動できる範囲での年齢アップ。
- 活動の範囲からいってもう少し幅広い年齢の方が加わっても良いのでは（あまり高齢では問題があるが）。
- 現状だと、就労の状況によって選任が難しい。「原則65歳未満」とした場合、教員や保育従事者の退職者の能力や人材活用が可能になるのではないかと。ただし、相談しやすい人が委員であることを考慮すると65歳が目安と考える。
- 現状よりアップが良いと思う。働いている方が多い年齢と思う。
- 高齢化社会でもあり、年齢制限を上げて、なり手の確保を図る。
- 高齢化社会となっているため、引き上げた方が良い。
- 高齢化率が50%以上の町なので、若い世代が少なく55歳未満の方は、働いている方が多く、仕事との両立が難しいため。
- 子どもの心を知る事は大切ですが、必ずしも若い人だけが理解しているとは思えないから。
- 主任児童委員として十分に活動できる年齢と考えられるため。
- 女性が多いので高寿命から言って妥当と考えます。
- 人材確保できない。退職後の人材が主になってきている。
- 新任の主任児童委員、55歳未満を見つけるのは難しいので65歳未満まで引き上げると良い。
- なり手がいないため。
- なり手がいないので、年齢を引き上げて対応すべき。

- なり手確保に向け、年齢制限を拡大すべき。
- なり手不足。
- なるべく条件を緩和しないと適任者が見つからない。
- 年齢的に児童問題に迅速に対応できる状況として、新任については65歳未満が妥当ではないかと考える。
- 年齢を低く抑えると、適任者不足となり、75歳未満にすると委員自身の体力の限界等が考えられる。（中間をとって65歳未満）
- 保育、学校関係の退職者に依頼することが多い。
- 民生委員が民生児童委員の名前になって「児童の事もやるのです」と指導あり児童の通学声かけ主体に半分くらい参加しているので5年位上げて良いと思います。
- 民生委員と同じで主任児童委員もなり手が不足しているのでは。
- やはり子どもに関する事については、あまり高齢者よりは少しでも若い方の意見も大事だし、その地区担当の民生児童委員の方がいる事なので良いのではないかと思います。

V 「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由（回答数16）

- 60歳定年、65～70歳まで働く時代なので。
- 現状の55歳がベストとは思われない。（対象者が狭まっている）年齢制限を引き上げたとして、不都合などはあまり考えられない。
- 75歳が一つのラインだから。
- 年齢制限を引き上げないと後任者が見つからない。
- 健康であれば良い。
- 活動的な人であれば。
- 若い人ではいません。
- 主任児童委員も一般児童委員も同じ75歳にするべき。
- 後任者選任が大変。
- 50代は現役で、仕事にさく時間が多くを占めるためか、なり手がいない。委員活動に時間をさける年齢と現職を考慮しました。
- 現状の原則55歳未満だと勤務している方が多く、仕事が忙しいと断られる事が多く、委員を引き受けてもらえない。
- なり手不足の解消のため。ある程度経験したら年齢制限を撤廃しても良いと思う。
- 若い方はまだまだ現役で働いている為なかなか手がない。
- 55～65歳では新任委員の選出が困難（就労など）。
- 地域の実情により、現役世代の任用は困難であり民生委員と併せた運用が望ましい。
- 担い手が不足している。

VI 「カ. その他」の理由（回答数3）

- なり手不足から。
- 年齢制限を設けない。
- 民生委員児童委員と同様とすべきと考えております。

10. 再任主任児童委員の年齢制限についての意見

設問15 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 328民児協中185民児協が回答に対する理由を記載 回答率56.4%

I 「ア. 年齢制限を撤廃すべき」の理由（回答数86）

- 本人との話し合いで地区担当になってもらう場合もあり、あまり年齢にこだわらないことも必要か。
- 地区内の高齢化の問題。
- 本人が健康も含みベストな状態で活動する為。
- 年齢制限をすとなり手がいない。
- 高齢化社会では、年齢制限が探す場合の支障になってきている。
- 55歳を過ぎても健康であればできると考える。
- どうしたら主任児童委員の仕事が続けて行くかを考えてもらう方が大切だと思うから。
- できるだけ、若者世代の者を依頼に努力をしているが年々厳しい。
- 健康であれば良い。
- 若い人は就労している者が多く、なり手がいない。
- なり手不足を解消するためにも健康な方や行動力のある方に継続して活動してもらうため。
- 年齢制限を撤廃しなければ委員のなり手がいない。
- できる間はやってもらいたい。
- 本人ができるのであれば、良いと思う。
- 若い人より人生経験が豊富で安心して相談できると思う。
- 積極的な行動力と良識者であれば、年齢に関係なし。
- 基準を設けることにより動きがとれなくなる可能性大。
- 特別要件：ア.地区を担当する民生児童委員、再任の場合は出来る限り75歳未満とする。※できる限り…を機能させる。
- 55歳以下の主任児童委員と限定すると、なり手を探すのに困難であるため。
- 何よりも再任者の健康状態を優先して対応したい。
- なり手不足。
- 現状を重視すべし（長寿命化に対応してよいかと！）。
- 適任者であれば、年齢制限を設けるべきでないと思います。年齢制限を設けると更に欠員が生じてしまう。
- 人員不足。
- 適任者を探すのが難しい。
- 必要性がない
- 自身の子育ての経験を活かし、活動できるのではと思う。

- 意欲のある人材を登用することに年齢制限を求めるのは今の現状に合わないのではないか。
- 委員を引き受けて頂ける方が、あまりにもいない為。
- なり手不足の解消のため。ある程度経験したら年齢制限を撤廃しても良いと思う。
- 児童福祉に携わる55歳未満の者を選出することが困難な為。
- 基準を設けると新しい委員探しが出来ない。
- 人物本意を中心に捉えていく。
- 年齢にこだわらず、適任者へ対応するべきです。
- 主任児童委員候補者に苦慮。
- 年齢制限をすると、なり手をさがすのに大変になるのでは。
- なるべく条件を緩和しないと適任者が見つからない。
- 委員活動で必要なのは、健康で相談調整できる方であれば良い。
- 元気な方は長く続けて頂くほうが良いと思う。
- 制限するとなり手が出ない。
- なり手不足の解消並びに幅広い人材活用を図るため。
- 高齢化が全体的に進行しているため。
- 子育てを経験している貴重な人材を選任できないため。
- 民生委員のなり手不足のため、年齢制限を設けず幅を広げておく。
- 地域の事情により、多くの候補者を確保する必要があるため。
- 委員のなり手不足が問題視される中で、活動に意欲がある人を年齢要件を理由に選任しないことにならない。実情に応じて弾力的な運用ができるようにすべき。
- 人材不足により、人選が困難なため。
- なり手不足を緩和するため。
- 担い手不足が深刻なため。
- 担い手不足による。
- 委員の担い手不足が深刻である為。
- 人材を集めにくいため。
- 55歳以上の委員でも継続する意思がある方に制限を加えることは好ましくないため。
- 委員の高齢化があり、年齢制限をすると委員がいなくなる可能性がある。
- 人材不足のため。
- 区域によってはなり手がいないため。
- 本人から退任の申し出があるまで、継続するのが望ましい。
- 勤めている方も多く、幅広い年齢層から選出したい。
- 各地区の民生委員推薦の際に、年齢に限らず今後の活動へ意欲のある方を推薦のため。
- 年齢制限は再任を妨げる要因となるため。
- 人口減等の地域事情により、年齢に関わらず活動できる方に委員を担っていただきたい。また、年齢と共に経験や学習等高めることができるため。
- 主任児童委員について理解し、活動が出来るのであれば、年齢による基準を設ける必要がないから。
- 候補者選びに苦慮するため。

- 主任児童委員のなり手がいない地区が今後増えることが予想されるため。
- 年齢制限については当町民児協内でも疑問視する声が多い。他市町村では制限を超えても現役で活躍されている委員の事例も多く、厳密に定める必要性が感じられないため。
- 人口減少による候補者の減。
- 55歳未満であると、子育て世代にあたる場合が多く、委員としての活動に支障をきたすため。
- なり手不足と経験等、地域での委員の信用、信頼等を考慮。
- 人口減少もあって高齢化しているため。
- 担い手不足のため意欲のある方は再任しても良いとの考え
- 小規模自治体が多く、年齢以外の要件に該当する方が少ない。
- 55歳以上でも活動できる可能性があると思われるため。
- なり手が不足しているため。
- 柔軟に対応するため。
- 働いている人が多く、年齢制限があると候補者が限られる。
- 年齢という区分を設ける時代では、なくなって来ていると考えるため。
- なり手不足の問題もあり、健康状態が良好の者や、意欲がある者であれば、問題はないと思われるため。
- 健康状態は個人差があるため、一概に75歳未満にするべきではない。新任の基準と合わせるべき。
- 健康で活動できる方にはぜひお務めいただきたい。
- 人材が限られている現状で制限が設けられていると厳しい状況が生じるため。
- 制限を設けると選任がより困難になる。
- 今後の地域の実情を考慮すると65歳未満の担い手を確保することが困難なことから。
- 担い手が減少傾向にあり、幅広い年齢層の方が活動できる環境が望ましいと考えるため。
- 継続した民児協運営を図るためにも2～3期の活動が必要と考える。
- 担い手がいない。
- 全ての回答の理由として、なり手不足から選任に苦勞している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。

II 「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由（回答数1）

- 若い人の方が良い。

III 「ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい」の理由（回答数28）

- 現状で困ったことがない。
- その時期に探せない時もあるが、児童に関係しているので若い方が良い。
- 若い方がすべきです。

- 年とともに児童との接点が薄くなってしまふのでは。
- 新任候補者発掘の意欲が弱まる。
- 各委員の身体状況や活動状況によるところが大きいので、現状のままで良いと考える。
- 子どものことを第一に考え行動するためには、あまり年を取ってない方が良いと思う。
又、子どものころから見ても話す相手が50歳代がベストと考える。
- 現状で問題ありません。
- 高齢になりすぎると児童福祉活動等、関りが少なくなるため。止むを得ない事情は原則65歳まで認められることもあることから。
- 経験を生かし、若いお母さんや新しい児童委員さんに知識を伝えるのに適当と思われるため。
- 子どもと関わることを主とするので、年齢が高くなると高齢者との関りが高くなってくる。
- 現役世代に近い方がより良い。
- 今後の活動に力を入れて頂くには、55歳未満でよい。
- 新任に同じ。
- 基準を設けても地区の状況によっては守れない場合があるので現状のままで良いと思う。
- 主任児童委員の役割から原則55歳未満とする現状のままで良いが、困難な場合は65歳未満とすることでよい。
- 地域の事情により、原則65歳未満の者まで認められているので、現状の基準のままで問題ないと考える。
- 子育て経験を生かすことを考えると今のままで良い。
- 現行でよい。
- 子育てにひと段落して久しくない方が好ましいと思う。
- 地域の事情があるため。
- 年齢制限によって選出に難儀することはあるが、現段階では何とか選出できているため。
- 特に支障がない。
- 原則55歳未満という、現状の制限のままで良い。
- 適当な年齢が分からないため。
- 保護者世代に近い年齢層が好ましいと考えるため。
- 現状の方針で支障がないため。
- 子育て世代から主任児童委員を選出する事によって、より地域の情報が集まりやすい。

IV 「エ. 原則65歳未満にするべき」の理由（回答数34）

- 65歳未満でも活動する事が可能と思います。
- なり手が不足している。
- 児童に携わる問題が多様化複雑化する傾向の中で、活動できる年齢としては65歳迄と思われる。

- 職務に精通しているため。
- 居住している地区で民生委員が退任した時に、65歳未満であれば新たに引き継いで民生委員として活動してもらえるのではないかと主任児童委員は担当地区がないので広く人選することができる。
- 新任の主任児童委員、55歳未満を見つけるのは難しいので65歳未満まで引き上げるといい。
- 65歳定年制の導入を望みます。定年とはっきり分かれば、次にステップできる。
- なり手不足と再任用者の事を思うと65歳未満でも良い。再任用先生は65歳までの方も出て来ると思いますので。
- 担当地域における経験、課題、状況の把握がしっかり出来ている。
- 体力的に限界ではないか。
- 児童等の関りであり、高齢では無理。
- 児童の保護者と年代が近い方が良い場合があるから。
- 子育て年齢も上がっていますが、やはり、子ども達の育成環境に敏感な年代はあると思います。そのアンテナを持っている人達を選任すべきと考えます。
- なり手がいないので年齢を引き上げて対応すべき
- 体力を残し次に進んでいただけると、地域の福祉の充実にもつながるのでとは考えます。
- 55歳未満のみで候補者を探すのが困難なため。
- 何とか、3期9年以上を担保できる年齢ではある。
- 主任出来る人を確保するため。
- なり手不足、高齢化している。
- 活動の範囲から云ってももう少し幅広い年齢の方が加わっても良いのでは（あまり高齢では問題があるが）。
- 年齢を低く抑えると、適任者不足となり、75歳未満にすると委員自身の体力の限界等が考えられる。（中間をとって65歳未満）
- 活発に活動できる年齢を考慮して。
- 昨年欠員になっていたので捜しまわり、10人位当たってやっとやってくれる人を捜しました。5年プラスになれば捜し易いと思います。
- 活動できる範囲での年齢アップ。
- 原則65歳未満とし、退任後は民生委員児童委員として活動して頂く。このような選択肢も必要と考える。
- 主任児童委員の方がある程度の年齢になった時、民生委員に変更して頂いても、と考えています。
- 再任者年齢については経験豊富な事から65歳未満と考えます。
- 近年40代後半で子をもうけている方もいるので、引き上げても良い。
- 人口減に伴い適任者が不足しているため。
- 55歳未満では就労者が多く、適任者の選出が困難。2018年調査では、「55歳未満」の委員は3割となっていることから、年齢制限の引き上げを検討してほしい。
- 小規模自治体では担い手が少ないため年齢の幅を広げる必要がある。

- 実績、経験を重ねてきているため。
- 55歳ぐらいで新任の方が、当たり前前に3～4期続けられる方が好ましい。
- 主任児童委員として十分に活動できる年齢と考えられるため。

V 「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由（回答数31）

- 60歳定年、65～70歳まで働く時代なので。
- 特に主任児童委員としての適性は民生委員以上に必要であり高齢をもってハードルを設定すべきではないと考えます。
- 地区民児協として民生委員、主任児童委員が一体となって選考を行っている。
- 高齢化社会でもあり、年齢制限を上げて、なり手の確保を図る。
- 現状の55歳がベストとは思われない。（対象者が狭まっている）年齢制限を引き上げたとして、不都合などはあまり考えられない。
- 民生委員・児童委員と同じ年齢制限で良いと思う。
- 75歳が一つのラインだから。
- 現状を超える場合、後任候補次第と思う。（共働きの中での選任？）
- 現状のままだと後任者がいなく、75歳未満でも元気であれば活動が出来ると思う。
- 新任も再任も同じ年齢にすべし。
- 大多数が女性でもあり、75歳未満で妥当と考えます。
- 後任者選任が大変。
- 50代は現役で、仕事にさく時間が多くを占めるためか、なり手がいない。委員活動に時間をさける年齢と現職を考慮しました。
- 後任の委員を探しきれず、現状の原則55歳未満を超えても再任を依頼しているのが現状です。
- 有能な人ほど仕事を続けてるので、65歳以上の委員も認めないと確保が難しい。
- 現状よりアップが必要と思う。
- 再任については、経験からも75歳未満までとした方が対応についても良いと思われ、それ以上となるとその時代の様々な問題への対応が難しくなると考える（子育て問題やデジタル課題など）。
- 担い手不足から民生・児童委員と同様な年齢で若干早めの退任を考える。
- 専門的な活動を求められるため。ベテランの委員が大事！！
- 民生委員児童委員と年齢を合わせるべきである。
- 高齢化率が50%を超えており、現役世代層からの選出は難しいため。元気な高齢者を積極的に活用すべき。
- 担い手確保の点で、もともと75歳未満として実情の理由書を提出していた。
- 民生委員の基準と合わせてよいと考える。
- 民生委員、児童委員と同様でよい。
- 若い世代が、子どものことで相談すると考えた場合、あまり高齢ではない方が良いと思う。担い手不足とはいえ主任児童委員は75歳までで。
- 民生委員・児童委員と年齢制限を合わせた方が良いかと思います。

- 地域の实情により、現役世代の任用は困難であり民生委員と併せた運用が望ましい。
- 民生委員と同様にしては。
- なり手不足が心配される。
- 民生委員と同じ制限で良いと思われる。
- なり手確保に向け、年齢制限を拡大すべき。

VI 「カ. その他」の理由（回答数4）

- 新任で60歳の場合、再任で2期しかできないため70歳未満を希望します。
- 55歳は早すぎると思う。
- 年齢制限を設けない。
- 民生委員児童委員と同様とすべきと考えております。

解答未記入者の理由（回答数1）

- 将来にわたって積極的な活動を行えるように。

11. 民生委員の居住要件についての意見

設問16 審査基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に5年以上居住していること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 329民児協中184民児協が回答に対する理由を記載 回答率55.9%

I 「ア. 居住年数要件は撤廃すべき」の理由（回答数62）

- 何年居住していても必ずその地域について全部把握している訳とは限らないし、新しい方だとより一層に早く自分の地域を知ろうと努力するのではないかと思います。
- 地域状況の把握は当然必要ですが、5年以上にこだわらず、地域内の長老的なボスを探して状況を聞くのもひとつ。
- 仕事上地域を把握している場合もある。
- 転入され、地域活動に積極的に参加されている方もおられます。
- 里帰りする人もいるから必要ないと思う。
- 年数よりも地域との関り具合が大事。短くともやる気の方が大事。
- 仕事等で他地域に詳しい場合もある。
- 長年住んでいても分からない人は分からないので、“把握の程度”という基準自体あまいではありませんか？
- 居住者であるという条件だけで対応できる。
- 地域に長く住んでいる人は年齢が高く、少し年齢が低い人は地域居住年数が短い。
- 居住の長さでなく資質によると考える。
- 若年者の就任を可能とするため。
- その地区に担当民生委員の後任が必ずしも居る訳ではない。エリアも広くし、工夫する必要があるため、地区をしているという“しぼり”が時代と逆行している。
- 長く居住していても関心がなければ地域の状況は把握していないのではないかと思います。年数に関わらず意欲のある方をお願いしたほうが積極的に活動してもらえenと思います。
- 民生委員・児童委員に必要な条件として地域に密着した人も必要だが、子どもやお年寄りの気持ちを理解し、何をなすべきかを知っている人も必要。色々な人に委員をやってもらうための。
- 現在のなり手不足を考えるとあまり制約を設けない方が良いかと思います。その方が適任者が見つかりやすいかも？
- 積極的に活動してくれる方なら年数にこだわりはいらぬ。
- 民生委員になってからでも、地域の状況把握が可能であり居住年数要件を撤廃しても良いのではないと思う。
- 基準あるのが望ましいが経験なくとも地域のためなれば可でないか。
- 他地域でボランティア、及びサークル等の活動体験があれば…。

- 自治会推進なので基本的には新しい人は選ばないし、受けない。
- 活動によって居住年数は関係ないと思う。
- 町内会活動と違い、民生委員活動の内容を理解する人であれば地域に関係なし。
- 基準を設けることにより動きがとれなくなる可能性大。
- 委員活動を支えているのは、本人の熱意によるものが多い。基準を厳しくするより、適性と思う方を探す事に重点を置くべきと考える。
- 民生委員、または福祉活動などの経験が豊富な方が転居した場合、新しい地区においても十分活躍できるノウハウをもっており、適任者と言えるため。
- なり手不足。
- なり手のすそ野を広げる。
- ボランティア、自治会等活動に前向きな人材は登用すべきかと。地域事情の理解等は、後からついてくる。
- 最近の近隣関係からいって、あまり居住要件は重要ではないのでは。むしろ新興住宅地域では“担い手”探しは困難。
- 実際に、居住区の隣接地に住んでいる方にやってもらっているケースがあるが、何とかできているため。
- 審査基準があることで、委員の選任に苦慮するため。
- 理想的には、居住要件は必要だか、委員を確保することを考えれば、居住要件は邪魔になる。
- 地区外の方でも民生委員を努めている例がある。やる気があれば必ずしも5年以上居住されていない方でも務まると思われる。
- 何年も住んでいても関りが少ない現状ある。民生委員になってからでも、居住年数が少ない場合でも活動を通して知り合えるので年数要件は撤廃しても良いと考えます。
- 委員を努める意欲のある方なら年数は必要ない。
- 現在の審査基準は実情に合わず機能していない。厳密に適用すれば相当数の人数が不都合となるのではないかと思う。まずは適任者に民生委員になってもらい、それから育ててゆくことを目指していけば良いのではと思う。
- 人の移動もあり、必ずしも居住何年と制限を持たなくてもよい。
- 住民の理解は居住年数で蓄積されるものではないと考える。
- 民生委員候補者に苦慮。
- 引受けて頂けるなら居住年数は問わない方が良いかと。
- 居住年数は、今の時代に関係ないと思います。
- 町内転居で、農家地区から市外地区に引っ越す場合があるが、田畑が農家地区に残っていれば、その地区と密接につながる事が多いため。
- 地区内で探すのが困難になっている。
- その地域に一定程度居住していることが、必ずしも地域の状況を把握することになるとは限らず、逆に、小規模自治体であれば、居住地域以外の地域の状況にも精通している方がいることも想定されるため。
- 担い手不足による。
- なり手不足の中で要件があるとなり手が見つからないため。

- 要件に該当する人自体少ないため、撤廃できる要件は撤廃すべきと考えます。
- 居住の長短によって影響は変わらないため。
- 小規模自治体にあつては、居住要件に関わらず、全体を把握することが可能である。
- 年齢構成等があり、高齢の方が多い地区では、居住要件に満たなくても役割を果たさざるを得ない状況もある。
- なり手不足の問題がある為。
- 個人の性格によるところが大きい。
- 地域の実状もあると思われ、常に居住年数で要件付けすべきではないと思われる。
- 居住年数が1年未満でも地域の状況の把握は可能。
- なり手不足の中、居住年数の要件で不適とは扱い難く総合的に判断するものであると思う。
- 担い手が不足している。
- 活動に意欲関心がある方、地域の実情を十分に把握している方であれば、居住年数は優先されないと考える。
- 転入後すぐに地域で町内会等、活動されている方もいるため。
- 担い手がない
- 全ての回答の理由として、なり手不足から選任に苦勞している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。
- 「居住年数」と「地域の状況把握」は、審査基準としているが、必ずしも要件に当てはまっている訳ではない。

II 「イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい」の理由（回答数84）

- 地域に住んでいないと周りが見えないため、2年や3年では無理がある。
- 本人が地域に慣れ、そしてその地域の状況を把握するためには年月がかかりますので現状のままでよい。
- 担当地区をある程度知っていることが必要で、現状通りが良いと考えます。
- 地域の事を把握しているには5年以上が妥当と思う。
- 地域の実情を知るのに年数がかかる。
- 現状のままが良いと思う。それ以下だと地域の事が良く分からない。
- 地域の現状を知らない人民生委員とすることには、その後の活動に影響を与える為一定期間の居住実績は必要と考えます。又、短期居住者は転居の可能性と人物把握が十分できない事から最低5年以上は必要。
- 現状通り、やはりその地域の実情を知っている事がベターである。
- 隣近所の付き合いが疎遠になっている現代社会では、地域の事情などを知るには5年以上は必要と思う。
- 永年居住していても、近隣の状況に詳しい状況とは言えない事が多いが、活動していく中で、永く居住している事自体が、ひとつの信用ともなると考える。
- 地域の状況把握は地域の人達との信頼関係が第一なので、居住年数は大切です。町内会活動による「つながり」を持つこと大切ですので「居住年数」＋「町内会活動参加」

＝民児活動の充実

- 5年位は、その地域に住んでいる方が望ましいと考える。
- 地域の状況を知るには最低5年程度が必要と思う。
- 現状で問題ありません。
- 地域の把握が必要。
- 地域の実態を理解できる人をお願いをしていますが、現状は難しい。
- 現状で良い。
- しっかりと地域に根付いて、はじめて住民と言える。
- 地域で長ければ把握もしやすいと思われれます。
- 地域の実情、状況の把握には最低でも5年程度必要と思う。
- 地域の把握ができていると思います。
- 5年以上居住しなければ地域の現状が分からない。
- 住宅地状況により、5年、10年と居住していても、交流のない世帯が増加していますが居住年数が5年以上であることは、1つの町会々長の指針になるのではと考えます。
- 地域の人に自分のことを知ってもらう、又地域のことを知るためにも居住年数は必要と思う。
- ある程度、町内会にも慣れていいのでは。
- やはり5年程度は必要かと考えます。周りが見えて関係性が深まるには5年程度はかかるのかと。
- 状況把握には、5年くらいは必要ではないかと思えます。
- 地域住民と顔馴染みになるには、少なくとも5年以上の居住か、あるいは町内会での活動が必要となるので現状のままが妥当な線。
- 5年が最低でも求められる居住年数だと思われる。
- 地区が知らないとできないのでは？
- 個人差はありますが、5年以上が妥当と思えます。
- 地域の状況の把握がなんとなくでもつかめていると思う。
- 5年以上でないと、地域の状況が分からないと思う。
- これからも住み続ける可能性が大きい。
- 地域の様子も分かってくる居住年数。
- 町内の事、学校の事、行政の事、ゴミ資源回収、通院、リハビリ、散歩、ボランティア、買い物、食事等を皆さんどうしてるのか知り、道で会って、〇〇さんとすぐ名前が出て来るくらいに親しくなっていないと、人の援助・アドバイスはできないと思えます。
- 地域状況を把握できる一定の目途として！！
- 地域の状況把握に時間がかかる。
- 現状で良いと思う。
- 地域の知識はあった方が良い。
- 地域の把握には、地域に根ざした生活実績が大切であり「ご近所づきあい」が基本となると思えます。広く深い付き合いには、それなりの年月が必要と思えます。
- 居住期間が5年未満の者が、地域の実情を十分に把握することは困難と考える為。
- 地域の状況把握の程度との考え方からすると現状がいいと思えます。特に田舎だと住

民に認めて貰えないのが現状です。

- 高齢化時代のなか、居住世帯も減少傾向にあるも、新入居者もあることから現状のままで良い。
- 地域の状況把握を考えると短期だと住民からの信頼を得られないのでは？
- 地域や住民を知り、住民との関係（つながり）が出来るためには、一定の年数が必要と考えるので現状のままでよい。
- 地域を知るためにもある程度の年数は必要。
- 少なくとも5年以上住んでいないと地域の事も分からず委員になっても、なかなか活動が出来ないと思う。
- 特に問題は発生しておらず、ある程度地域を把握するには適当な年数。
- 地域の実情を把握した人材を確保する観点から現状のままでよい。
- 地域の事情をある程度把握していることが、必須と考えるため現状で良いと考える。
- 現状で特に問題はない。
- ある程度地域を理解している観点からも居住年数が必要と考える。
- 特例で、5年未満の方を選任している事例があるので現状で良い。
- 地域の実情を把握するのに、5年は必要なため。
- 担当地区である程度の年数居住していなければ、住民からの信頼を得られない可能性があるため。
- 現状の基準が適当であると考えため。
- 現状で特に支障がないため。
- 地域について把握するため一定の居住年数は必要だと思う。
- 現状のままでよいと考えるため。
- ある程度は地域の状況の把握が必要だと思う。
- 土地を知っていただいて、災害時等に担当地区の町民に声掛けをしてもらうため。
- 地域の特色に馴染むのに一定期間が必要と考えます。
- 居住年数が長いと地域の事を把握できているため。
- 現行でよい。
- 地域に精通する者が好ましいと思う。
- 地域の実情把握と住民からの厚い人望を得る必要があるため。
- 例外も認められるため現状で良い。
- 民生委員児童委員の活動を十分に行うことができるのであれば、居住要件年数にこだわる必要はないが、その活動を十分に行える標準的な期間として5年は必要だと考えるから。
- 民生委員の業務内容を鑑みるとある程度の居住年数が必要と考えられるため。
- 地域の事情に精通した方を選考するためには、ある程度の居住要件年数は必要ではあるが、一方で団地等入居者の入れ替わりが多い地区からの選出にあっては、一定の緩和要件などがあっても良いと思う。
- 地域の状況等把握するのに、ある程度の居住年数は必要かと思われる為。
- 現状、居住年数要件はほぼ満たしているため。
- 地域に馴染むためには適当な年数だと思う。

- 地域の状況は把握していなければ、活動は困難。
- 現状で特に問題ないため。
- 本要件について、これまで特に支障は無いため
- 特に支障がない。
- 地域の状況把握が必要な事から、ある程度の基準は必要。
- 実際に地域の困りごとに対する対応や行政とのつなぎ役としての役割が多いことから、居住年数要件は設けておいた方が良い。
- 現状、特に問題が無いため。
- 妥当と考える。
- 地域事情に精通するに要する適当な期間と考えるため。
- 現状の方針で支障がないため。

III 「ウ．居住要件年数を4年以上にするべき」の理由（回答数1）

- 10年居住の人でも地域に無関心な人は沢山あります。引っ越しして来て2～3年の人でも協力して下さる方、関心を持って下さる方がおり、1、2年の方は無理でも5年の枠は、はずして良い。

IV 「エ．居住要件年数を3年以上にするべき」の理由（回答数13）

- 長く居住しても地域を知らない人は多数いる中で、居住年数が3年としても地域を良く知る人であればよいと思う。
- 人それぞれの生活、活動状況によるので。
- 地域の実情を把握する必要がある。
- 現在はなり手がいない状況であり、人間的に見て一定の判断ができるし選考する時も、町内会活動等により資質が判断できるので。
- 転居したばかりでは、地域の状況が分からないと思う。
- 要件をあまり厳しくすると手先の範囲が狭くなる。
- 人員を確保していくため。
- 地域をまたがり委員活動されている方もおります。実質居住年数は、3年程度でも、地域の状況把握に力を入れていただけると思う。
- 古くから居住している人が段々に少なくなっているため、居住年数は3年で十分かと思う。
- 地区内の実態把握に3年程度の時間は必要と考える。
- 居住地域に溶け込む年月が必要と思います。
- 地域住民のことを理解しているのであれば、年数は関係ないと思うが、地域活動を積極的に携われれば、3年ぐらいで理解できるのか。
- 3年住めば地域の状況が分かると思うため。

V 「オ. 居住要件年数を2年以上にするべき」の理由（回答数11）

- 第一に人柄が大事であり、なり手が少ない中で、居住要件に年数を2年以上に引き下げても良い人材を求めたい。
- なり手が少ない中での5年は長い、特に小規模な地区であれば居住年数は短くしても良いと考える。
- 地域を知ることは、意識することや興味の強さで変わり年数ではないと思うため。
- ある程度の居住年数があれば地域の状況が把握できるため。
- 地域の状況を把握していれば。
- 本人が地域にどう関わっているかだと思う。
- 2年程度で状況把握は十分である。
- 現状の5年以上にすると転居して来た方で有能な方がいても推薦する事ができず、地域でのボランティア等に積極的に参加している方であれば2年以上で十分と思います（欠員を生じさせないためにも）。
- 市営住宅・道営住宅等では、高齢者を除いて入退去の異動も有り5年以上の居住者を探すのが難しく、町内会役員も1年毎に入れ替わる為、委員も同じと思われ長続きしないのが現状ですし、町内会役員も地域の状況を把握しきれていない。
- なり手不足解消のため。積極的にやってみたい人は、2年も住んでいれば大丈夫と思う。
- 審査基準ではあるが、2年程度の居住で地域を把握することはできると考える。

VI 「カ. 居住要件年数を1年以上にするべき」の理由（回答数11）

- 地区居住年数1年以上であれば地域住民との面識、状況の把握可。
- 1年位ご近所付き合いをしていると大体知り合えるし、審査基準としてはまず人だと思うので、ある程度そこを理解できれば地域の状況は前任委員の協力を得ながら活動できると思う。
- 地域のことを思ってもらえれば良いと思う。
- 当地区は新興住宅地で転入者も多い。人格、識見が備わっていれば、居住年数はさほど重要ではない。
- 地区の自治会に1年以上所属していれば良い。
- 居住していなくとも状況を把握できる場合があるため。
- 地域の状況把握のため、居住年数は年数あるのが望ましいと思います。
- 居住年数が短くても地域の状況を把握している方がいる可能性があるため。
- なり手不足と経験等、地域での委員の信用、信頼等を考慮。
- 最低限の基準として1年以上で十分と考えるため。
- 1年居住すれば、その地域をある程度把握できるため。

VII 「キ. その他」の理由（回答数3）

- 長く住んでいるから地域をよく知っているのかと言ってそうではない。
- 何十年居住しても地域に対する熱意関心のない人も有り。思い切って年数を度外視すべきと考えます。
- 以前、20年以上居住していた地区から、一斉改選の前に転居された方がいた。町内の福祉関係事業に長く携わっていた方で地域の状況をよく把握している方であるところ、推薦書様式中の「現住所での居住期間」欄には5年未満の年数を記載することとなるため、別様の「区域の居住 5年未満で推薦する理由書」を提出した。都市などであれば、このような要件が必要かもしれないが、人口が少ない町村の場合は「地域」ではなく「同一町村内」としても良いのではないか。

12. 再任民生委員の民生委員協議会出席率についての意見

設問17 審査基準では、「再任にあたっては、民生委員協議会（定例会）への出席率が概ね60%以上であること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 330民児協中192民児協が回答に対する理由を記載 回答率58.2%

I 「ア. 出席率要件は撤廃すべき」の理由（回答数57）

- 60%くらい出ておけば良いのだ等と思う方もいるかもしれない。私のところでは、自身の健康状態及び身内の不幸の場合、又は仕事の都合でたまに欠席はありますが、ほぼ90%~100%ですから、考えられません。
- コロナによって定例会が実施できない事が多かった。
- 仕事の都合で出席できない場合もある。
- 出席率に関係なく地域で頑張る方もいらっしゃいます。
- 委員を増やす事を考えるのであれば撤廃すべき。
- 地域事情や社会情勢を考えると出席率60%以上は難しくなっている。例会に出席できなくても、民生委員としての職務がと怠っていなければ出席率は必要ないかと思われる。
- 理想は出席率が高い方が良いと思いますが、自営業以外の方は皆さん働いているので出席率を厳正に求めるとなり手不足になると思います。。
- 仕事を持つ現役世代が多いため、定例会を欠席することはやむをえないため。
- 仕事の関係等で出席できない委員もいるところから、出席率要件は撤廃した方が良いと思われる。
- 仕事、自営業などで定例会と重なる方も居るため。
- できる限り各委員が出席できるように日時を決めていますが、仕事をしている方や主婦がいるため。
- 100%があるべき姿かと思うのですが、そこで数字を定めなくても特に問題ないと思います。数字を意識して出席している委員さんいらっしゃるのでしょうか。
- 常時、定例会に出席の必要性はない。
- まずは民生委員の確保を優先。
- まずは、各々の地区に委員を置けるかが問題である。定例会の出席率をうんぬんする前に、委員の欠員を確保する事が大切と思う。
- 現在活動している委員の皆さまはできるだけ出席したいと努力しています。働いている委員は出席率要件を口にする来の一斉改選に退任すると思います。
- 主任児童委員は、仕事をしながらの活動が多いので（自分が主任児童委員の時は、時間を合わせるのが大変だったため、現在は民生児童委員として活動している）。
- いくらでも工夫できる。
- 漁家、農家も多く特に繁忙期の夏場は出席できない場合が多い。

- 現役で働いている年代の民生委員もいる為、仮に定例会の出席が困難な場合であっても、地域において求められる役割を果たしていれば、出席率に関わらず適任であると考ええる為。
- このことに重きをおけば委員のなり手はいなくなる。※現状私たちの民児協は80%以上の出席率であるが…
- 仕事に就いている人にとっては、ハードルが高すぎるから。
- 職業を持った人も多くなり、出席がなかなか困難な人も増えているから。ただ現在は、定例会を夜開催するなど対策を講じている。
- なり手不足の解消並びに幅広い人材活用を図るため。
- 定例会への出席が無くても、地域活動は行えるため。
- 会議だけが、民生委員の活動ではないため。
- 通常、働きながら受けてもらっている。出席率は再任を防げることになる。
- 委員の多くが就労しており、定例会に出席できない場合でも、議事録の送付や個別に説明する事により、活動ができているため。
- この基準の設定理由が、そもそも何のための設定なのか不明、必要ないと思います。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等により協議会（定例会）の自粛を求められていることから、出席率の要件とすることは好ましくない考えるため。
- 若い委員は働いている方もいるので、出席率要件は撤廃するべき。
- 職種によって定例会への出席が難しい場合もある。
- 人材不足のため。
- 制限を設けるとなり手不足の区域で委員の欠員が発生するため。
- 仕事をしながら民生委員活動をしている人もいるので、協議会（定例会）への出席が困難な為、出席率要件は撤廃するのが望ましい。
- 業種によっては定例会は、参加出席しない人もいるので、出席率要件については撤廃もしくは、50%以上に変更してほしい。（年2回の定例会のため、1回欠席すると再任要件に引っ掛かるため。）
- 今後の担い手に影響する可能性があるため。
- コロナ禍において書面会議や中止などが相次ぎ、令和4年12月の一斉改選についての出席要件は参考とならないため、これを機に撤廃となると選任しやすい。
- 現役で仕事をしている委員も多く、定例会に出席できない場合でも地域の中で活動ができていると思うので。
- 民生委員児童委員として活動を十分に行うことができるのであれば、定例会の出席率要件を設ける必要がないから。
- 就業しており、平日日中の定例会出席は難しいが、土日や夜に活動する場合があるため。
- 地域によっては農繁期で、出席率が低くなる方もいますが活動との因果はあまりないと思われるため。
- 定例会の出席率が低くても、普段の民生委員活動に尽力されているのであれば再任しても良いと思う。
- 定例会の出席がほとんどできない委員でも、しっかりと民生委員業務を行っている委員がいるため。

- 必要性が感じられないため。
- 定例会だけが活動ではないため。定例会を欠席した場合、別途説明を行っているため。
- 民生委員の活動は定例会の出席以外が多い。
- 現在コロナ禍の中で開催しており、勤務場所の都合等から出席率が下がっている状況もある。
- 偶然に欠席となったケースが重なった場合もあると考えるため。
- 働いている委員もおり、欠席した場合には、話し合われた内容を伝える事で、同じ認識のもと、委員活動を行う事が出来る為。
- やむを得ない事情により欠席する場合もある事から、出席率や活動状況などを総合的に判断すべきであるため。
- 事務局や他委員と情報共有ができている状況であれば、本要件は無くても良いと考えられるため
- 仕事をしている人もいるため。
- 制限を設けると選任がより困難になる。
- 個別事由もあるため、一律に出席率を審査基準に設けるべきではない。
- 仕事を持っている方もいるので、定例会の出席率と通常活動の貢献度合いはイコールにならない。
- 担い手がいない。

II 「イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい」の理由（回答数111）

- 余程の事が無い限りは、定例会を欠席する事は無いと思うし、あまり欠席（病気・家族）以外で欠席が多い時は、本人とよく話し合いを持つことが大事だと思います。
- 現在定例会の出席率は91.2%ですので現状のままでもよい。
- 定例会の出席率は平均90%以上である。
- 例会出席は大事な事で、出席率60%以上が最低必要と考えられます。
- 現在でも出席率は高いと思うのでこのままでも良い。
- これが無いと欠席者が増えるように思う。年間定例会開催日を知らせてるので、できるだけ出席して欲しい。
- 出席率の定義は大事だと思う。ただし、年齢的に家庭の色々な諸事情により60%未満の場合もあるが一時的なものだと思います。
- 定例会欠席者は、会長に事前に連絡し、資料、伝達事項の説明を受けるようにしている。
- 定例会は民生委員としての知識・活動等にとって一番重要なものと位置付けています。働いている委員にとっては、参加が厳しい時もありますが、半分以上の参加は必須と考えます。定例会は、民生委員同士の意識の向上、情報共有、問題解決に必要であり参加は不可欠です。
- 仕事を持っている委員は満たせない場合もあるが「なり手不足」の現状ではやむを得ないと思う。
- 現職者の場合、例会日勤務のため出席ができないケースが多く発生する可能性があり、出席強制できないことがある。

- この割合を下回ると、地区民児協として活動ができない。
- 今後、連携して活動することが必要になると思われる。
- 出席率60%以上は、ほとんどクリアしているので現状のままが良いのではないか？
- 若い方をお願いすると、働いているし、時間が沢山ある訳ではない。といっても、出席は必要と思う。そもそも頼む時にたいした事はない等と頼むのは間違いである。ボランティアの責任と考える。
- 担当区地域の状況を例会等で知る上で出席率要件は必要。
- 定例会に出席することで民生委員として得る情報等を共有できる。
- 私達の地区では90%以上の出席率であるため、60%以上との設定自体低すぎと考える。
- 民生委員児童委員を引く受けた以上、ある程度の定例会への出席は当然であると考え
- る。
- 個人的には80%以上と思っていますが、現状から見て難しいものです。
- 「出席率」は「地域の人達の為に協働する」という「情熱」を示すものと考えます。相手に求めるだけでなく、定例会を魅力あるもの、互いに認め合う場としたいものです。
- 現状では、60%以下の出席率は皆無であり、無理や負担がかかる基準では無いと考える。
- なるべく回数が多い方が良い。
- 協議会としての毎月の役割の把握や、委員同士の心の交流など定例会は、とても大事な仕事だと思う。開催予定も前もって決まっているので、仕事を持っている人でも出来る限り出席するよう呼びかけている。
- 共通理解を深めるためにも、出席率の多い人が望ましい。（現在の協議会は80%以上の出席です）
- 現在は、仕事も持たない高齢者が多く、平日、夜間の事業活動が多く60歳以下の人には参加しやすい環境とは言えないので。
- 定例会に出席し色々な事例などを聞いて初めて自分を高められる。出席すべき。
- 定例会の出席により他委員と活動等が共有され意見交換等も行いやすいと考えられる。
- 委員との交流は大事。
- 委員とのコミュニケーションが必要の為、最低60%はと思います。
- 望ましい活動を行うには現状の60%以上の出席は必要。
- 地域に対しての説明が不十分になる。
- 実際には、働いている人は中々出席できず。
- 当民児協はおおむね90%以上の出席率であり問題ない。
- 出席率があまり悪いと流れが分からなくなるのでは？
- 全委員が出席するのは難しい。
- 最低で60%以上の出席率が必要である。
- 出席できないような人は、資格がないと思う。しっかり活動できる人を求める。
- 委員としての活動をとして、定例会出席は大事と思って欲しい。
- 協議会役員、事務局と連携がとれていれば50%以上でも良いと思います。
- 定例会の出席率は必要と思います。
- 現状では、全体的個別的に見ても8割以上の出席率。委員を受けた以上は責任を果たそうとしている姿が見える。

- 数字のみの判断でなく本人の日常な立場（職を持っている、地域での様子等も大切）を参考とする必要があると思います。
- 委員相互の意見交換と自己成長になるから。
- 名前だけの委員ではあってはならないため。
- 出席率は高いほど望ましい。会議に出席して学ぶことは多い。委員としての自覚・責任からも出席要件は大事な割の一つ。
- 特に問題が生じていないので。
- 良い活動を期待すると現状のままが良いと思います。
- 出席率が向上する。定例会が活発になり活動意欲がアップする。
- 定例会は、重要な共有情報の場であり、60%以上は必要。
- 地区の連携、まとめり、委員同士のつながり大切。
- 定例会への出席が極端に少ない委員の例もあるので、ある程度の出席状況が要件としても
- 定例会が一つの情報の場で、活動していくのにはとても大切な会議であり仲間とのコミュニケーションの場でもあるので。
- 連絡事項や情報交換は、活動の根幹とされますので最低でも現状ままかそれ以上が良いと思います。（当民児協は、実績として令和2年度98%の出席率です）
- 委員同志の交流が必要。
- 本協議会において、出席率は良いため。
- 毎月の定例会は、開催日を第3木曜日とし、時間も仕事終了後の出席しやすい時間18:00からで、女性委員の仕事時間を考慮し調整している。地区研修時も17:30からですが、欠席者は2～3名で84.2%から89.4%です。
- 審査基準も大切とは思いますが、厳密に考えれば委員は、居なくなる、半数以上の出席が妥当と思う。
- 欠席者は決まってくる。（職業柄仕方がないと思うが慣れてしまっている）
- 多くの委員は、出席しているので現状のままでよい。
- 受けた以上はやはり60%以上の出席が望ましいのでは？
- 仕事についている委員が都合がつかない時には、休まざるを得ないと思う。
- 我が地区は、毎月90%以上出席しています。欠席した委員に対しては、例会後すぐ役員等が訪問、資料届け、伝言で100%を追及しています。
- 皆、出席できているため。
- 個別訪問と定例会への出席は基本である。緩和すると気の緩みが生じ委員活動の質の低下が懸念される。
- 当地区は特に問題なし。今後も出席率は60%以上は維持できるし、維持すべき。
- 当民児協での出席率は75%以上であり委員として引き受けたら定例会等に当たり前のことであるが出席率要件は必要なし。
- 現状で良いと思う。
- ある程度の活動が必要と思う。
- 出席率が低くなると共通認識が保ちにくくなり地区協議会の活動が効率の悪いものとなるように思います。

- 児童委員協議会は、民生委員児童委員としての勉強の場でもあります。事例や問題点講演会での発表などいろいろあります。
- 定例会出席は各委員への報告、審議を含め大切な伝達及び情報交換でもあり、活動の要でもある。また定例会出席者への意欲にも影響活発な活動の妨げにもつながるの現状のままでよい。
- 定例会の持つ意義から現状程度は必要と思う。
- 前向きに取り組んでいる可否の認識の尺度が必要です。
- 我が地区民児協では、概ね80%以上なので問題なし。
- できれば、出席率をまだ上げた方が良いかと。我が地区は、毎回80%~90%たまには100%もあります。
- 私たちの地区は、働いている人が多いので、定例会に出席するのは、大変と思います。月に1回なので大切な会議と思い出席していくれています。
- 定例会の重要性を鑑み、一応の目安として60%以上とする出席率の明示は必要である。
- 定例会は、研修や全委員に対する情報の伝達の場合であり、一定率（60%以上）は出席してほしい。
- 出席率は重要である。
- 特に問題ないと思う。
- きちんと出席している委員との整合性を図るため。現状のままとすべき。
- 協議会によって他地区との情報共有ができるため、現状のまま60%以上の出席率でよいと考える。
- 地域やケースの情報共有、委員同士のスキルアップの機会でもあるため。
- 定例会は活動における情報交換や研修の機会となっており、委員の資質向上の点を考えると現状のままが望ましい。
- ある程度の出席率は必要と考える。
- 撤廃すると活動しない民生委員が発生し民生委員の形骸化になる。
- 情報共有が必要なため。
- 現状の基準が適当であると考えため。
- 現状の基準をあえて修正しなければならない理由がないため。
- 現状で特に支障がないため。
- 出席率が低すぎても役割を全うできないと考えられるため
- 会議での内容を把握するには、必要だと考えます。
- 民生委員協議会は全町的状況や制度等の把握など活動に必要な事項を得る場となると考えるため。
- 一応の目安として、現状のままで問題ない。就労の都合や職業（住職の方など）によっては出席が難しい場合もあるかと思うので、日々の訪問や相談対応をしっかりと行って頂いて、事務局との連携が図れるようであれば、出席率にこだわる必要はないと思う。反面、名ばかり委員を防止するためには、基準が定めてある方が良い。
- 定例会で地域の状況を把握して頂く為、出席率は現状のままで良いかと思ひます。
- 概ね、再任していただいた方は、出席率が良いので現状でよい。
- 出席率が少なすぎると委員としての自覚の欠如にもつながりかねないため。

- 定例会には出席して頂いて、情報共有は必要。
- 確認事項や決定事項は定例会に参加して行ってもらえるのが良いと思うから。
- 情報共有や委員同士のコミュニケーションも必要なため。
- 概ねとなっているため下回っても再任に支障はない。
- 特に変更する理由がない。
- 現状、特に問題が無いため。
- 適当な基準が分からないため。
- 基準を設ける事により、委員の活動意欲を確認する参考となる為。
- 特に問題ないため。
- 互いに、活動状況が可視化できるため。
- 全ての回答の理由として、なり手不足から選任に苦勞している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。
- 現状の方針で支障がないため。
- 特に問題なし。

Ⅲ 「ウ. 出席率要件は50%以上にすべき」の理由（回答数16）

- 当地区でも、この問題は過去に発生しており会長副会長のみで決定されていた。
- 仕事との両立が難しく、活動できる日数も少なくなっている。
- 仕事を持っている人は、ある程度の欠席はやむえないと思う。
- 仕事に従事されている方もおり、その点を考慮すべきと考える。
- 協議会に参加するのは外せない条件ですが、今の状況では仕事をしている人が多いと思う。民生委員活動と自分の仕事のバランスを取るために本来は、出席率を重視すべきでないと思う。
- 本人の仕事等の都合を考慮する。
- 職業をお持ちの方で、日中に会議に出席を必須とすることは難しい。
- 出席できない理由が何かによる。委員との連絡例会内容が伝わる事ができれば良い。
- 退職者以外にも範囲を拡げるべき。
- 社会状況から考えると少しでも厳しい条件は緩めて50%以上出席できれば良しとして良いのではないかと。
- 現状でも地区役員がしっかりフォローすれば良いと思う。社会環境の変化で本人の意思とは関係なく定例会等への出席が叶わなくなっている実態がある。概ね50%の参加でも良いのではないかと。
- 本人の時間的都合もあって出席できないケースもあるので50%ぐらいが良いのではと思う。
- 就労している人は出席率が低くなるため。
- 出席できないこともあるので50%にすべき。
- 仕事で協議会に参加出来ず、出席率が低い委員がいるが、積極的に委員活動を行っている。しかし、委員活動を行うためには、知識の習得や情報共有が必要と思われるので、出席率要件は設けた方が良いと思う。

- 仕事をしている委員に配慮して少し緩和してはどうか。

IV 「エ. 出席率要件は40%以上にすべき」の理由（回答数1）

- 出席率の要件を撤廃してしまうと、出席率の低下につながるが、現状、担い手の選任が、困難なことから少し下げのべきと考える。

V 「オ. 出席率要件は30%以上にすべき」の理由（回答数2）

- 当市の現状を考えた場合、出席率に差があるため。これは日中開催する定例会に出席できないが、他の方法で頑張っている委員の存在がある。
- 委員の中には現役で仕事をしている人も多く、その中でも自営業（特に農家や酪農家など）の方は冬季以外は仕事が忙しく、どうしても出席率が落ちてしまうため、年間を通して60%以上の出席は難しいです。そういった方の事情も考慮し、30%以上の出席に引き下げていただきたいです。

VI 「カ. その他」の理由（回答数4）

- 現実として、仕事をしながら担っている方も少なくなく、制限をする事で選任範囲が狭まる。
- 仕事を持つ委員が結構多い。その中でも、委員は工夫して活動している。連絡は取れている。
- 情報交換や行政との指針等、特にコロナ禍の中での情報は大切でした。欠席される委員に対する連絡も負担になります。定例会には余程の理由がない限り100%近くを求めたい。
- 出席は基本的に必要ではあるが、要件が満たせない理由が何かにより変わってくると思います。

13. 民生委員の活動時間要件（週14時間）についての意見

設問18（時間的余裕） 審査基準では、「民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 330民児協中195民児協が回答に対する理由を記載 回答率59.1%

I 「ア. 活動時間の要件は撤廃するべき」の理由（回答数122）

- 活動内容は個々において色々ありますので、一概には時間を決められるものではないのではと思います。
- 地区内での商店関係が激減しており、週時間制限など無理と思います。
- 基準は必要かもしれないが…時間を定めることは…？
- 現在の時点で週14時間以上の設定は難しいと思う。今、委員でも現職の人が多くなって来ているので活動時間を定めていることは大変です。
- 制限をかけるとなり手がいない。
- ごく普通の会社員などは出来ない基準です。しかも今の時代70近くまで働くのが当たり前のようになっています。
- こんな定めを規定すると増々「なり手」がいなくなってしまう。
- 仕事を持つ委員が多いこと。
- 委員の多くが他の社会的活動を複数行っている。それぞれ出来る範囲で活動をしてもらえればよい。
- 仕事と兼任する事があるため。
- 就労しながら就任する委員が多くなっており、後任者確保のため。
- なり手が少ない中、具体的活動時間の要件は必要ない。それよりも委員としての任務が全うできるかが大事で今後の選考にも支障が出るのではないか？かつて新任の確約した人が『特集、民生委員の活動』を新聞で見て断られた事例がある。
- 各委員担当地域での事情（環境、住民の生活レベル）が異なり、時間的な基準はなくても良いと思う。
- 活動はそれぞれの地区の事情もあることから、活動時間で計る必要な無いと考える。
- 活動は時間にあらず！継続です。
- 新任の方には、プレッシャーでしかない。
- 特に時間の制限はいるのかと考える。
- 地域事情により活動は異なると思うので、活動時間は委員に委ねても良いと思う。
- 活動時間の要件を決めてしまうと、マンネリ的な活動が多くなると思う。心から相手を思う活動が大事だと思う。
- 新任の時に、活動時間を聞くと心が重くなりそう。任命後の事務引継ぎの時に色々説明するし、活動票などで報告もあるので。
- 仕事を持っていたり、60歳以下でも活動しやすい環境づくりに配慮すべき。

- 週14時間必ずしも活動しなければならない！！とは言えない。ケースバイケースで飛んで動かなければいけない日もあるので、時間制限は決めなくてよい。なり手がいなくなる。
- 活動内容は地域の事情等で変化がある為、〇〇時間以上というのはおかしいと思う。各委員無理なく出来る範囲での活動が良い。
- 特に定めなくても！
- 時間数にこだわるよりも内容を重要視すべきと考えるため。
- ある程度活動できる者でなければならないが、時間の要件は撤廃したほうが良いのではないかと思う。
- 半数は働いている人がいるので、本人の時間で動くべきである。
- 自分の家庭、仕事に支障が無いように活動する事が良い。
- 委員としての自覚があれば基準必要なし。
- 仕事をしながら民生委員活動をしている人もいるので、時間の制約は難しいものがある。工夫してもらえない。
- 就労している委員には負担がある。
- 担当地区の状況やご本人の都合もあるので一律にすべきではないと思う。
- 仕事をしている方や主婦の方が自由に活動できるようにするため。
- 活動時間は要件に付いての時間は撤廃すべき
- 民生委員の仕事が多い中、活動する時間は撤廃すべき、又ボランティアではなく有償ボランティアにすべきである。
- この要件を基準とする理由が判りません。
- 委員として何らかで行動している。それを時間では計られない。
- 例えば事例によっては、時間を切って活動すること困難な場合もあるのではないかと考えます。活動時間も含め判断に委ねると良いかと考えます。
- 基準としては、根拠あると思いますが各人の立場（仕事等）も考えて、あえて中身が大切と考えます。本人を信じる面の比率も多くなるのはやむなしと考えます。
- 時間制限とか縛りを付けるからなり手が少なくなる。
- さまざまな職業の方々ですので、週単位又は、1日単位で決められると活動自体が窮屈になるため。
- まずは民生委員の確保を優先。
- 委員個人の意識・地域の環境によって種々雑多。月毎条件、状況は予想がつかない、時間問題よりも、事態をキャッチして適宜な対応処置が問題となる。
- 若い世代の委員は、週14時間以上活動をすることは難しいと思う。
- 仕事をしている人は、週とはならない。
- 現職の委員もいる。
- 自分の仕事を持ちながら活動しています。天候で仕事のない時、仕事に影響のないようにしています。要件が緊急の場合は別。
- 各自の生活スタイルも多様化してきている。責任感を尊重すべき。
- 担当区域の状況や委員個人の条件もあるので
- いくらでも工夫できる。

- 時間制限は必要ない。
- 働いている委員には負担が大きいため。
- 委員個々の状況に任せるべき
- 委員個々の条件に任すべき。
- なり手がいないところを、無理にお願いしている場合も多く、要件は適さない。
- 職業を持っている人は特に無理だと思う。
- 仕事を持っている方もおり、短時間で凝縮した活動も可能と考える。
- 一日約2時間の時間要件は厳しいと思う。委員が仕事をしている場合や、地域住民に対する活動する時間も時間帯が制限されてくるケースが多くほとんどムリ。ほとんどの委員はボランティアという気持ちで活動しているしそう思って受けていると思う。
- 地域により活動時間が異なる。
- 兼職の方も多と思うので、無理がある。
- 最近、現職を持っている方をお願いしているのに！
- なり手不足解消のため活動時間はうたわない方が良いと思う。
- 地域（担当）によってかなり状況が異なる。必要のない要件だと思う農林地帯と団地を抱えた担当地区では、一律に考えられない。
- 現役で働いている民生委員が週14時間を確保する事は困難であるため。また、担当地区によって必要となる活動時間は異なる為。
- なり手問題からもあまり重きをおくべきではないと考える。できる時できるだけが良いのではないか…。
- 必ずしも、時間設定にこだわる必要はないと思うから。
- 定めてしまうと一日2時間と考え、なる人がいなくなります。
- 要件を満たしていない現状がある。
- 活動は時間ではなく内容の充実が問題であり、内容が充実することで自然と時間も増えていくと考える。
- 無理に委員を引き受けてもらっている現実があり、活動時間を設けるのはいかがと思う。
- 活動の内容によって凸凹があるので撤廃してほしい。
- 現状のコロナ禍では、活動が制約を受ける。活動時間の要件は撤廃すべき。
- 仕事をしている人は、土・日しか活動できないので撤廃すべきだと思います。
- 現状のままでは、要件が厳し過ぎる。現状の要件に合致するように活動出来ている人は殆どいない。
- 仕事をしている委員が多くなり、状況や必要に応じて活動や研修等に取り組めることで良いと考える。
- 要因活動は、日々定まった時間ではなく、不規則ですので基準は必要ない。
- 時間的余裕のない中で、頑張っている委員も多いので心の負担を少なくしてあげたい。
- なり手不足の解消並びに幅広い人材活用を図るため。
- 仕事と両立している方が多いので、活動時間の要件は特に設けなくても良いと思います。
- 時間の制約によるハードルは、心象的に良くない（時間を理由に就任を断られてしま

う)。

- 活動要件により、なり手が制限されるため。
- 大きな市や町は人口も多く、多種多様な活動となり委員の負担も増えるため、撤廃するべきだと考える。
- 会社員等が民生委員となった場合、現状の基準では、ハードルが高いため。
- 地域住民からの求めがあった時や、委員自らが必要と判断した活動を適切に行っていれば、時間要件は不要である。
- 現実的に14時間も割愛できる人は少ないと想定。
- 担当地区により、住民の困り度も違うので、活動時間を一律にする必要はない
- 人材不足により、人選が困難なため。
- 通常、働きながら受けてもらっている。出席率は再任を妨げることになる。
- 委員の多くが就労しているため。
- 現委員の8割が自営上（農家や商店）であり、仕事の合間に活動している方がほとんどであることから、現状を鑑みると、活動時間の要件は担い手としてのハードルを高くしている要因であると考えため。
- 他の仕事に従事する委員もいる事から、その週によっては要件を満たさない場合も考えられるため。
- この基準の設定理由が、そもそも何のための設定なのか不明、必要ないと思います。
- フレキシブルな活動ができるようにすべきだと思う。
- 活動時間を定めると、なり手不足は更に加速する。
- 若い委員は働いている方もいるので、出席率要件は撤廃するべき。
- 人材不足のため。
- 活動は個人の自由であると考えため。
- 民生委員としての活動に時間要件は必要と感じない。必要な時に活動すればよいと思う。
- 平日に仕事をしている委員もいるため、週14時間は難しいと考えられるから。
- 仕事を持っている方もいるため。
- 時期によって民生委員の活動量が異なるため。
- なり手の幅を狭める要因になっており、可能であれば撤廃が望ましい。
- 委員の皆さんも仕事をされながら、時間を見つけて活動されている事もある為。
- 当人が担当する世帯数によっても変わりますが、時期によっては時間を確保するのが難しい人もいるので、活動時間の制限はなしでよいのではと考えます。
- 働きながら委員活動している方が多く、週14時間（＝1日2時間）は厳しい。（時間よりも活動内容で計りたい）
- 活動を行う時間は、各委員に委ねるべき。
- 仕事をしている方もいるので、特段要件を定めると担い手がなくなる。
- 割愛できる時間は長い時間確保することは重要であるが、なり手確保には困難が生じる。
- 今回のコロナの問題が出た時のように活動が制限される事を考えると活動時間は定めない方が良いのではないかと思われる。

- 地区によりそれぞれ状況が異なるため。
- コロナ禍での活動あり、制限がある。
- 具体的な時間を明示する事が負担感になり、また責任感に拍車を掛ける事等により、“なり手不足”の一因になると考えるため。
- 地域の特性に合わせて活動を行うべきである為。
- 人材に限られ有識者に依頼する際、大きなハードルとしてとらえられ、なり手となりにくい場合があるため。
- 地域特性により活動時間に差が出るため一律に縛るべきではない。
- 制限を設けると選任がより困難になる。
- より柔軟な活動を期待できるため。
- 他の委員等を兼ねている方がほとんどで、実際的にそれほど余裕のある人などほぼいない。
- 有職者にはプレッシャーが大きく、担い手不足の要因と考えるため。
- 担い手がいない。
- なり手不足から選任に苦労している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。

II 「イ. 現状のまま（14時間以上）でよい」の理由（回答数38）

- 大まかな基準があった方が活動しやすいので現状のままで良い。
- 気になる方がおられる時等、とても週に〇時間など言うてはいられません。また、時として、何事もなく平穏な日々が続く事もあり、活動時間〇時間以上等は本当は決められない。
- これを定めないと名前だけの人となってしまう。
- 現職者も活動時間確保の努力、工夫をしてもらう意識が必要。
- 一応の基準としてあった方が良い。
- 委員の活動する状況によると思います。
- 本人の都合に合わせる。
- 時間に余裕がないとできない。
- 委員を受けた時は、責任を感じて仕事と委員の活動を両立しようとする姿勢を感じるから。
- 丁度良い時間です。
- 現状のままで良いと思うが努めている人も多くなって来ている中週14時間は無理でもあるのかもしれない。しかし、我々民児協は98%の出席率。そして、活動もばらつきはあるがそこそこできていると思うが、概ね週7時間以上の方がよいのか迷うところでもある。
- 委員個々の時間的タイミングと、住民から必要とされ相談を受けることに問題が生じていない。
- 地区の状況にもよるが時間が掛かる時は結構かかるので、平均して週14時間以上で良いかと思う。
- やったらきりが無い業務と思います。しかし、基準がないと熱心にやっている人と不

公平が出ます。

- 「概ね」記述があるので、現状のまま。
- 大部分の委員は定年退職後に就いているのが現状である。時間は十分確保できるはずである。緩めるべきではないと考える。
- さまざまな事情が活動が思うようにできない月もあると思うので現状でよい。
- この基準をそのまま充当して審査しているとは思えないし、組織である以上何らかの基準は必要になるのであろうから現状でも良いと思う。
- 現状で良いと思う。
- 担当地区の高齢化が進み、1世帯当たりの訪問に時間がかかるようになっておりますので現状時間は必要と考えます。
- 活動実績から14時間以上超えていることから現状のままで良い。
- 今までも委員には現状で概ね理解して頂いていた。
- 現状で特に支障がないため。
- 現状のままでよいと考えるため。
- 適当と考えます。
- 仕事をしながら民生委員活動をしている人が多いため、1日当たり1時間程度の活動時間が適切と考えられる。
- 現行でよい。
- 一定の目安は必要と思う。
- 現状で問題なし。
- 一応の目安として、現状のままで問題ない。就労の都合や職業（住職の方など）によっては出席が難しい場合もあるかと思うので、日々の訪問や相談対応をしっかり行って頂いて、事務局との連携が図れるようであれば、出席率にこだわる必要はないと思う。反面、名ばかり委員を防止するためには、基準が定めてある方が良い。
- 仕事をしている方もいるが、概ね現状の時間で活動できていることからそのままでもよいと思われる。
- あくまで基準であり、特に変更する理由もない。
- これまでも厳密な扱いではないと思われ、変える必要はない。
- 現状、特に問題が無いため。
- 適当な基準が分からないため。
- 特段の意見なし。
- 現状の方針で支障がないため。
- 特に問題なし。

Ⅲ 「ウ、概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更すべき」の理由（回答数26）

- “なり手不足”を解消するために、時間に束縛されない方向で考えてほしい。
- 仕事を持つ委員が増えている。
- 民生委員同様になり手不足から他機関から委嘱を受けている委員も多い。（時間に余裕がない）

- 週間によって活動時間のバラツキが出るのが現状だと思うが、1日あたり2時間は少々長いと思われ現実的ではない。
- 仕事に従事されている方もおり、その点を考慮すべきと考える。
- 私も営業の仕事でしたので、ある程度自由に使える時間がありましたが会社勤務等の方は14時間は大変かと思います。
- 1週14時間以上、かなりハードと思う。その地域の実情にもよると思うが、活動に必要な時間の濃淡もある。複数あるいはグループ等での活動など工夫をすれば7時間以上で可能と考えます。
- これ以上の時間を求めると民生委員のなり手がいない。
- 基準を緩和する方が良い。
- 人員を確保していくため。
- 「大変だ」という思い込みを少なくする。
- 定年延長に伴い、70歳まで仕事を続けている方が多く仕事を両立させるには、概ね週7時間以上で良いと思います。
- 相談等も多くなり活動時間も増えていますが、委員の高齢化も進み体力的にも持たなくなっています。少ない時間での対応を求めます。
- 1回当たり1時間で十分対応できると思います。1回2時間以上になる事もあるのでしょうが週7時間程度でスタートする方が負担が少ない。
- 週14時間以上は難しい。
- 就労している人は活動時間を多くとれないため。
- 働きながら活動を行う委員が想定されるなかで、1日当たり2時間を確保するのは困難であり、その点については1日当たり1時間が妥当であると考えます。
- 年齢基準を考慮すると本職を持つ委員が多く、現状の活動時間の捻出は難しいのではないかと。
- 委員が無理せず活動できるようにするため。
- 仕事等をされている委員もおり、時間についてご負担を掛けない範囲で委員をお願いします。
- 民生委員の負担が大きいため。
- なり手が不足しているため。
- 就労者に対する基準要件緩和のため。
- 1日2時間だとハードルが高く感じるため。
- 委員の中に農業や畜産に従事している方もいるため時期によっては活動を行えない場合もあることから。
- 地域の実情により、活動時期が偏る事も考えられる為。

IV 「エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更するべき」の理由（回答数11）

- 概ね週4時間は個人的には負担が少なく丁度いいと思う。
- 定年延長と仕事の都合で出席できない日が多くなっている。
- 定年の延長等により現役の委員の活動は制限されること。また一日2時間の目安は現

役でない人にとっても拘束時間として受け止められ敬遠されてしまいます。担当地域によっても活動に従事する時間はまちまちであり、基準を高く設定することは新任委員の勧誘時にも障害となります。

- 担当地区の実状に合う範囲でよい。
- 週14時間は無理です。そんな要求したら誰も受けてくれません。
- 時間を考えたら委員を続けられない人は多い（仕事も持っている人は特に）。現にこれを理由に上からの承諾を得られず、委員を受けて貰えなかった事がある。（本人の意向とは逆に）実際この事を考えて、人を探す事はない。
- 時間の多さが活動内容の質に比例するものではなく、この程度以上であれば工夫と努力により立派に活動していけると思われる。
- 1日当たり2時間は、重荷過ぎるかと思われる。
- 委員の負担を軽減させるため。
- 活動時間の要件は緩和しては。
- 仕事をしながら活動している人が多くなったため、一日2時間は難しい。

V 「オ. その他」の理由（回答数1）

- 時間でなく、必要な活動が出来るに変更が良いと思う。

14. 居住地に関する緩和・経過措置についての意見

設問20（経過措置の期限）平成31年の審査方針の一部改正における、「その他⑦」は、①～⑥の要件を満たした場合であっても委嘱期間は3年を限度とすることを定めたものですが、このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 330民児協中141民児協が回答に対する理由を記載 回答率42.7%

I 「ア. 限度年数は撤廃するべき」の理由（回答数39）

- 居住地が変わった時点で活動は不可決と思います。ただし一斉改選迄残り何か月位は良いと思います。
- その地区に詳しいため。
- その要件から3年間だけ限定することは、非現実的であり、撤廃していただきたい。
- 多くの人材を求めるのであれば、撤廃すべき。
- なり手が少ない中、他に適任者がいない場合、限度年数を撤廃しても、やむを得ないと考える。
- 担当地域住民高齢者により新任者が見当たらない現状、やむを得ず継続、担当地区会長と連絡を密にし、新任者捜し。
- 3年間地区民生委員として活動してきた実績は貴重なもの。ただし、その後本人が退任する時はできるだけ当該地区から委員を選任するのが望ましい。
- 担当地域から委員が転出（近場）してもこれまでの信頼関係は、無くなるものではありません。活動における信頼感は必須です。転出した委員がこれまで同様に担当することで、地域の人達とより良い信頼感が増すことでしょう。
- 転居して他の地区から、今までの地区を担当するのが考えられないが、やってくれるのであれば制限は必要ないと考える。
- 前居住地の人達との交流がある程度続き、地域事情を把握しているのであれば、継続しても良いのではないだろうか。
- 特に定めなくても！
- 地域の実情をしっかりと把握し、特に支障なく活動できれば限度年数は撤廃で良しとする。
- 今の要件で言えば200m先に転居しても、担当区から外れたらやめる事になるのでは？
- 町内会役員とは違うので関係ない。
- あくまでもその地区に居住していること。
- 民生委員の確保を優先にしたい。
- 前任者になり手が無く、前居住地の委員を努めることから、後任委員が選出されるまで努めても良いのでは。
- なり手不足解消のため
- 人材不足。欠員状況の克服の為には、制限は必要なし近郊に在住していれば十分可能

である。

- 地区内民生委員が一番良いが、地区外居住者でも地区住民の状況を理解し活動できるのであれば問題はないと考える。
- 当該地区で委員確保が出来ず、本人の了承が得られる場合は限度年数は撤廃すべきである。
- なり手不足の解消並びに幅広い人材活用を図るため。
- 特に問題はないと思う。
- その他の要件を満たすのであれば、町民の方との交流も深く委員としての信頼もあるため、限度年数は撤廃すべきだと考える。
- 担い手不足の中で、担い手を確保するため。
- 市町村内に居住して、その地区の状況を把握することに努力してもらっているなら必要はないと思う。
- なり手不足問題もあることから、続けてもらえるのならば、年数の制限を撤廃することにより、人員を確保できるため。
- 期限を定められると候補者探しが大変なため。
- 限度を設ける理由が不明。
- 民生委員児童委員の活動が十分にできるのであれば限度年数を設ける必要はなく、委員個人や地域の実情を踏まえて柔軟に対応できるべきだと思うから。
- 該当地域に担い手が不足、不在していることから緩和措置を活用しているため、撤廃が望ましいです。
- 都会のように地区内に訪問・支援対象者が多く地区内の状況が頻繁に変わりやすい所であれば別ですが、小規模自治体で対象者もない地域においては、委嘱期間の上限を定める必要は無いと考えます。（過去にその地区に住んでいた人であれば、ある程度地区内の状況を把握しているため）
- 自治区によって、少ない人員のところもあるので撤廃してもらえるとありがたい。
- へき地に居住している農家さんは、子供たちに経営移譲した後、通院や買い物に便利な街中に引越す方が多い。この制限があることにより委員を辞めるまたは引越しを諦めざるを得ない状況となる。
- 厳格な制限や条件はなるべく撤廃すべきと考えるため。
- 地域によっては、居住地以外の地区割りとなることがあるため。
- 活動を継続していただくことは、差し支えないと考えるため。
- 担い手がない。
- なり手不足から選任に苦勞している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。

II 「イ. 現状のまま（3年を限度）でよい」の理由（回答数84）

- 委嘱期間の通り3年を限度としても、その時に現状において替わる事が多い為に現状のままにしておいても良いと思います。
- 現居住地から当該地区に訪問可能なのは現状のまま3年限度で良い。その任期中に次の民生委員を確保しなければならないので。

- 限度年数としては現状の3年が丁度良いと考えられます。
- 3年中に候補委員を探すことになるのか、又は、現状制度が現実に合っていない事になります。
- 経験者を多くした方が地域にとって良い。
- 私の地区では、ちょっとありえませんが、本当に困っておられる地区もありますから一応現状のままとしました。
- それぞれの地区民児協の実情もあると思うが、一年でも早く後任者を探して交代すべき。近くに住んでないと分からない事、変化する事も有る。
- この要件を残すなら「3年が経過した日以降…」でなく「次の一斉改選の日まで」とする。
- その3年間で新任を探せ、と理解しています。
- 何も要件がなければ困る。あまり使われる事はないかも知れないが現状のまま残しておくことが必要。
- 3年間に次候補者の発掘を行う努力は継続すべき。
- 地域の情勢の変化。
- 最大で3年、転居日によっては本当に短い期間となり後任を見つける事が難しくなる。
- なり手不足ではあるものの、新たな後任者を入れて組織の活性化を計るべきと考える。
- ほぼ3年で委員本人を取りまく環境や、健康面、家庭などの状況が変わると思われるため、ひとつの区切りとして3年は丁度良いと思う。
- 現状として、委員の年齢が高い。85歳で継続し、今88歳もいる。1期3年が限度。
- 3年間の期限付きの中で新しい候補者を発掘することが望ましい。
- 一つの区切りがあると行動がとりやすい。
- 後任が見つからない。
- 該当居住者が好ましい。
- 地区の行事等への参加を考えると地区を離れてから長期は難しいと思う。
- 地域密着・連携を要とされる立場上、その一員であることは、大事と思われる。
- だらだらとしないために期限は必要と思います。
- なり手がいない現状では止むを得ないから。
- この間に新任を探して交替をするのが望ましいと考えるから。
- 空き期間対策にはやむを得ずかと思えます。
- 当該地区の住民感情にも配慮が必要と考えますので、3年限度が良いと考えます。
- 地域から出て、3年くらいすると関りが薄くなる。日常の情報も得られづらくなる。
- 現状でも途中退任する人が多い。これ以上厳しくするのはいかがか？
- いずれにせよ選出町内会の中で担当地域を転出しても当該町内会から外への移転はあり得ないため、あまり意味のない基準ではある。
- 問題が生じていないので。
- 居住していることは重要。
- 緊急避難的措置として考えた場合、長期間の措置は問題が生じやすい。
- 民生委員のなり手不足で、他の地域から近くへ移住しても、委員本人の了解があれば今まで通りの活動して頂いても良いと思うし、民生委員不在が一番困る。3年を限度

と定めてあっても良い。それ以上になると本来の地域の発掘に怠慢が生じるのでは。

- 民生委員は、該当地区に居住していて初めて地域の日々の高齢者等の変化等把握や見守りができると考えます。
- 平均65歳～70歳定年になりつつあるので、男性のなり手が不足しています。
- 3年を限度のうちに、次の担当委員へ引き継ぐことができるという前提です。
- なり手不足解消で設けられたものと思うが、現在「一定条件」で委嘱された委員はいいますか。「一定の条件」で引き受けたとしたら3年ですね。
- 地域住民の事を考えれば、3年限度で良い。
- なり手不足を補うための措置だと思いますが、そのような事が頻繁になると、收拾がつかなくなると思う。
- 基本は、地域から選出する方法がよいと思う。
- その間に、新委員を見つける事が良いと思う。やはり3年過ぎてもやり続けるのは…。
- 仕事を覚えたり、地域住民の方に覚えていただくのに2年くらいはかかるので、4年となると1期で終了してしまうケースが出てくる。民生委員のなり手が高齢化してきている。
- いよいよない時は、この要件で捜したいと思います。
- 当該地区から選出するのが妥当であり、期間満了により新任を選出する。
- 現状の3年を限度に賛成である。それ以降については、そこの居住者を委嘱すべきである。
- 現状で良いと思う。
- 転居されると地域との交流が薄れるため実情把握が難しくなると思われます。
- 当該地区に住居していない委員が長期にわたって、在職する事は望ましくない為。
- 地域の民生委員なのだから要件を満たしても、その年数以上は良い状況とは考えられない。
- 委託期間3年は民生委員児童委員活動として、現状把握で知る、更なる活動を発展させる、多面的な対応するなど実力が備わるには3年が必要と考え現状のままで良い。
- 現住していない者が長期間担当すべきでないと思う。
- 民生委員を引き受けてくださる人も厳しいので、限度年数6年は無理。
- 現状のままで良い。
- 他の委員と同様に一旦区切りをつけるべき。
- 当該地区に居住していなければ、地域の事情把握が困難であると考えため。
- その地区に居住する民生委員が担当することが望ましい。
- いつまでも住んでいない人に任せるわけにはいかないため。
- 担当地区に居住していない方が、民生委員児童委員を担う事は、身近な相談相手として馴染まないと考えため。
- 現状の基準が適当であると考えため。
- 現状で特に支障がないため。
- 推薦者を選任する期間の確保が必要と考えます。
- 居住要件を認めるならば、最低限の任期とすべきあるいは「後任が選任されるまで」など、長期にわたることのないようにすることが望ましい。

- 地域構成も変わるから現状のままで良い。
- 現行でよい。
- 担い手不足により、候補者選出に時間を要するため居住地の緩和は良いと思うが、本来原則その地区に概ね5年以上居住していることが条件なので限度を設けた方が良い。
- 現状で問題なし
- 地域に居住する方の中で、当該地区の民生委員になっていただくという基本的スタンスは変えない方が良いのではないかと思う。任期中に転居された方についての経過措置としては、その任期までという事で良いと思う。
- 現状の委嘱期間で妥当だと考えられるため。
- 現状のままでよろしいと思います。
- 当協議会では、この様な事例が発生しないのでわからない。
- 長すぎず、短すぎずの期間だと思うから。
- 居住地区が同じことが基本と考えるため。
- 地域の実情を把握するには妥当である為。
- 本要件について特に支障が無いため。
- 特に支障がない。
- 当該地域の居住者に限った方が良い。
- 3年を目途に次の候補者を探し、引き継いでいくことを考えると3年あれば問題ないと思う。
- 現状、特に問題が無いため。
- 適当な基準が分からないため。
- 一般的に3年を経過すると地域の実情も変化する事が考えられる。
- 民生委員は、身近な存在であるのが適当と考えるため。
- 現状の方針で支障がないため。
- 町内での転居は少ない。

Ⅲ 「ウ. 限度年数を6年(2期)に変更するべき」の理由(回答数7)

- 小規模町村・地区ではなり手を確保することが難しいため。
- 1年や2年は、すぐに過ぎてしまうと思う。着実に地元に戻元できるのは5年は必要だと思う。
- 限度年数を6年に変更しても問題ないと思われる。
- 3年ですと訪問先との意思疎通が難しい。
- 全民児連・道民児連の各種事業が任期をまたぐ事が多い為、なかなか取り組みに対して手を上げる事ができ辛いのではないかと思う。
- 小規模自治体であれば、居住地と異なる地区であっても一定程度の状況把握は可能であるため。
- 3年は期間が短く、任期が退任のきっかけとなる。

IV 「エ. その他」の理由（回答数11）

- 地域により多様な事情があると思うので、該当地区協で協議したい。
- ある程度の限度は必要だと思いますが、3年程度では少し短いし、6年程度は長すぎるから。
- 転居したら活動できない。
- 居住地に関する項目は撤廃すべきと思う。
- 自分の居住地域において活動するのが民生委員と思う。
- 居住地に緩和経過措置全体を撤廃。
- 居住していない地区を担わされることについては、やはり無理があると思う。民生委員活動に意思を持って取り組めるとは思えない。経過措置という苦渋の選択とは重々承知しながらも足が遠のくのは否めないのではないかと思う。定例会にだけ参加するというような事になるのではないかと危惧します。
- 転居したら退任すべきです。
- 該当地域に居住していない者が地域の方の相談等に携わることは限界があると思料される。
- 担い手不足は、全国的なことと思うので、どうしても後任の委員を確保できなかった場合に限り、さらに3年を限度にすることはやむを得ない。
- それぞれの地域の実情によって段階を設けては。

15. なり手不足の課題や道民児連の取り組み等に対する意見

設問21 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですのでお書きください。

記載量 349民児協中98民児協が回答に対する理由を記載 回答率28.1%

- 最近テレビにて民生委員についてのPRがありますが、もっと早く皆さんに特に若い世代の方々に知ってもらいたいと思います。
- 高齢者の多い地区であること。適任者と思われる方は、他に多くの役目を持っていてなかなか引き受けてもらえない。
- 人口減少地域はおそらく高齢化は避けられないと思います。人口世帯数に見合う地区数、委員数を再検討すべきと思います。世帯状況調査がもし必要無くなった際には、民生委員の必要性が問われると思います。旧態依然の制度を今なお引きずっていることが間違いだと思います。
- 近年、包括支援センターの拡充で民生委員が地域の見守りから関係機関へのつなげる役で良いのではないかと。
- 私も来年退任の予定ですが、なり手不足の折、お一人なっても良いと言っておられた方が町会に対して不満を持っており、喧嘩になり、町会から良く思われておりません。そういう方は困ったな、、、で、今大変困っております。
- 定数の確保ばかりでなく、なり手不足の問題点を考えて民生員活動について共有し、地区全体で人探しをする。1地区担当1人でなく、サポート体制で新任民生委員が不安に思わないよう、続けて行けるよう見守って行くことが大切と思う。研修などで体験談などのワークショップが即効性がある。
- 新任・再任の区別はない。
- 民生委員の選任のことですが、今はない手がなく人員を選ぶのが大変です。昔にくらべて会社の退職年齢ものび新しくなる方には、70歳になろうとする人が多いです。2期できますがようやく覚えたところで退任が来ます。
- 年齢的には75歳が最適な終わりだと思います。それ以上に元気でも、いつ具合が悪くなるか分からないので元気うちに交替するのが良いのではと思います。
- 設問外ですが、道民児連には我々民生委員の知識の担保、情報共有の為にご努力を頂いていることに対し感謝申し上げます。この上で2点ほどお願いがあります。配布資料を少し減らして頂きたい。道民児連様の決算内容をせめて単位民児協の会長までは配布願いたい。
- 結局はなり手探しは単位民児協会長1人で苦勞しなければならない構図になっている。市も、社協もまだまだ積極的でない。せめて町会長の助けでもあれば大変助かるのだが。現任者の地域情報をツテに面談を重ねるのみ。現任者が一生懸命活動すればする程「民生委員は大変だ！やりたくない」との評価につながる。出来ることなら自分も75歳で辞めたい。後任者も今だ見つからず不安。
- 民生委員・児童委員の役割や活動が住民に知られていない為。活動がボランティアで

あることが活動に制限となっている。活動費について活動内容を明記すべきでは？または、報酬とすべきでは？なり手は、自治体職員・教員・町内会役員など地域の事情を知っている人に協力を求める、又は、町内会役員などが担うとする考えがある。行政が複雑化細分化されており、活動が多様化して活動ができない委員もいるのではないか。個人情報がかせとなって地域事情が伝わってこない。住民のニーズが多様化して活動ができない事例がある。

- 高齡化社会で定年延長など、元気で働いている方もいる世の中です。まずは、民生児童委員の一定の定年延長で対応しながらなり手不足に本格的に取り組んでいくことが大事なのではないかと考えます。
- 行政職員からの委員候補者の推薦がもっとあるべきだと思う。
- 災害時に若年層の支援ボランティアが報道されています。参加者の内、5割の方は社会貢献に興味を示していると思います。例として全国、道、市民児協が連携、参加の際にはジャケットを着用し事業PRと新任者拡大を図る。
- なり手不足の現状を考えると、市民の理解度が低い事も一因と考える。市役所職員に任っていただけるような方策を市も考えて欲しい。
- 「なり手不足」…対応策「民生委員は大変だ」…この原因を考える。これまでの対応は「引継ぎのマニュアルを作る」・「引継ぎの場に会長が同席する」等々…。でも「なり手不足は続く」又、3年以内に退任となることが多い。そこで、候補者や新任者の方へ「福祉票を見せて実務を知らせる」特に候補者は不安に思っている。当民児協では数年前から「福祉票の統一」として半数の委員まで実施した。各自の後任の方へ渡すこととして進めている。エクセルで地図も作成し今後欠員地域発生時に廻りの委員がフォローを考えている。これまでの引継ぎで福祉票のことはほとんど出ず、「そのうち分かってくるからネ！大丈夫だよ！」はもうダメ！引継ぎ時に新任者に福祉票を見せて65歳以上は何人で独居高齡者は何人で、生活保護者は何人で、それらの性別は…という具合で行うことで新任者の不安はほとんどなくなり、やる気が出ると思う。
- 「民生委員の低認知度」について（令和元年7月3日道新の記事）道民児連は活動のPRを（どさんこワイド等）。釧路はFM釧路等で認知度8%返上！
- 年齢制限や居住年数等制限は必要ないと思う。今後の後任を発掘するのに足かせとなるのでは。
- 何故、民生委員、児童委員のなり手が不足するのか？間違った民生委員、児童委員のイメージもあるでしょう。昔は、権威があったかもしれないが、今は逆に邪魔になる。ボランティア的な要素と使命感、共同介護的な見方も必要だと思う。協議会が伝令的な決まり事を上から一方的に流すのではなく会が楽しい興味がわく、知りたい気持ちを向上させる必要がある。学校長を招待したり、前任者の苦労話など積極的に取り入れています。（今はコロナ禍の為早めに終わらせています。）
- なり手不足は、これからも増えていきそうで、欠員の地域を民児委員が補っていくのは大変だと思う。退職市職員の再雇用とかで、ケースワーカーとして補強してくれたらと考えます。
- 広報等で、民生委員は大変だと言う報道が多くあり、もっと良いことを報道すべきだ。
- 民生委員の活動内容が周知不足で内容の理解不足の声がよく聞かれますのでPR活

動はもっと必要かと思われます。

- これまでの委員は、仕事を持たない、もしくは、時間が自由に取れる高齢でなければできないというイメージが強く、平日や昼間の事業に活動が当たり前になっている。就労年齢が高まっているけれども60歳以下の人でもなりやすい環境づくりが何より必要。例えば、活動、研修、会議等を少しずつ休日、夜間に移す。土・日曜日を中心とした日常活動でも良いとか、現在のイメージを変える努力が必要。現在はそれが無い。そんな中であり手不足の解消は難しい。
- 道民児連の取り組みでもっと画期的なアイデアや沢山の今までにない思考等を…考えて欲しい。
- 災害時要援護者台帳がどう利用され必要なのか？なり手不足の1つに、活動費が少ない！！という声を聴く各市町村により支払金額の違いが大きい。子育てし、勤務し、その上安い金額で民生委員の仕事を…受けてはもらえない。
- なり手不足の原因解明について道の研修会等をもう少し研修すべきではないでしょう。
- 会長・副会長会議においてテーマを絞り研鑽すべきでは、その中で普及すべき事項も出て来ると思う。
- 現在の福祉行政は充実してきています。本来の仕事、繋ぐを大切にしていける為、動員のための研修、大会等は極力最小限でお願いしたい。ボランティアの限界それなりの報酬を！
- 民生委員児童委員になった時に、5年に一度の国勢調査の経験をして欲しい（チャンスが来た時点で市と打ち合わせを）！！
- なり手確保で無理が生じると資質・年齢など多くの弊害が発生しますので一斉改選でのある程度の欠員はやむを得ず。この高齢化の中、定員を満たすには困難になるので定員活動方法の見直しが必要（例：グループ班での活動、町内会等地域連携、自治体）資質にかかわり多くの問題の発生も見られて、その解決や整理に多くの時間を費やしています。
- 市・道政もテコ入れすべき。
- 行政が積極的に後任者を探す事はないので、民児協で探す事は難しくなり、なり手不足の解消にはつながらない、又、民生委員活動もあちこち手を広げているため、委員になろうとする者が敬遠しいなくなっている。
- 年齢や年数、時間などを制限することにより、現在の年金制度や勤務年齢に合わず、後任が中々みつからない。
- 町内会（自治会）や市の担当の動きが機敏でなく、個人対応（各単位民児協対応）になっているのが現状である。
- 後任委員の推薦は民児協の役員、退任者に負担が大きくなっている。行政が責任を持って探すことが絶対に必要である。
- これからますます民生委員のなり手不足が深刻になると思うので役所の方も少し力を入れていただければ良いと思います。
- 地域と一体になる。それには日常より役員と連携をとる事。
- 当民児協は、2自治会推薦であることから、今回のアンケートの設問には答えられない箇所が多く自治会ですべて対応しているところもある事をご承知おきください。

- 個人情報保護により色々な必要な情報までもが、委員に入りづらくなっている現状、活動が制限される事がないように努力して頂きたい。
- 北海道民生委員児童委員連盟の皆様には、当民児協に一方ならずお世話になっております事に厚くお礼申しあげます。去年からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い各行事が中止並びに延期となっておりますが、ワクチンの接種も始まり感染拡大が収まり、元通りの行事が一刻も早く開催される事を願っております。皆様方には体に気を付けてお過ごしください。
- 道民児連と地元行政の取り組みが必要と思われる。
- 活動するにあたり、活動費を増額すべき。現状の活動費ではなり手はなくなる。
- 主任児童委員の選任が難しいので、保母さん、教師OB等の情報が欲しい。
- 以前（10年位前）市民児協の総会で「せっかく地元で推薦した候補が3か月、4か月も委嘱されないのは、あまりにも遅すぎる」旨の発言をしました。当時副会長でしたが、あえて大勢の前で発言させていただきました。（後で非難を受けましたが）せっかく受けてくれた候補者の機先を削ぐ、あまりにも長すぎる審査、道、国の流れがいかに遅すぎます。今後の改善を願います。
- 高齢者が多くなっている事もあるが、なり手がいないのはPTA役員と同じと思った。何か気持ちがある（ボランティア精神）人と人の繋がりを探すのも難しい。（PTAの繋がりを受けてくれる人がいます。）もっと民生委員について理解して貰う事が必要（難しい事ではないと）広報とか。最近コマーシャル見ますが…。
- 活動範囲が広い、責任が重い。弁償費が低い。行政窓口が多く民生委員の役割の度合いが低い。町内において民生委員が必要か？
- なり手不足問題は、当民児協としても、会議での課題となって未解決の状態です。出来れば早い時期に「候補向けのパンフレット」（道民児連）作成、配布して頂ければありがたいです。参考資料として大いに活用したいと思っています。
- 委員のなり手不足が多い場合は、様々な条件を厳しくする事が必要と思うが、現状は1人でも多くの委員のなり手を確保する事で、そのためにはいくつかの制限項目は無くすべきと思う。人口が減少する地域では欠員の地域が今後増加すると思う。
- 全単位民児協に対するアンケートは、地区会長の負担となってしまうため。A4・1～2枚程度に留めるなど、量を少なくしてほしい。
- 設問19、設問20はおかしい。つじつまが合わない。
- 民生委員のなり手不足は一度任命されたら、自分で後任を決めなくてはならないという暗黙のしぼりがある。出口をしっかりとしなければ、なかなか任命されないのではないか。
- 当市においては、あくまでも町内会選出の民生児童委員であり、よって設問の意味が不明であったり答えが無理に近かったりでした。道内、他市町村は違うのかと不思議に思いつつ解答しました。又は、道内とは札幌市が違って、札幌の方が札幌の実情でアンケートを作成したのかと不審に感じています。
- 民生委員の育成として、福祉の勉強はしなければならないけれど、地域住民との関り方やコミュニケーション能力やネットワーク作りの為の勉強なり研修に力を入れて欲しい。

- 民生委員制度も現代に合わせ委員が活動しやすい形式にして欲しいと思っています。会議をした時に新任民生委員、児童委員の推薦はきちっと委員活動を出来る人を選んで欲しいと言われます。なり手がいないと言って誰でもいいと思いません。特別難しい事はないので名前だけでいいと言われたと言って辞めた方もおります。これからの民生委員活動は無報酬ではなく、少しでも頑張っ活動できるようにしていただきたい。私は来年の一斉改選で退任も考えておりますが、これからの委員活動が希望のあるものであることを願っています。
- 自治会における民生委員の活用化を進める仕組み作りと道レベルでより強力にアプローチしてはどうでしょうか？各委員なりに所属の自治会では活動していると思われませんが、体制はさまざまにあり、必ずしも自治会との連携や一体化があるとは思えません。自治会とは地域活動にも人材発掘にも共通したのがありWin・Winが期待できます。
- 民児委員の選任定めで（特に、年齢制限や居住要件）改めての認識をしましたが、生活の多様化（特に若者世代）や長寿命化を考慮した運用の見直しも必要なのではないでしょうか？民生委員の確保（再任）には繋がります。
- 行政の積極的関与が望まれる。
- なり手不足で民児連（道）や行政は大変だと思いますが、75歳定年制はとても大切なことと思います。人それぞれ体力・知力は違いますが、でも線引きするには年齢しかないと思います。人権擁護委員等は、きちんと定年を守っている様です。ご本人は「大丈夫」と思っているも他から見ると「危ない！」と思われる人もいます。「あなた、あぶないヨ」と言う人はいませんので、75歳で定年でが望ましいと思います。
- 行政が、もう少し真剣に取り組んでほしい（担当者が2～3年で部署を移動してしまう）。
- 自治会や自治会連合会（推薦母体）に積極的に民生委員の改選期に向けた候補者発掘のリーフレットを作り配布した方が良いと思います。
- 人の為に少しでも役に立つならばと思ってやっている人がほとんどですが、世の中＝政治が悪すぎる。一方民間のセキュリティ提供企業や、IT情報も得やすくなる近い将来、民生委員は必要とされるのが疑問に思いつつ活動しています。
- 現在1期目の委員の方々は、コロナ禍にあって活動が非常に活発だったところをリアルに体感できていないため、自分の活動方法が合っているかさえ比較できずに悩んでいると漏らす事があります。ベテランの方々の助言から人によって、活動方法も違うことは理解できているとの事なので、あとは「やりがい」と「自信」につながるよう、それぞれの民児協でも、研修方法をさぐっていきたいです。
- 持ち家の多い地域は、なり手不足の課題も少ないと思いますが、市営住宅・道営住宅の地域は高齢者以外の転入・転出が多く、地域の状況把握（特に入居者の把握）も難しく一年毎の町内会役員になり手探しの相談も難しいですし、知人友人からの紹介等も無しで欠員状況が続きます。特に市営住宅・道営住宅の地域には、居住年数要件に関係なく依頼する必要があります。次期改選期に向けて、民生委員児童委員・主任児童委員の再任等依頼・確認の必要な時期が近づいてきました。欠員が生じないように早めの対応をしたいと思っています。

- 民生委員児童委員のなり手がいない中で、委員就任を制限するような要件は可能な限り撤廃するべきと考える。民生委員児童委員だけでなく町内会の役員等地域のボランティアを担う人材は枯渇傾向にある。道民児連には地域の人材を育てる助力をお願いしたい。
- 次の人が見つからないと75歳過ぎても中々辞められないという事になりかねない。自分の後任を自分が見つけなければならないのはおかしいと思う。市は人事異動等もあり中々積極的に動いてくれないし町内会でも積極的ではない。75歳過ぎると身体的にも疲れる。
- 地域のコミュニケーション能力が弱くなって来ているなか、又、地域への関心が低下しているなかで、有効な手立てがみつからない。
- 市職員の定年後の活動として行政での指導を強く図ってもらえると良いと思う。
- 民生委員を引き受けてくれた人に対しての研修を任命後すぐに行なって欲しい（市独自でも良い）。
- 今年は、コロナで活動休止みたくなっています。めげずに回っていますが、皆さんの活動記録数にはバラツキがあり、もっと回ってくれよ！と言いたくなる場合があります。インセンティブ予算を設定してよく回った人に1,000円、2,000円の精勤賞みたいなものやりたいです。
- 本部の現状を見ると、単位民児協の会長のリーダーシップに懸念を持っている。会長の選出方法などにも問題があると思う。きちんとしたルールをもって選考すべきと考える。道民児連の指導も必要な時期に来ていると考えている。例えば地区内に発言力の強いものがあったり、なあなあ主義で決められたり問題があると思われる点が多々あると感じる。
- 行政、町内会等の理解不足（個人情報を立てに情報の共有が難しい）。
- 活動強化週間は形骸化しないだろうか？パンフレットの投げ込み、毎年同地区への顔出し（広報に疑問）※民生委員児童委員主催のお祭り等（演劇、歌、発表会等）市民と一緒に作って作る行事が必要である。
- 行政がなり手を見つける事に積極的ではなく町内会に丸なげな事が変。
- 市の退職者が町内にいても委員を引き受けるなどの積極性がない。
- 民生委員となって4年半経過しましたが、役員間の意見交換も現在はいまうまくできない状況にあります。オンライン会議、書面定例会等工夫して取り組んでいますが、各委員とのコミュニケーションが不足していると感じています。当地区は比較的交代が上手く進んでいると思いますが、これも地区の中で民生委員の存在が位置付いているからではないかと考えられます。しかし、年代が高い地区と若い地区とのアンバランスがあり、若い地区では町内会自体が崩壊寸前で、町内会役員も4人という地区もあり、到底民生委員の選出などは不可能です。そうなると75歳だからという理由で退任されると後任が見つからず、欠員状態になってしまいます。将来的には、民生委員活動範囲の大幅縮小や、行政の専門職を配置する方向でしか解決する道は無くなるのではないのでしょうか。又、弁償金の増額という考え方もありますが、両刃の剣で難しいです。やはり活動範囲を明確にして負担を軽くして「担える活動」のみにするしかないと思います。明るく楽しい民生活動をつくり上げてゆきたいと思っていますが、行政も同

時にアピールする場を設けて欲しい。民生委員についてはネガティブな印象しか持たれていないのが辛いです。

- 活動手帳は、半分以上の人が使わず小さくて見づらいため、いらないと思う。又、民生委員も、町内の役員もなり手が無い事を考えると、この制度を変える事も？（民生+町内福祉委員）
- 民生委員・児童委員はボランティアで活動しているが、早期に手当の支給等を検討・実施することを関係団体に具申願いたい。ボランティアでの体制維持は近い将来、困難となると思われる為。
- 活動費の見直し～働きながらの人もおり、1ヶ月1万円でもあれば、少しは意識が変わるのではないか。
- 特に「公務員」を退職される方々には、社会ボランティアと生きがい作りのために、退職時に強くPRする必要があります。
- 民生委員児童委員の活動内容が地域住民及び町内会組織に十分理解されていないように感じます。今後の活動において町内会、連合町内会との協力連携は重要と考えます町内会との連携強化対策推進を望みます。
- 年齢制限や地域内在住制限には無理がある。活動内容の見直しも必要。単に役所の下請け的業務は撤廃し、住民に寄り添った仲介的な主業務にして担いやすい業務内容にすべき。
- 当市においても、なり手不足は年々深刻化してきている。人間関係の希薄化等も相まって地域の状況を把握することが難しくなっていることから、民生委員の役割には「地域の見守り役」として必要最小限のものにスリム化していくべきと考える。
- 民生児童委員の生きがい現会員の感想を広報活動を通して市民に知らせる活動を進める。
- 年金の支給年齢も65歳となり、お元気な方が多く70歳までは仕事を続けるという人が多い。民生委員の活動も多様化し大変なことが多い。面倒なことは避けたいと考える人が多く、ボランティア活動をしようと思う人が少ない。民生委員も高齢化で、若い人が興味を持たないのではないか民生委員も若返りが必要ですね。
- 細かな要件の撤廃や見直しでもなり手不足解消に繋がると思います。
- 地域住民支援という民生委員の存在意義を考えると民生委員の年齢制限撤廃は強く反対します。
- 会長の任期を1年と定められており、道民児連からお願いの形で3年になっているが、3年に改正を希望。主任児童委員の選考が難航しておりますが、年齢制限の緩和が必要では。
- ある市では、市長自ら委員を推薦してくださっていると、とても羨ましいです。
- 民生委員に対し行政からの色々依頼事項が多すぎる。
- 様々な制限や要件を撤廃していかなければ委員のなり手不足解消に繋がらないと思います。毎月開催される定例会も一つの制約で義務感、負担感を持つ委員も増加傾向にあると思います。消極的という事ではなく委員の高齢化に伴い自然の成り行きだと思います。制限、制約、要件等を一度見直して頂ければと思います。
- 「なり手不足～」：委員の仕事を良く説明して理解してもらおうと共に、仕事内容、求めるものをもっと柔軟に考える。「道民児連～」：コロナ禍の中の活動について抜本的に考えてもらいたい。年間の事業計画なども従来を漫然と踏襲しているように見える。言葉が過ぎるかもしれませんが、危機意識に欠けているように思える。
- 高齢の男性も女性も現役で働いている人が多い。
- 民生委員に対する古いイメージを持っている人が多い。

- 面倒な役割との先入観がある。
- 過疎地域においては、民生委員のなり手を早い時期より育成しておくべきであり、例として、公務員（市町村職員）のボランティア教育を充実させるべき。
- 本町も成り手不足で推薦時は苦勞するが、審査基準が厳しくなると、委員がいなくなってしまう事を懸念。
- 役場OBに対し、民生委員の就任を依頼したが断られた。しかし、この4月、土地改良区揚水機場の管理人を承諾していた。この違いを分すると活動内容、報酬であるもっと活動費年60,200円を上げてはどうか？
- 高齢化、人口減少が進む地区で後任を探すのは、非常に困難となっている。
- 今後自治体職員が民生委員を担わなければ、対応できないと考えている。
- なり手不足の1番の課題は、人口減少（若い人の転出）と高齢化が進んでいるため、候補者選別に苦戦している。
- 高齢化率が高いため年齢制限の緩和を望む。
- 民生委員児童委員は厚生労働大臣から嘱託された地域福祉を担う委員として 無報酬のボランティアで活動されています。委員活動に係る交通費やほか経費について、民生委員としての活動費項目が広がることを希望します。
- 人口減少や高齢でも就労する方の増加により、近年民生委員や各種団体のなり手不足が深刻な状況となっております。1人で複数の役を担う方も多く、その状況が更になり手不足に拍車をかけている為、今後地域の状況に応じ各種活動を精査し持続可能な体制を整える必要がある。
- なり手不足の原因の一つとして、民生委員児童委員そのものの知名度の低さがあると思われまます。市町村によってはPR活動をする余裕のある民児協も少なからずあるかと思われまますので、引き続き道民児連の方で広告活動に力を入れて頂くと有難いです。
- コロナ禍もあり、選出要件を見直す良い機会だと考えます。これまでの良いところを継承しつつ、時代に沿った組織へと移行することは、決して悪くないと思います。なり手不足は当町も例外ではなく、改善に向け協力できるところはさせていただきます。
- これまでは、町内会等のご理解もあり、定数を満たす事はできたが、人口減少に伴い、なり手不足で深刻化することが予想される。民生委員活動の重要性を理解するが、時代に則した制度設計が必要な時期になっているのではないかと考えます。
- コロナ禍での活動（オンラインやPCを使うことは、民生委員によっては難しい）。
- 住民はいるが、人材となると非常に厳しい状況にある。制約が多いとハードルが高くなると思われる。
- なり手不足の課題、次のようなプレッシャーが壁となっているのでは？
- 個人情報扱い、守秘義務のことは、活動の中では最も大切なことだが、二の足を踏む要因となっていると印象を受ける。好事例の紹介などの情報提供は役立っており今後も期待しています。
- なり手不足から選任に苦勞している状況であり少しでも条件を緩和して頂きたい。
- 人口減に伴う担当地区の統合。（統合する事によって委員数の削減が図られるが、移動距離が拡大されてしまう）

調查票

(別 紙)

No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査調査票①【単位民児協用】

市町村		単 位 民児協名	
-----	--	-------------	--

本調査は令和4年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握することで、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行き、北海道への意見具申も視野に入れています。

【調査票に関する問い合わせ】

設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：馬川）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 TEL 011-261-2181 / E-mail umakawa@dominjiren.or.jp

【調査票の返送】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日までに同封の返信用封筒により下記にご返送ください。なお、返信用封筒には調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

回答後の提出先

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウェルビーデザイン《業務委託先》

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、令和元年一斉改選の結果をみると、約半数の民生委員児童委員が75歳未満で退任している実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和4年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------|
| ア. 令和3年6月以前 | エ. 令和4年1～3月頃 |
| イ. 令和3年7～9月頃 | オ. 令和4年4月以降 |
| ウ. 令和3年10～12月頃 | |

設問2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）

- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ ）

設問3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（_____）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざま原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和2年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが明らかになっており、次期一斉改選においては、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和3年6月以前
- イ. 令和3年7～9月頃
- ウ. 令和3年10～12月頃
- エ. 令和4年1～3月頃
- オ. 令和4年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（_____）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（_____）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（_____）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料がある
- イ. 独自の説明資料はない
- ウ. その他（_____）

設問10 道民児連では次回の一斉改選から、候補者向けのパンフレットを作成し無償提供することを検討しています。そのようなパンフレットがある場合、活用したいと思いますか。【ひとつだけに○】

- ア. 活用したい
- イ. 特に必要ない

ウ. その他 (_____)

設問11 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、北海道が定める選任要領にもとづき、「北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針」（以下、「審査方針」）により定められています。この審査方針についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

審査方針では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

ア 地区を担当する民生委員児童委員

新任の場合は基準を設けない。再任の場合はできる限り75歳未満の者とする。

イ 主任児童委員

原則55歳未満の者とする。ただし、地域の事情により55歳未満の者の選出がどうしても困難な場合で止むを得ない事情と判断できる場合は、55歳以上の者も認める。その場合であっても、現に地域で児童福祉活動に携わるなど、今後の活動が期待できる原則65歳未満のものとする。

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

設問12 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い年齢基準とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------------|------------------|
| ア. 現状のまま（基準を設けない）でよい | エ. 75歳未満にするべき |
| イ. 69歳未満にするべき | オ. 78歳未満にするべき |
| ウ. 72歳未満にするべき | カ. その他 (_____) |

(設問12の回答の理由)

（再任民生委員児童委員の年齢制限）

設問13 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま（75歳未満）でよい |
| イ. 69歳未満にするべき | オ. 78歳未満にするべき |
| ウ. 72歳未満にするべき | カ. その他（ ） |

（設問13の回答の理由）

（新任主任児童委員の年齢制限）

設問14 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 原則65歳未満にするべき |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい | カ. その他（ ） |

（設問14の回答の理由）

（再任主任児童委員の年齢制限）

設問15 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 原則65歳未満にするべき |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい | カ. その他（ ） |

（設問15の回答の理由）

2 一般要件について

審査方針では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

設問16 審査基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に5年以上居住していること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ア. 居住年数要件は撤廃すべき | オ. 居住要件年数を2年以上にするべき |
| イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい | カ. 居住要件年数を1年以上にするべき |
| ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき | キ. その他（ ） |
| エ. 居住要件年数を3年以上にするべき | |

(設問16の回答の理由)

(定例会出席率)

設問17 審査基準では、「再任にあたっては、民生委員協議会（定例会）への出席率が概ね60%以上であること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ア. 出席率要件は撤廃するべき | エ. 出席率要件は40%以上にするべき |
| イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい | オ. 出席率要件は30%以上にするべき |
| ウ. 出席率要件は50%以上にするべき | カ. その他（ ） |

(設問17の回答の理由)

（時間的余裕）

設問18 審査基準では、「民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 活動時間の要件は撤廃すべき
- イ. 現状のまま（14時間以上）でよい
- ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更するべき
- エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更するべき
- オ. その他（ ）

（設問18の回答の理由）

3 居住地に関する緩和・経過措置について

平成31年に審査方針が一部改正され、以下の内容が追加されました。この内容の解釈を要約すると、「当該地区に居住していない候補者であっても、当該地区に1年前までかつ5年以上居住していた者は、3年間の期限付きで、その他の要件も満たすことで推薦が可能」というものです。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(3)その他

北海道民生委員児童委員選任要領第2の(4)ただし書きの「一定の条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。

- ①当該市町村に居住していること。
- ②本ただし書きの規定により最初に委嘱される日の1年前に当該地区に居住しており、その居住年数が継続して5年以上であること。
- ③地域の実情を知っているだけでなく、地域住民との交流が深く、信望が厚いと認められること。
- ④現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。
- ⑤電話やファックス等による相談連絡体制が確保されていること。
- ⑥市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保されていること。
- ⑦任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年が経過した日以降、最初の斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当該民生委員・児童委員の任期中において引き続き当該地区に居住する民生委員・児童委員を確保するよう努めること。

（転居後の居住要件）

設問19 上記(3)その他の②は、当該地区内から転居した委員が、引き続きその地区の担当委員として留任することを想定して設けられたものですが、前居住地からの転出基準日に関する意見として、最も近い項目をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. この要件は撤廃すべき
- イ. 現状のまま（1年前まで居住）でよい
- ウ. この要件を2年前までの居住に変更するべき
- エ. この要件を3年前までの居住に変更するべき
- オ. その他（ ）

(経過措置の期限)

設問20 上記(3)その他の⑦は、①～⑥の要件を満たした場合であっても委嘱期間は3年を限度とすることを定めたものですが、このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

ア. 限度年数は撤廃すべき

イ. 現状のまま(3年を限度)でよい

ウ. 限度年数を6年(2期)に変更すべき

エ. その他()

(設問20の回答の理由)

設問21 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。

令和3年度
民生委員児童委員の選任にかかる実態と
意向に関する調査報告書

【函館市の単位民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究する。

(2)調査対象

函館市内法定単位民生委員児童委員協議会 30民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和3年4月1日
- 調査機関 令和3年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し、上記調査対象民児協から本連盟が委託する事業者
に直接調査票を送付してもらう。

(5)回収率

	対 象	回答数	回収率
函館市	30	30	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって選考調査との相関性を担保することから、令和2年度市町村民児協基本調査の委託事業者であった、一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	0	0.0%	5	2.4%
イ. 令和3年7～9月頃	0	0.0%	15	7.2%
ウ. 令和3年10～12月頃	0	0.0%	66	31.6%
エ. 令和4年1～3月頃	30	100.0%	75	35.9%
オ. 令和4年4月以降	0	0.0%	48	23.0%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	0	0.0%	148	70.8%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	9	4.3%
ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）	0	0.0%	13	6.2%
エ. 行政職員（一般職員）	30	100.0%	16	7.7%
オ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	0	0.0%	22	10.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 特に留任の働きかけをしていない	4	13.3%	25	12.0%
イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）	25	83.3%	146	69.9%
ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	1	0.5%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	1	3.3%	10	4.8%
オ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	12	5.7%
カ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
キ. その他	0	0.0%	14	6.7%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けての工夫【自由記述】

- とことん頑張られた上での、退任の申し出ですので「お疲れさまでした」と労をねぎらう他ありません。熱心な方ほど、体調を崩されるもので、自分の事が後回しになるのでしょうか…
- 定年退任者以外の委員には、できるだけ意見を聞く。
- 当方面では今までに途中退任というのは死亡者以外には無い。
- 留任に向けて行動はしていないが、どうしても一斉改選時には任期が過ぎていても、見つからない時にはお願いしている。
- 特に働きかけはしていないのですが、何故退任したいのかの理由と本音を聞くようにしています。その後は、その理由によつての働きかけはしています。
- 一斉改選時は、早い段階で働きかけを行い、体調不良者を除きほぼ留任に応じてもらっている。中途退任の場合は、体調不調等、特段の事情があるため、働きかけは行わず感謝の意を伝えている。
- 病気の場合は仕方無いですが、今までは新しい方が決まるまで6か月でも1年でもと言ってお願ひしていました。
- 退任理由を確認の上話し合いの場を持つ。
- 慰留に務める。退任の意思が固い場合は、できるだけ後任を推薦して貰うようお願いする。
- 特に有りませんが、引き続き担って頂けますようお願いしています。
- 定例会開催日時の変更。近隣民生委員、会長、副会長によるサポート力の強化。
- 定例会の集合時間が仕事中という方は、資料配布のみでもOKとしている。現在29人中2人が欠席というパターンですが、なり手がいないので出席できるときに来るようにしている。
- 特別な事情がなければ、お願いするだけが続けています。
- 民児協定例会の場等で、各委員の考えや想いなどを確認し、必要な場合は慰留願う。
- 翻意するよう説得するだけです。
- 特段の工夫はないのですが、なるべく退任委員とその家族と話し合うようにしています。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	6	20.0%	14	6.7%
イ. 令和3年7～9月頃	2	6.7%	9	4.3%
ウ. 令和3年10～12月頃	3	10.0%	57	27.3%
エ. 令和4年1～3月頃	14	46.7%	61	29.2%
オ. 令和4年4月以降	5	16.7%	65	31.1%
無回答	0	0.0%	3	1.4%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	29	96.7%	77	36.8%
イ. 民児協事務局	0	0.0%	21	10.0%
ウ. 行政	0	0.0%	64	30.6%
エ. その他	1	3.3%	47	22.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

エ. その他の記載内容（1）

- ・町内会長

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	30	100.0%	189	90.4%
イ. 社会福祉協議会	0	0.0%	13	6.2%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	0	0.0%	2	1.0%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	0	0.0%	6	2.9%
オ. 教育関係機関	0	0.0%	13	6.2%
カ. PTA関係者	1	3.3%	25	12.0%
キ. 民間企業・事業者	0	0.0%	7	3.3%
ク. 地域サークル	0	0.0%	17	8.1%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	1	3.3%	12	5.7%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	1	3.3%	58	27.8%
サ. その他	0	0.0%	19	9.1%

※ 旭川市を除くN=209

設問8 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	28	93.3%	110	52.6%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	6	2.9%
ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）	0	0.0%	24	11.5%
エ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	26	12.4%
オ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	2	6.7%	42	20.1%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

エ. その他の記載内容（2）

- ・町内会長
- ・地域町会会長等役員

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 独自の説明資料がある	30	100.0%	25	12.0%
イ. 独自の説明資料はない	0	0.0%	173	82.8%
ウ. その他	0	0.0%	11	5.3%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問10 道民児連で作成・無償提供を予定する説明資料の活用【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 活用したい	26	86.7%	188	90.0%
イ. 特に必要ない	4	13.3%	20	9.6%
ウ. その他	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

設問11 委員候補者探しにあたっての工夫【自由記述】

- 町会、福祉委員への協力。
- 委員相互・町内会・友人との情報交換をマメにする。
- 退任者から推薦をもらい、スムーズな引継ぎができるのが最良のため、退任者の推薦を最優先にしている。
- 民生委員児童委員は、みんなが仲良く楽しんでいることをPRしています。
- 退任者に後任候補者の推薦を依頼している。それが不可の場合は、民児協内で候補者の情報を集め該当者に打診している。また、所属町会長に依頼している。
- それほど工夫はしていませんが、退任者本人に見つけて来るよう話している（2年ぐらい前より）。
- 町会役員、PTA学校などをお願いしています。

- 退任者の意向を聞いている。
- 町会長への働きかけ、活動の度合いを見て話し合う。転入してきた若い世代へのアプローチ。
- 単位民児協としては、特に工夫はしていません。と言うのは町会毎に推薦準備会がありますので、ここの意向を聞かなければ、難しいです。
- 他地区の会長からお互い知り合いを推薦する。
- 前任期の3年の内に適任者をさがしておく退任する委員のみではなく民児協全体で探す。町会の役員と足並をそろえています。
- 町会・サークル活動等を通して探してもらっている。
- 行政に携わっていた方を重点的に声掛けを行っている。
- 居住人口の減少で人が少なすぎるので、なり手がいればという状況です。
- 町内会役員、区長さん等地域に詳しい人に直接お願いしている。

III 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

設問12 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき※	7	23.3%	127	60.8%
イ. 69歳未満にするべき	5	16.7%	19	9.1%
ウ. 72歳未満にするべき	3	10.0%	7	3.3%
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	13	40.0%	42	20.1%
オ. 78歳未満にするべき	2	6.7%	10	4.8%
カ. その他	1	3.3%	3	1.4%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

※ 旭川を除く他市は、現状値が「基準を設けてない(上記アに該当)」である

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- できる限り継続してもらえる事を確認して依頼をする。
- 活動できる間は年齢を問わないのが良い。
- 健康であれば良いと思います。
- 心身ともに健康で本人の気持があれば年齢制限は必要ないと思います。(家族の理解も必要)
- なり手不足のため。
- 地域の高齢化が進み、適任者の不足が予想されるため。

「イ. 69歳未満にするべき」の理由

- 現状のままでは任期期間が短すぎるので、少しでも長くやって頂きたいため。
- 担当地区を把握するのに時間がかかる(顔見知りになり気軽に話せるようになるま

で)

- なるべく長く地区を担当して欲しい。
- せめて2期は続けて欲しい。個人情報などを次々と引き継ぐのはどうかと思う。

「ウ. 72歳未満にするべき」の理由

- 現状の75歳未満の場合は、実質在任期間は一期のみとなり、活動が期待できない。
- 民生委員児童委員活動を理解するには少しでも年齢が早い方が良いと思います。
残念ながら年齢による理解度、行動に疑問が？
- 若い人が良いと思いますが、人物によって変わります。75歳以上はどうかと思います。

「エ. 現状のまま（75歳未満）でよい」の理由

- 町内で顔が知れていて、人生経験も豊富で学習意欲も高いと思います。
- 体力等の事を考えると、新しい事を覚えたり慣れたり出来るには、ある程度ぎりぎりかと思います。
- 人選の幅が広がる為。
- あまり若くする事は、出入りの割合を考えた時、出る方が増え更になり手不足につながるのではないのでしょうか。また、あまり年齢を上げると75歳以上は若いとはいえ行動に支障をきたすような気がします。
- 新任の年齢については、75歳未満の原稿で問題ないと思います。
- 体力的な要素が大きい。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- その場合でも健康で持病等のない方に限る。周りの78歳を見ても元気な方が多いので。

「カ. その他」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

設問13 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	8	26.7%	68	32.5%
イ. 69歳未満にするべき	0	0.0%	3	1.4%
ウ. 72歳未満にするべき	0	0.0%	3	1.4%
エ. 現状のまま（75歳未満）でよい	15	50.0%	110	52.6%
オ. 78歳未満にするべき	6	20.0%	22	10.5%
カ. その他	1	3.3%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 本人の意思により継続したいという人がいれば尊重してやる。
- 活動出来るまで継続しても良いと思う。
- 健康であれば良いと思います。
- 心身ともに健康で本人の気持があれば年齢制限は必要ないと思います。(家族の理解も必要)
- 適任者であり、業務が可能である場合には、制限は必要ないとする。
- なり手不足のため。
- 地域の高齢化が進み、適任者の不足が予想されるため。また、本人及び地域が再任を希望する場合も想定されるため。

「イ. 69歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 72歳未満にするべき」の理由

なし

「エ. 現状のまま(75歳未満)でよい」の理由

- 再任の場合、もう一期自分の意志で延ばす事ができます。自己選択決定できます。
- 75歳以上は特別の事がなければ、健康面を考えれば妥当だと思う。
- あまり若くする事は、出、入の割合を考えた時、出る方が増え更になり手不足につながるのではないのでしょうか。また、あまり年齢を上げると75歳以上は若いとはいえ行動に支障をきたすような気がします。
- 再任の年齢は74歳で再任した場合は、なり手がいない町会について1期のみ特例再任があるので現行で良いと思います。
- 現状の75歳で再任された場合、退任時は78歳~79歳になり、これが活動年齢の限界と考えられる。
- だんだん体力気力も薄れてくるので丁度良い年頃では？
- 長期に渡って任期を務めている委員もいるが現状のままでよいのでは。
- 役員である会長、副会長は75歳でも再任可能とする考えはある。
- なり手不足とは言え年齢の引き上げには反対です。
- 75歳以上になると、行動、思考等が落ちてくる。
- 年齢制限を設定しても善し悪しがあり一概に言えないと思います。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- 75歳を過ぎても、十分活動できる委員が多いので、年齢の引き上げも考慮した方が良いと思います。
- 現状では、78歳位迄は、まだ頑張れると思う。
- 実際に74歳で一斉改選をした方は77歳まで続行しているので。
- 現状のままでよろしいと考えますが、本人もOKで民児協の中でも同意があれば継

続されても良いと思います。

- その場合でも健康で持病等のない方に限る。周りの78歳を見ても元気な方が多いので。

「カ. その他」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

設問14 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7	23.3%	56	26.8%
イ. 原則50歳未満にするべき	2	6.7%	7	3.3%
ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい	12	40.0%	72	34.4%
エ. 原則65歳未満にするべき	6	20.0%	57	27.3%
オ. 原則75歳未満にするべき	2	6.7%	15	7.2%
カ. その他	1	3.3%	1	0.5%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 若い方のなり手不足は深刻です。主任児童委員の仕事を考えた時、特に若い人でなければだめだということはないような気がします。
- 活動できるのであれば年齢を問わない。
- 心身ともに健康で本人の気持があれば年齢制限は必要ないと思います。（家族の理解も必要）
- なり手不足のため。
- 地域の高齢化が進み適任者の不足が予想されるため。

「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由

- 子どもの年が離れ過ぎるのは。学校や子供たちの現状を理解できるだろうか？
- できれば、子ども（18歳未満）のいる親が良い。
- 幼稚園、保育園、学校との連携がある人。

「ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい」の理由

- 主任児童委員から民生委員へ移行して活動できる。
- 子育ての方で大変ではあるが、現状のままお願いしたい。
- 新任児童委員については、児童・生徒の親の年齢になるべく近い方が良いので現行の55歳未満が良いと思います。
- 子供達に近い年齢の方が良いのでは？
- ある程、度若い方が良い。

「エ. 原則65歳未満にするべき」の理由

- 主任児童委員の任務は地域の子どもに関する事なので、ある程度若い年齢の委員が良いと理解するが、現状では努めている人が多くなってきているため、年齢の引き上げをした方がい良いかとも思います。
- なり手不足のため。
- 主任児童委員は小中学校との結び付が強く、活動の充実を図る上で、公務員の定年（再任用を含む）と同年齢とする。
- 高齢化が進んでいるため。
- 人口の少ない地域では、年齢に幅をもたせてほしい。
- 担当エリアが広いため、せつかく馴れて来た頃に年齢制限のために退任してしまう。

「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由

- 民生委員児童委員の中から選出した方が良いと思うので。

「カ. その他」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

設問15 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	函館市N=30		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7	23.3%	61	29.2%
イ. 原則50歳未満にするべき	0	0.0%	1	0.5%
ウ. 原則55歳未満にするべき	3	10.0%	53	25.4%
エ. 現状のまま（原則65歳未満）でよい	14	46.7%	61	29.2%
オ. 原則75歳未満にするべき	5	16.7%	30	14.4%
カ. その他	1	3.3%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

※ 旭川を除く他市は、現状値が「原則65歳未満（上記エに該当）」である

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 各関係機関（学校等）との繋がりも豊富であり出来る限り継続をした方が良い。
- 制限なしが良い。
- 心身ともに健康で本人の気持があれば年齢制限は必要ないと思います。（家族の理解も必要）
- 適任者であり、業務が可能である場合には、制限は必要ないとする。
- なり手不足のため。
- 地域の高齢化が進み適任者の不足が予想されるため。また本人及び地域が再任を希望する場合も想定されるため。

「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 原則55歳未満にするべき」の理由

- できるだけ子どもたちに近い年齢で。
- 主任児童委員卒業後は、民生委員として活動して欲しい仲間がいるので本人が一番動きやすいのでは。

「エ. 現状のまま（原則65歳未満）でよい」の理由

- 主任児童委員から民生委員へ移行して活動できる。
- 委員本人の年齢に近い事項に注意が向くようになると民生委員への転向を考慮に入れることができるので、現状のままでも良いのではと思います。
- 経験を生かして継続するのは良いが、変化する現状に対応して行くためには現状で良い。
- 再任は、経験年数が3期～4期となるので現行の65歳未満とし、その後民生委員に継続してもらいたいと考えます。
- 主任児童委員は小中学校との結びつきが強く、活動の充実を図る上で、公務員の定年（再任用を含む）と同年齢とする。
- ある程、度若い方が良い。
- 65歳になったら民生委員へ移行してもらっている、実際に孫も大きくなり時代の変化について行けるように、ある程度年齢制限は必要かと思う。
- 年齢に幅を持たせて欲しいが、あまり高齢ではどうかと思います。
- 児童への対応を考えると子育て世代もほぼ終えており65歳位が限度かなとも思う。

「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由

- 高齢化が進んでいるため
- 主任児童委員、民生児童委員どちらも考えた時同一の年齢で良いのではないのでしょうか。
- 民生委員児童委員の中から選出した方が良いと思うので。

「カ. その他」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

2 一般要件について

設問16 居住年数【単一回答】

	函館市N=30		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 居住年数要件は撤廃すべき	7	23.3%	84	40.2%
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	13	43.3%	86	41.1%
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	0	0.0%	1	0.5%
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	6	20.0%	15	7.2%
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	3	10.0%	15	7.2%
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	1	3.3%	5	2.4%
キ. その他	0	0.0%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 旭川市を除くN=209

「ア. 居住年数要件は撤廃すべき」の理由

- 長く住んでいても地域の状況把握していないこともあります。民生児童委員、主任児童委員一人ひとりで仕事をしている訳でなくそれぞれ助け合っていますので別に居住にこだわらなくともよいと思います。
- 地域活動を行う方に対しては年数は関係なし。
- 役所等に勤めている人が定年になってマンションを買って住人になった方もできるので（民生委員・児童委員）はないか？
- 前住所で民生委員をやっている場合もあるので年数の区切りには意味がないと考える。
- 例えば、民生委員経験者が引っ越し、新しい地区になった時、5年後で無ければ選任はできないという事ではなく、民協内がフォローする体制があれば選任してもいいのでは。
- 要件は、無くても良いと思います。なり手だけでは、人柄も入るので。

「イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい」の理由

- ある程度地域に居住していた方が近所付き合いができて良いと考える。
- 地域住民とのコミュニケーションが構築されていることが活動の基本と考えられ、現状程度の居住実績は必要である。
- 5年位が理想。
- ある程度居住していないと、地域のことが把握できないため。
- 地域の状況を十分に把握するには、5年程度必要と思われるため。
- 5年程度は居住していないと、やはり地域の事は分かりづらいのと人との関わりが薄いと対応しづらい。

「ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき」の理由

なし

「エ. 居住要件年数を3年以上にするべき」の理由

- 引っ越してすぐには、地域の現状の把握は無理であっても3年以上居住すると様子も解ってくるので、3年でも良いと思う。
- 転勤族でない限りは3年で大丈夫と思う。
- 3年以上居住していると地域の現状など把握出来るのでは？
- 3年ぐらい住んで町会活動にも顔を出している方
- 場違いのところでも活動している事もあり、5年以上居住でなくてもよろしいと思います。

「オ. 居住要件年数を2年以上にするべき」の理由

- 2年以上住むと、だいたい町内の事情を把握できると思います。

「カ. 居住要件年数を1年以上にするべき」の理由

- 民生委員児童委員制度を廃止して頂きたい。

「キ. その他」の理由

なし

設問17 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

- これからは若年層に向けての周知活動が必要になってくるのではないかと思います。
- 民生委員になって、間もなく20年になります。副会長を17年、現在は5月初めに70歳で急逝した会長の代行者として務めております。高齢者に関しても、子どもに関しても、一昔前とは景色が随分変わり、複雑な問題が増えたと感じます。お金をかけて用紙を作ったり研修会を行うよりも、相応のお給料を払ってプロを雇った方が良いと思います。私も含めて、民児委員の役割をとて負担に思っている委員は多いです。善意だけでは到底続きません。専門職に任せる時期なのではありませんか？
- どこの地域でも、その地域独自の問題があります。ある程度、最低限の決め事は必要を理解しますが、地域の諸問題を事前に道民児連と協議して枠決め出来る様になれば良いのですが。住民の高齢化は深刻な問題です。何とか良い解決法を見出す事を期待します。
- 主任児童制度は必要ではない。児童委員の活動だけで十分ではないか！！
- 研修会を札幌一極集中ではなく振興局単位で開催できないのか（家庭の主婦の参加が難しいのでは）。
- 民生委員、児童委員のなり手不足だけでなく、今全ての組織でなり手不足が発生していますので、いろんな組織のネットワークやつながりの中で、各情報を出し合って話し合いを進めていってはどうか。また、子どもや若い方々を誘致するよう楽しいイベントがあったらPRにつながらないでしょうか。
- 民生委員の認知度が低く、なり手不足の一員と考えられる。最近、民児委員の理解を深めるためのTVコマーシャルが放映されているが、このような取り組みが将来のなり手不足の解消に繋がる事が期待できる。TV、ネット等を活用し、地域に特化した広報も必要と思われる。一斉改選時における候補者選定のルートが、同一民協内であっても、各町会間にあって異なっており、統一感に欠け、時に選定の妨げになる事がある。
- 今後は、益々高齢化が進みなり手不足が助長すると考えられます。現行の制度が将来にわたって適当であるかも不透明であることから、どのようなあり方が将来継続可能であるか検討すべきと考える。
- 町会毎の推薦準備会によって、民生委員児童委員活動に対する理解にずいぶん差があるように思います。函館市は民生委員に限っては町会の推薦準備会に委ねていますが、町会加入率が平均で50数パーセントの現状ではなり手不足という状況になると思います。民生委員は町会加入者に関係なく担当区域を持っていますので町会加入者でなくとも民生委員に推薦できないか、難しいですね。民児協の会長としては、災害時の対応について苦慮しています。特に10年ぐらい前からの「災害時一人も見逃さない運動」という標語が気になります。東日本大震災時50数名の民生委員が犠牲になったと聞い

ていますが民生委員活動中だったんですね。

- 高齢者（70歳位）で引き受ける人が多くなってきました。頭の働きも堅くなってきているのでもっと実践中心の研修を考えて欲しい。
- 今回は、委員のなり手がなくて大変でした。現在も一人欠員です。また町会の方の協力も不足かと思われます。
- 年金支給年年齢の変化に伴い定年制もくずれ再任用等で仕事をしている人が増加している。今後ますます人材確保が難しい状態になります。「仕事をしていてもできる」というPR臨機応変な民児協の運営が求められると思います。
- 選任は一番の課題であると思う。個人情報のもネックになり、安易に行政機関等からの推薦もままならないのかと思われますが広報等でも繰返し告知して欲しい。

調查票

No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査調査票③【単位民児協用】

市町村	函館市	単 位 民児協名	
-----	-----	-------------	--

本調査は令和4年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握することで、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行き、北海道への意見具申も視野に入れています。

【調査票に関する問い合わせ】

設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：馬川）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 TEL 011-261-2181 / E-mail umakawa@dominjiren.or.jp

【調査票の返送】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日までに同封の返信用封筒により下記にご返送ください。なお、返信用封筒には調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

回答後の提出先

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウェルビーデザイン《業務委託先》

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、令和元年一斉改選の結果をみると、約半数の民生委員児童委員が75歳未満で退任している実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和4年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------|
| ア. 令和3年6月以前 | エ. 令和4年1～3月頃 |
| イ. 令和3年7～9月頃 | オ. 令和4年4月以降 |
| ウ. 令和3年10～12月頃 | |

設問2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）

- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ ）

設問3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（ ）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざま原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和2年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが明らかになっており、次期一斉改選においては、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和3年6月以前
- イ. 令和3年7～9月頃
- ウ. 令和3年10～12月頃
- エ. 令和4年1～3月頃
- オ. 令和4年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（_____）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（_____）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（_____）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料がある
- イ. 独自の説明資料はない
- ウ. その他（_____）

設問10 道民児連では次回の一斉改選から、候補者向けのパンフレットを作成し無償提供することを検討しています。そのようなパンフレットがある場合、活用したいと思いますか。【ひとつだけに○】

- ア. 活用したい
- イ. 特に必要ない

ウ. その他 (_____)

設問11 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会選任基準に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、函館市が定める選任要領にもとづき定められています。この選任基準についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

選任基準では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

ア 地区を担当する民生委員児童委員

新任の場合は75歳未満。再任の場合は原則75歳未満。

イ 主任児童委員

新任の場合は原則55歳未満。再任の場合は原則65歳未満。

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

設問12 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い年齢基準とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

ア. 年齢制限を撤廃するべき

エ. 現状のまま(75歳未満)でよい

イ. 69歳未満にするべき

オ. 78歳未満にするべき

ウ. 72歳未満にするべき

カ. その他 (_____)

(設問12の回答の理由)

(再任民生委員児童委員の年齢制限)

設問13 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(75歳未満)でよい |
| イ. 69歳未満にするべき | オ. 78歳未満にするべき |
| ウ. 72歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問13の回答の理由)

(新任主任児童委員の年齢制限)

設問14 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 原則65歳未満にするべき |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい | カ. その他() |

(設問14の回答の理由)

(再任主任児童委員の年齢制限)

設問15 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 原則55歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問15の回答の理由)

2 一般要件について

選任基準では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

設問16 選任基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に5年以上居住していること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ア. 居住年数要件は撤廃すべき | オ. 居住要件年数を2年以上にするべき |
| イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい | カ. 居住要件年数を1年以上にするべき |
| ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき | キ. その他（ ） |
| エ. 居住要件年数を3年以上にするべき | |

(設問16の回答の理由)

設問17 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。

令和3年度
民生委員児童委員の選任にかかる実態と
意向に関する調査報告書

【旭川市の単位民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究する。

(2)調査対象

旭川市内法定単位民生委員児童委員協議会 34民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和3年4月1日
- 調査機関 令和3年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し、上記調査対象民児協から本連盟が委託する事業者
に直接調査票を送付してもらう。

(5)回収率

	対 象	回答数	回収率
旭川市	34	34	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって選考調査との相関性を担保することから、令和2年度市町村民児協基本調査の委託事業者であった、一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	0	0.0%	5	2.4%
イ. 令和3年7～9月頃	3	8.8%	15	7.2%
ウ. 令和3年10～12月頃	10	29.4%	66	31.6%
エ. 令和4年1～3月頃	16	47.1%	75	35.9%
オ. 令和4年4月以降	5	14.7%	48	23.0%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	32	94.1%	148	70.8%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	9	4.3%
ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）	0	0.0%	13	6.2%
エ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	16	7.7%
オ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	2	5.9%	22	10.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

カ. その他の記載内容（2）

- 地区役員
- 推薦準備委員会

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 特に留任の働きかけをしていない	4	11.8%	25	12.0%
イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）	29	85.3%	146	69.9%
ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	1	0.5%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	0	0.0%	10	4.8%
オ. 行政職員（一般職員）	0	0.0%	12	5.7%
カ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
キ. その他	1	2.9%	14	6.7%
合計	30	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

キ. その他の記載内容（1）

- 地区役員

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けての工夫【自由記述】

- 退任理由を聞き取り、その課題を役員会等で解決を導き再任を促す。
- 一度は留任への働きかけをしますが、やむを得ない場合はあきらめる。
- 一人で背負うことがないので役員に相談ください。
- 現況の理解を求め、情状訴え、泣き落とし。
- 退任理由の確認をする。仕事で研修会等に参加出来ない場合はそれを認めて、再任を働きかける。
- 退任の理由の確認（意外と民児協の中で孤立・自分は何の役にも立っていない等）をし、不安と自己嫌悪を取り除いてあげ、皆で助け合う会の運営を説明。
- その委員の再考を担当の町内会会長等に相談する。
- 一斉改選や中途退任の意向を示された時、市民委員会や町内会長を含めて、後任の人選を話し合い、留任に付いては、定例会議等で民生委員を継続することを話しています。
- 個別に協議を行っている。
- 担当地区関係者及び委員・役員で慰留に努めている。
- 一斉改選で退任意向のある委員には、健康上に問題のない委員には留任の働きかけを行い、委員が後任者を探された場合に後任者が適任か委員と会長等が調査の上委員を決める。
- 退任するか否かばかりではなく、退任する場合の主たる理由を聴取し、協議会（会長）として留任してもらえるよう改善を図る。
- 退任の意思表示者には、その場では引き止めはせず少し時間を置いて本人へ、縁があり民生委員になり30名の仲間と巡り会えたので退任後は気持ちが吹っ切れ家に引きこもると思うので、もう少し続けたら…と悟ってみる。
- 本民児協ではそれ程、中途退任は多くないが、基本的に本人の意思を尊重し、それなりの理由がある事なので、特に強く留任等の働きかけはしないようにしている。ただ、日常の活動において私達の活動や立場が大きな負担とならないよう、そして楽しく活動していけるような配慮に心がけている。
- 初めての事なので、どの様に取り組んだらよいか戸惑ってます。会員皆で取り組みたいと思っています。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	2	5.9%	14	6.7%
イ. 令和3年7～9月頃	0	0.0%	9	4.3%
ウ. 令和3年10～12月頃	6	17.6%	57	27.3%
エ. 令和4年1～3月頃	11	32.4%	61	29.2%
オ. 令和4年4月以降	15	44.1%	65	31.1%
無回答	0	0.0%	3	1.4%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）	23	67.6%	77	36.8%
イ. 民児協事務局	0	0.0%	21	10.0%
ウ. 行政	0	0.0%	64	30.6%
エ. その他	11	32.4%	47	22.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

エ. その他の記載内容（10）

- ・町内会長
- ・町内会長
- ・退任される町内会
- ・担当地域の町内会長
- ・町内会役員等
- ・町内会等の関係者及び委員
- ・町内会連合会役員 市民地区委員会
- ・各地区市民委員会
- ・市民委員会
- ・地域の民生委員会や地区社協などに協力

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	34	100.0%	189	90.4%
イ. 社会福祉協議会	15	44.1%	13	6.2%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	1	2.9%	2	1.0%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	5	14.7%	6	2.9%
オ. 教育関係機関	3	8.8%	13	6.2%
カ. PTA関係者	6	17.6%	25	12.0%

キ. 民間企業・事業者	1	2.9%	7	3.3%
ク. 地域サークル	3	8.8%	17	8.1%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	34	100.0%	12	5.7%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	8	23.5%	58	27.8%
サ. その他	2	5.9%	19	9.1%

※ 函館市を除くN=209

サ. その他の記載内容 (2)

- ・現在委員の推薦
- ・現任委員が探す

設問8 候補者が見つかった場合に依頼(打診)を行う主な者【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	29	85.3%	110	52.6%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	0	0.0%	6	2.9%
ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	0	0.0%	24	11.5%
エ. 行政職員(一般職員)	0	0.0%	26	12.4%
オ. 市町村長	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	5	14.7%	42	20.1%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

エ. その他の記載内容 (5)

- ・前任委員
- ・退任委員、市民委員会
- ・町内会連合会(地区市民委員会)役員
- ・町内会長や市民委員会役員
- ・推薦準備会

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 独自の説明資料がある	9	26.5%	25	12.0%
イ. 独自の説明資料はない	25	73.5%	173	82.8%
ウ. その他	0	0.0%	11	5.3%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

設問10 道民児連で作成・無償提供を予定する説明資料の活用【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 活用したい	33	97.1%	188	90.0%
イ. 特に必要ない	1	2.9%	20	9.6%
ウ. その他	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

設問11 委員候補者探しにあたっての工夫【自由記述】

- 各委員に候補者を探してもらっている。主に自分の地区委員、町内会長に探してもらう。
- 色々な人と話をし情報入手。
- 前任委員の推薦。
- 地域推薦委員会の推挙。
- 適任者が居ない場合、行政の高齢者名簿等閲覧時に前任委員と共に適任と思われる方をチェック、依頼に向ける。共に適任と思われる方をチェック。依頼に向ける。(ただし、この方法は64歳未満の方を確認できないのが難)
- 退任委員が町内会長に委員候補者を探してくれる様早めに依頼する。
- 甘い言葉掛け(月1回例会に出るだけ等)でなく、実情を説明し理解を頂く。そうしないと1期で退任する委員が多くなり、民児協に対する不満が出てくる。
- 各町内会の役員や小中学校のPTA役員の情報を参考にする。
- 委員候補者については、民生委員会や地区町内会長と話合う。
- 地域のイベント(敬老会、社協ボランティア会議、サークル活動)に民協役員がリサーチを行う。
- 現任委員に候補者の推薦をお願いはしている。
- 現任者の情報が中心。
- 旭川市として推薦準備会委員を囑託。委員による候補者探し。
- 候補者探しをしやすい委員の選任。
- 退任意向者が担当町内会長へ伝える。その際もし後任適任者が居た場合は、その事を町内会長にも伝える。
- 地域町内会長への依頼となるので、町内会長へ依頼状、推薦条件必要書類等を配布しての委託となっている。
- 初めての事ですが、適任者が居ないかを色々な所に声を掛ける様に心掛けたいと思う。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

設問12 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	旭川市N=34		他市*	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき※	3	8.8%	127	60.8%
イ. 69歳未満にするべき	2	5.9%	19	9.1%
ウ. 現状のまま（72歳未満）でよい	21	61.8%	7	3.3%
エ. 75歳未満にするべき	4	11.8%	42	20.1%
オ. 78歳未満にするべき	4	11.8%	10	4.8%
カ. その他	0	0.0%	3	1.4%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

※ 旭川を除く他市は、現状値が「基準を設けてない（上記アに該当）」である

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 健康で元気な委員は80歳過ぎても活動が可能と考える。
- 委員を受諾できれば年齢制限は不要と考える。
- 年齢ではなく、その委員の地域に対するボランティア意識の問題だと考える。本人に体力と意欲があれば年齢は関係ないような気がします。

「イ. 69歳未満にするべきの」の理由

- 以前からの考え方と同じで、新任委員さんに3期以上の活動をお願いしたいと考えています。

「ウ. 現状のまま（72歳未満）でよい」の理由

- 引き下げても、勤めている人が多く、引く受け手が少ない、引き上げてもすぐや辞めなければならないし、設問13.の解答の通り心配事もある。【注：設問13. 回答認知症になって来たら辞すという本人の覚悟や家族の進言があればよいが、無自覚のまま認知症が進み、民児委員活動も後任委員への引継ぎも困難になった例を見て来た。よって75歳は節目かと思う。】
- できるだけ若返りに努めたいが、現状では困難、健康で活動に支障がなければ年齢にこだわる必要はないかもしれないが、一つの区切りとして設定は必要と思う。
- 短期退任を防止するため。
- 体力、気力面を考えると現状で良いと思います。
- 就業年齢が上がっているが、年齢条件を変えれば対応できるとも思えない為。
- 現状で問題がないので。
- 特例を付して現状のままよい。(やむを得ない場合75歳未満まで許容とする等)
- 高齢で活動することは、個人差はあると思うがフットワーク良く動く事ができなくなる等、困難な状況もあり得ることから、委嘱年齢に一定の制限を設けることが必

要と思う。

- 長く経験を積んでもらうことを想定する立場で、現状が適切なところと考える。
- 適切な年齢基準だと思う。

「エ. 75歳未満にするべき」の理由

- 体力的に限度がある。
- 新任の場合の年齢制限を設ける合理的な理由は考えられない。要するにその人物によるし、新任研修を充実させれば問題はない。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- 民生委員の“なり手不足”は深刻であり、年齢制限について引き上げるべきである。
- 現状での選任では、定年延長で仕事に就かれ時間的余裕がないなどの理由で断られるケースがある。又、適任者を現在の年齢制限で選ぶ事が困難で年齢制限を上げる必要があります。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。

「カ. その他」の理由

設問13 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	5	14.7%	68	32.5%
イ. 69歳未満にするべき	0	0.0%	3	1.4%
ウ. 72歳未満にするべき	0	0.0%	3	1.4%
エ. 現状のまま（75歳未満）でよい	19	55.9%	110	52.6%
オ. 78歳未満にするべき	10	29.4%	22	10.5%
カ. その他	0	0.0%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 政治家も80歳以上の方が現職で頑張っている。元気な委員には年齢は不要。
- 委員を受諾できれば年齢制限は不要と考える。
- 年齢ではなく、その委員の地域に対するボランティア意識の問題だと考える。本人に体力と意欲があれば年齢は関係ないような気がします。
- 再任の方は、地区内で民生委員の実績も評価できるので、適任者については年齢制限を撤廃すべきである。
- 現状の例外的、78歳未満の者も認めるが、理由書を添付することが義務付けられており、78歳未満の退任者が多く健康でまだまだ委員として活躍できるので年齢制限を上げる必要がある。

「イ. 69歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 72歳未満にするべき」の理由

なし

「エ. 現状のまま（75歳未満）でよい」の理由

- 認知症になってきたら辞すという本人の覚悟や家族の進言があればよいが、無自覚のまま認知症が進み、民児委員活動も後任委員への引継ぎも困難になった例を見て来た。よって75歳は節目かと思う。
- できるだけ若返りに努めたいが、現状では困難、健康で活動に支障がなければ年齢にこだわる必要はないかもしれないが、一つの区切りとして設定は必要と思う。健康で活動に支障がなければ78歳超えても良いのかも。
- 委員には、気力が必要。
- 体力…気力面を考えると現状で良いと思います。
- 年齢を上げる事により、けじめがつけにくくなると思われる。
- 現状で問題がないので。
- 後継者を育てるために定年はあった方がよい。
- 選考過程で出てくる話が、他に適任者がいない話から始まる。選考で適任者を探さない傾向が見受けられる。
- 「理由書は原則1回のみ提出できる」と決めても良いのでは、80歳以上になると活動にどうしても無理が生じる様に感じます。
- 人によっては78歳以上でも元気に活躍できる方もいるとは思いますが、一般的には一つの区切りとして「長くて78歳まで」の方が良いと思う。
- 適切な年齢基準だと思う。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- 今は75歳過ぎても元気な高齢者が多いので、地区の市民委員会（町内会）・社会福祉協議会の役員では78歳以上の人が結構いる。
- 78歳超えたら更に3年を期限として1年更新。更新については地区役員が判断。
- 少しでも長く続けて欲しい。
- 80歳を超えてまで民生委員児童委員として活動を期待すべきではないと思う。後継者を育てる機運が薄れる。
- 例外的年齢制限を設ける必要はなく、その委員が活動に支障がない場合は年齢を引き上げても構わない。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。

「カ. その他」の理由

設問14 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	旭川市N=34		他市 [※]	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	5	14.7%	56	26.8%
イ. 原則50歳未満にするべき	0	0.0%	7	3.3%
ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい	1	2.9%	72	34.4%
エ. 原則65歳未満にするべき	16	47.1%	57	27.3%
オ. 原則75歳未満にするべき	9	26.5%	15	7.2%
カ. その他	3	8.8%	1	0.5%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 70歳過ぎても主任児童委員が可能。保護司は80歳まで可能である。
- 民生児童委員との役割は同一と見なすから。
- 年齢ではなく、その委員の地域に対するボランティア意識の問題だと考える。本人に体力と意欲があれば年齢は関係ないような気がします。
- 民生委員と同じで良いと思う。年齢が若い方がメリットがあるというような様子、内容となっていない。

「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 現状のまま（原則55歳未満）でよい」の理由

なし

「エ. 原則65歳未満にするべき」の理由

- 現役でお仕事をされている方が多い年齢層はなり手が制限されやすいと思うので……。
- 子育て等に関心を持って活動してもらうには、現状の年齢が限度と思う。
- 対象者が「児童」という若い人と接する機会が多い為、それだけ対象者の気持ちになって対応できるだろうか？それ以上年を重ねると。
- 現状でよい。
- 現状で問題がないので。
- 共働き世帯が多くなった時代ですが、児童虐待が増加傾向にある関係から子育て世代に近い世代の選考が、地区民児協の活動に生かせると思います。
- 若い世代は仕事、家庭となかなか集中できずらいと思うし、あまり高齢に近くなっても集中出来ないと思う。
- 適切な年齢基準だと思う。

「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由

- 引く受け手不足の折、民児委員と同じがよいのではないか。

- 主任児童委員も民生委員と同じで良い。
- 郡部においては、主任児童委員のなり手が少なく、民生委員の中から選出することが容易である。
- 民生委員児童委員と統一するべきと思う。現職で働いている方が多くなっている。
- 現状での選任では、定年延長で仕事に就かれ時間的余裕がないなどの理由で断られるケースがある。又適任者を現在の年齢制限で選ぶ事が困難で年齢制限を上げる必要があり、民生委員児童委員と同じ年齢制限に上げる。
- 区域を担当する民生委員児童委員と同じでよい。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。

「カ. その他」の理由

- 仕事を持っている方も多く、時間がなく、出来ないかと断られる事が多い。もう少し上げてほしいと思う。
- 民生委員、児童委員と同じく。
- 民生委員児童委員と同じ年齢制限にしてもよいと思う。担い手確保のため。

設問15 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	旭川市N=34		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7	20.6%	61	29.2%
イ. 原則50歳未満にするべき	0	0.0%	1	0.5%
ウ. 現状のまま（55歳未満）でよい	0	0.0%	53	25.4%
エ. 原則65歳未満にするべき	13	38.2%	61	29.2%
オ. 原則75歳未満にするべき	10	29.4%	30	14.4%
カ. その他	4	11.8%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

※ 旭川を除く他市は、現状値が「原則65歳未満（上記エに該当）」である

カ. その他の記載内容（2）

- ・70歳位？
- ・原則78歳未満

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 民生委員と同じにして欲しい。
- 民生児童委員との役割は同一と見なすから。
- 年齢ではなく、その委員の地域に対するボランティア意識の問題だと考える。本人に体力と意欲があれば年齢は関係ないような気がします。
- 活動実績の立派な人もいますので、再任については、年齢制限を撤廃して欲しい。
- 現状での例外的68歳未満の者も認めるとありますが、健康でまだまだ委員として活躍できるので、民生委員児童委員と同じ年齢制限に上げる必要がある。
- 民生委員と同じで良いと思う。

「イ. 原則50歳未満にするべき」の理由

なし

「ウ. 原則55歳未満にするべき」の理由

なし

「エ. 現状のまま（原則65歳未満）でよい」の理由

- 活動担当の地域の広域性を考えると、現行が良いと思います。
- 担当エリアが全地区になるので、行動力が必要であり現状の年齢が限度と思う。
- 対象者が「児童」という若い人と接する機会が多い為、それだけ対象者の気持ちになって対応できるだろうか？それ以上年を重ねると。
- 現状で良い。
- 現状で問題がないので。
- 主任児童委員には、民生委員児童委員になって頂きたいと考えています。

「オ. 原則75歳未満にするべき」の理由

- 主任児童委員も民生委員であるということからこの年齢制限でいいと思います。
- 民生委員児童委員と同じで良いのではないかと思います。
- 引き受け手不足の折、民児委員と同じが良いのではないかと。
- 郡部においては、主任児童委員のなり手が少なく、民生委員の中から選出することが容易である。
- 体力面を考えると。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。
- なり手不足の解消。専門的な知識の積み重ねが必要だと思うので少しでも長い期間活動できるように。

「カ. その他」の理由

- 現状の新任・再任共65歳未満としているのはなぜか？60歳代で新任の場合活動期間が短い。若い世代でなり手がいれば良いが。
- 民生委員、児童委員と同様に。
- 民生委員児童委員と同じ年齢制限にしてもよいと思う。担い手確保のため。
- 区域を担当する民生員児童委員と同じでよい。

設問16 主任児童委員の年齢制限延長【単一回答】

	旭川市N=34	
	個数	割合
ア. 年齢制限を撤廃するべき	8	23.8%
イ. 現状のまま（65歳未満）でよい	15	44.1%
ウ. 69歳未満にするべき	0	0.0%
エ. 72歳未満にするべき	3	8.8%
オ. 78歳未満にするべき	2	5.9%
カ. その他	6	17.6%
無回答	0	0.0%
合計	34	100.0%

カ. その他の記載内容 (2)

- 75歳未満
- 78歳未満

「ア. 年齢制限を撤廃するべき」の理由

- 民生委員と主任児童委員との役割を分けている事自体、最近の状況としては不合理である。
- なり手不足の解消の一つとして、民生委員児童委員と主任児童委員を兼務できる体制は考えられないでしょうか。もちろん年齢制限を撤廃して。
- 民生委員と同じく、主任児童委員の年齢制限を撤廃して欲しい。
- 現状での例外的68歳未満の者も認めるとありますが、健康でまだまだ委員として活躍できるので、民生委員児童委員と同じ年齢制限に上げる必要がある。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。
- 民生委員と同じで良いと思う。

「イ. 現状のまま（65歳未満）でよい」の理由

- 主任児童委員は、主に女性が多いのでこれ以上の高齢化は無理と思う。
- 対象者が「児童」という若い人と接する機会が多い為、それだけ対象者の気持になって対応できるだろうか？それ以上年を重ねると。
- 現状で問題がないので
- 地域で選考が難しい所もあると思います。理由書等で対応は出来ないのでしょうか。
- なり手不足の解消ため、妥当だと思う。

「ウ. 69歳未満にするべき」の理由

なし

「エ. 72歳未満にするべき」の理由

- 例外は必要。
- 郡部においては、主任児童委員のなり手が少なく、民生委員の中から選出することが容易である。

「オ. 78歳未満にするべき」の理由

- 60歳代の女性は大体が仕事に就いているので、高齢者でも元気で（足、腰、聴力等）能力があれば、仕事が可能と考えます。

「カ. その他」の理由

- 主任児童委員も民生委員であるということから。
- 民生委員児童委員と同じで良いのではないかと思います。
- 引き受け手手不足の折、民児委員と同じがよいのではないか。
- 地区担当と同等でも良いと思う。
- 民生委員児童委員と同じ年齢制限にしてもよいと思う。担い手確保のため。
- 年齢制限を区域担当民生委員児童委員と主任児童委員を同じにするべきである。それで不都合はない。

2 一般要件について

設問17 居住年数【単一回答】

	旭川市N=34		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 居住年数要件は撤廃すべき	5	14.7%	84	40.2%
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	21	61.8%	86	41.1%
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	0	0.0%	1	0.5%
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	7	20.6%	15	7.2%
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	1	2.9%	15	7.2%
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	0	0.0%	5	2.4%
キ. その他	0	0.0%	2	1.0%
無回答	0	0.0%	1	0.5%
合計	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 居住年数要件は撤廃すべき」の理由

- Uターンによる居住の例が考えられる。
- 新任を選ぶのに、居住年数を明記することになっているが、定例会に諮って決めるので、地区協議会に任せて明記は必要ない。
- その人間性が大きな条件となるので居住年数は意味がない。

「イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい」の理由

- 2・3年では、マンションの増加でなかなか分からない事が多いので、5年が良いと思います。
- 地域の状況把握は、自身が住みながら生活しながらの中で情報収集することが良いのではないかと思うからです。
- 地域住民との信頼関係を築くためには、1年や2年では出来ないと思うので現状のままで良いと思う。例外があっても良いと思います。
- 地域の現況をある程度、理解していなければならない。
- 地域を知っていることが大事である。

- 居住年数は、その地区の状況を正しく把握する事が必要で、現状のままとすべきである。
- 現状で問題がないので。
- 地域に解け込んだ人の方が活動がスムーズである。
- 地域の状況把握が必要であるため。
- 地域に溶け込むには、この年数は必要と思われるので。

「ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき」の理由

なし

「エ. 居住要件年数を3年以上にするべき」の理由

- 熱意のある民児委員候補者は居住年数に拘らず発掘したい。しかし、それを見極めるために2年は要すると思う。
- 地域活動への不参加、福祉への関心、熱意等を重視する。
- 3年ごとの一斉改選と同じという考え方です。
- 石の上に3年という言葉もあるし、3年過ぎれば把握が出来ると思います。
- 将来の事も考え。
- 定年退職年齢が上昇している為、後任者を見つけづらい。

「オ. 居住要件年数を2年以上にするべき」の理由

- 地域の状況にある程度把握していることが望ましいが、2年で十分である。委員就任後も常に状況把握をし続ける。

「カ. 居住要件年数を1年以上にするべき」の理由

なし

「キ. その他」の理由

なし

設問18 定例会出席率【単一回答】

	旭川市N=34		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 出席率要件は撤廃するべき	4	11.8%	36	17.2%
イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい	29	85.3%	153	73.2%
ウ. 出席率要件は50%以上にするべき	0	0.0%	15	7.2%
エ. 出席率要件は40%以上にするべき	1	2.9%	0	0.0%
オ. 出席率要件は30%以上にするべき	0	0.0%	1	0.5%
カ. その他	0	0.0%	4	1.9%
合計N=243	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 出席率要件は撤廃するべき」の理由

- 仕事行事と重なる委員もいるので不要と思われる。
- 「出席しなくてよい」とはならないが、率でしぼる事は不要。欠席した時の対応策が各民児協にあれば問題はないだろう。
- 出席率については、悪意あっての欠席であれば、きっと程なく自ら辞退していくであろうし、健康上やむなくの場合は、長い目で見守ってあげることも必要である。

「イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい」の理由

- それぞれのご家庭の事情で介護やその他の地域活動に携わる事があるため、現状を希望します。
- 月に1回のことなので全員100%出席が目標です。現状のままでは最低のラインだと思います。
- （定例会に出席しなければ）資料の受け取りだけでは、補足の説明や他の委員からの情報などが入りにくくなり、自己流活動となりがちになる。
- 常に出席率だけでなく、出席できなかった理由についても考慮すべき目安として要件はあっても良いと思う。当民児協は出席率は良い。
- 定例会の交流などでは、地区民児協は存続できなくなる。
- 主席率を下げると会が成り立たなくなる。
- 出席率60%は少し低い気がします。せめて80%の出席率が欲しい。定例会が我々民生委員の活動の原点であるという意識を持って欲しい。
- 委員同志の信頼や結束力が出来来ると思います。
- 定例会の出席は大事と思われる。
- 当地区の出席率は、90%以上で出席率良好であるが、その中にいろいろな事情で出席できない人がいるのであれば、現状のままが良い。
- 現状で問題がないので。
- 定例会は各委員間の情報共有と問題解決の場として有効であり、出席率を下げてしまうと活動に支障が考えられる。
- 殆どの委員は60%以上の出席を満たしている。
- 出席率60%以上でないと委員間の意思疎通が行われないので現状が良い。
- 各種制度、事業等活動に必要な情報を把握するために定例会にある程度参加できる環境が必要で、この環境がなければ地域住民への情報提供に不公平が生ずることがあるため。
- 現状で不合理はない。
- 妥当な割合だと思う。

「ウ. 出席率要件は50%以上にすべき」の理由

なし

「エ. 出席率要件は40%以上にすべき」の理由

なし

「オ. 出席率要件は30%以上にすべき」の理由

なし

「カ. その他」の理由

なし

設問19 時間的余裕【単一回答】

	旭川市N=34		他市※	
	個数	割合	個数	割合
ア. 活動時間の要件は撤廃すべき	15	44.1%	118	56.5%
イ. 現状のまま（14時間以上）でよい	13	38.2%	61	29.2%
ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更すべき	5	14.7%	20	9.6%
エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更すべき	1	2.9%	9	4.3%
オ. その他	0	0.0%	1	0.5%
合計N=243	34	100.0%	209	100.0%

※ 函館市を除くN=209

「ア. 活動時間の要件は撤廃すべき」の理由

- その委員にあった活動の仕方で良いと思います。
- 個々で活動時間の取り方に差があるため、訪問活動など自分のペースできちんと成されれば要件は不要。
- 時季に活動の変化があり、活動時間を縛らなくて良い。
- 週〇〇時間以上にこだわる必要はないと思う。地区の状況により内容・活動時間も様々。
- なり手が居なくなる。
- 委員に対する活動の強要につながるおそれがある。民生委員は「御用聞き」ではない。地域の必要に応じた活動が求められる時代ではないでしょうか。
- 意識は低いと思われる。
- 活動時間を決めても、委員が活動内容を見極め色々活動しているので、新任委員を選ぶ時に活動時間を伝える事はしなくてもよい。
- 活動の意欲があり地域住民に対し支援活動が行われるならば、時間の設定は必要としない。
- 元々の週14時間以上の根拠があいまいと考える。仕事を持ちながらの委員も多く、それぞれが動ける時間の中で活動しているのが現状である。

「イ. 現状のまま（14時間以上）でよい」の理由

- 定例会の日には、あらかじめ分かっているがどうしても都合が悪く欠席の場合もあるので14時間でよいと思います。
- 現時点で委員各々で個人差があります。できる事をできる範囲で行うという意識があるように感じています。
- 活動の目安として、週14時間以上は現状のままで良い。

- 現状で問題がないので。
- 委員として目安がある事で責任感を持って活動する事が出来ると思う。
- 地域、委員により格差が出ている。

「ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更するべき」の理由

- 週14時間となると「1日当たり2時間」で委員候補をしぼりこむのに非常に厳しい。実際の委員活動は7時間で十分である。
- 条件の緩和は是非ともお願いしたいところです。
- なり手不足の解消。仕事を持っている人も、活動が可能な時間。

「エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更するべき」の理由

- 拘束を強めると“なり手”がいなくなると思います。

「オ. その他」の理由

なし

設問20 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

- 地域が高齢者が多く、若い世代が少なくなり手不足の課題が大変あります。今からこの事について役員とも悩んでいます。欠員の地域が出るかもしれません。
- 地域の町内会、自治会等の役員のなり手も不足し役員は何年も同じ顔ぶれで高齢化している。近年、定年延長や退職後の再就職等で高齢迄働く人が増えたことに加え、近隣の繋がりを疎ましく思う人も増え社会奉仕の精神の欠如を感じる。本年、全国民児連のACジャパン広告や、道民児連の【フリーペーパー「みんせい!」とは】等、民児委員の広報活動に向け動き始めている様だか、まずは知ってもらう事。関心を持ってもらう事への働きかけをお願いしたい。行政に対しても、仕事をおろしてくるだけでなく、積極的な雰囲気作りや支援をお願いして頂きたい。
- 民生委員って何？どんな事してるの？まだまだ理解されていないことが多い。民生委員は大変とのイメージが強い。PRの方法に工夫が必要と思います。仕事を持っていると平日の日中の活動が難しい。研修会等参加したいが出来ない場合もあります。平日の方が都合がよいという場合もあるかと思えます。時には平日18時からや、土・日開催もあっても良いかと思えます。
- 民生委員児童委員の制度自体の見直しを進めるべき。社会環境、生活環境の変化から民生委員が果たすべき役割の必要性や、やりがい認められなくなっている。地区社協との人的交流で補う事で公的な立場から民間ボランティア的に変化させていく方がベターではないだろうか？制度としてあるがばかりに、色んな行事やセミナーを開催していかなければならない事に少し疑問を感じている。又、コロナ禍で生活福祉資金制度を利用した民生委員が退任せざるを得なかった事に不満を持っている。誰の為の制度なのかを見直して、硬直では制度・改革を早急に行わなければ、なり手不足はますます深刻化していくと思う。
- 全道研修会等が札幌市で開催されたことが多々あります。しかし、札幌市の民生委員

児童委員の出席はありません。なぜなのでしょう？その辺の組織体制がよくわかりません。

- 年齢制限の撤廃についての項目がありましたが、もし、導入するならば、健康診断等の証明書を提出する等を考えてみたらどうでしょうか？（高齢者ゆえ、寒い冬や暑い夏を考えると体が心配です。）
- 当地区は、市民委員会、町内会長等の協力により、民生委員の後継者についても欠員とならない様に留意している。活動状況良好な人に付いては、年齢制限撤廃を検討して欲しい。民生委員と主任児童委員は年齢制限に付いて新任も再任も同条件にすべきである。
- なり手付足は永遠の課題と思う。委員就任になった場合、メリットを与えるよう検討しては？企業でも、社会貢献を打ち出しています。役所の指名願いに貢献した企業はポイントが上がります。委員に何か得点をもたらす方法は？地域によって行政の支援が行き届いている所と推薦委員会に委ねている所があります。前者の調整が必要と思われれます。民生委員児童委員のOBに協力頂きバランス役をお願いし、現職委員の負担軽減を。民生委員児童委員の地域貢献が増している。実態調査し軽減策を考えてほしい。
- 主任児童委員制度ですが、地域内の児童数との連動が図られていないように思います。
- 協議の結果、当地区において高齢者比率が年々高くなり民生委員児童委員を選ぶのに困難を極め、年齢制限撤廃を検討し高齢委員には健康を考え基準を定め、理由書（健康内容）の提出などが必要だと思います。又、民生委員児童委員及び主任児童委員の日々の活動内容等をPRし、地域の協力をお願いし、活動の理解を求めながら新任委員の発掘を図る。
- 民生委員児童委員及び主任児童委員の活動内容が多岐にわたっていることから、活動内容のスリム化が求められる。
- 新任研修の充実はもとより、経験年数に応じた研修体制の構築が必要である。
- 旭川市民児協の定数は以下の通りである。・10人未満～0・10人以上20人未満～13（38.2%）・20人以上30人未満～11（32.4%）・30人以上40人未満～10（29.4%）・40人以上～0【※最小11※最大38】このことから活動しやすい規模（定数）＝適正な規模を検討してはどうか。（市の条例にも関わるが）⇒大規模になればなるほど運営しづらいのではないか。
- 何よりも基盤となる単位民児協の運営のあり方や活性化が求められている。委員一人ひとりを大切に。楽しく居心地の良い組織に。互いに尊重し合い、助け合える組織に、など。
- 全道研究大会などに参加すると、後任者は自治体を選出しているところもある聞きます。自治体の規模によるとは思いますが、羨ましい限りです。世の中が大きく変化している中で、民生児童委員の役割や就任条件、活動すべき内容等々について、見直す事は大変意義のある事だと思っています。是非良い方向を出して欲しいと願っています。
- 改選期の年には市町村をあげて、又市民委員や町内会の会長宛に地域における適任者の人選に関する依頼をアナウンスして欲しいと思います。自分が退任したいが為に、

あまり適任と思えない人材にも声を掛ける事もあると思う。

調查票

No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査調査票④【単位民児協用】

市町村	旭川市	単 位 民児協名	
-----	-----	-------------	--

本調査は令和4年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握することで、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行き、北海道への意見具申も視野に入れています。

【調査票に関する問い合わせ】

設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：馬川）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 TEL 011-261-2181 / E-mail umakawa@dominjiren.or.jp

【調査票の返送】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日までに同封の返信用封筒により下記にご返送ください。なお、返信用封筒には調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

回答後の提出先

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウェルビーデザイン《業務委託先》

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、令和元年一斉改選の結果をみると、約半数の民生委員児童委員が75歳未満で退任している実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和4年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------|
| ア. 令和3年6月以前 | エ. 令和4年1～3月頃 |
| イ. 令和3年7～9月頃 | オ. 令和4年4月以降 |
| ウ. 令和3年10～12月頃 | |

設問2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）

- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（_____）

設問3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（_____）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざま原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和2年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが明らかになっており、次期一斉改選においては、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和3年6月以前
- イ. 令和3年7～9月頃
- ウ. 令和3年10～12月頃
- エ. 令和4年1～3月頃
- オ. 令和4年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（_____）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（_____）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（_____）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料がある
- イ. 独自の説明資料はない
- ウ. その他（_____）

設問10 道民児連では次回の一斉改選から、候補者向けのパンフレットを作成し無償提供することを検討しています。そのようなパンフレットがある場合、活用したいと思いますか。【ひとつだけに○】

- ア. 活用したい
- イ. 特に必要ない

ウ. その他 (_____)

設問11 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、旭川市が定める選任要領にもとづき、「旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針」（以下、「審査方針」）により定められています。この審査方針についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

審査方針では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

ア 地区を担当する民生委員児童委員

新任の場合は原則72歳未満の者とする。ただし、地域の実情により72歳未満の者の選出が困難でやむを得ないと判断できるときは、例外的に75歳未満の者も認めるものとする。

再任の場合は原則75歳未満の者とする。ただし、これまでの活動実績を十分に勘案し、今後の活動に支障がないと認められるものとする。また、地域の実情により75歳未満の者の選出が困難でやむを得ないと判断できるときは、例外的に78歳未満の者も認めるものとする。

イ 主任児童委員

新任・再任とも、原則65歳未満の者とする。ただし、地域の実情により65歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に68歳未満の者も認めることとする。

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

設問12 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い年齢基準とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|---------------------|------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 75歳未満にするべき |
| イ. 69歳未満にするべき | オ. 78歳未満にするべき |
| ウ. 現状のままで(72歳未満)でよい | カ. その他 (_____) |

(設問12の回答の理由)

(再任民生委員児童委員の年齢制限)

設問13 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(75歳未満)でよい |
| イ. 69歳未満にするべき | オ. 78歳未満にするべき |
| ウ. 72歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問13の回答の理由)

(新任主任児童委員の年齢制限)

設問14 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 原則55歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問14の回答の理由)

(再任主任児童委員の年齢制限)

設問15 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい |
| イ. 原則50歳未満にするべき | オ. 原則75歳未満にするべき |
| ウ. 原則55歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問15の回答の理由)

(主任児童委員の年齢制限延長)

設問16 主任児童委員の選出について、やむを得ない場合は68歳未満という条件で年齢制限を超えた選出が可能となっています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|--------------------|---------------|
| ア. 年齢制限を撤廃するべき | エ. 74歳未満にするべき |
| イ. 現状のまま(68歳未満)でよい | オ. 77歳未満にするべき |
| ウ. 71歳未満にするべき | カ. その他() |

(設問16の回答の理由)

2 一般要件について

審査方針では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

設問17 審査基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に5年以上居住していること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ア. 居住年数要件は撤廃すべき | オ. 居住要件年数を2年以上にするべき |
| イ. 現状のまま(5年以上居住)でよい | カ. 居住要件年数を1年以上にするべき |
| ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき | キ. その他() |
| エ. 居住要件年数を3年以上にするべき | |

(設問17の回答の理由)

(定例会出席率)

設問18 審査基準では、「再任にあたっては、民生委員協議会(定例会)への出席率が概ね60%以上であること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ア. 出席率要件は撤廃するべき | エ. 出席率要件は40%以上にするべき |
| イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい | オ. 出席率要件は30%以上にするべき |
| ウ. 出席率要件は50%以上にするべき | カ. その他() |

(設問18の回答の理由)

(時間的余裕)

設問19 審査基準では、「民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 活動時間の要件は撤廃すべき
- イ. 現状のまま(14時間以上)でよい
- ウ. 概ね週7時間以上(1日あたり1時間)に変更すべき
- エ. 概ね週4時間以上(1日あたり30分程度)に変更すべき
- オ. その他()

(設問19の回答の理由)

設問20 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですのでお書きください。

令和3年度
民生委員児童委員の選任にかかる実態と
意向に関する調査報告書

【市連合民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究する。

(2)調査対象

市連合民生委員児童委員協議会 27民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和3年4月1日
- 調査機関 令和3年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し、上記調査対象民児協から本連盟が委託する事業者
に直接調査票を送付してもらう。

(5)回収率

	対 象	回答数	回収率
市連合民児協	27	27	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって選考調査との相関性を担保することから、令和2年度市町村民児協基本調査の委託事業者であった、一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	0	0.0%
イ. 令和3年7～9月頃	0	0.0%
ウ. 令和3年10～12月頃	10	37.0%
エ. 令和4年1～3月頃	10	37.0%
オ. 令和4年4月以降	6	22.2%
無回答	1	3.7%
合計	27	100.0%

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 単位民児協会長等役員	14	51.9%
イ. 市連合民児協役員	0	0.0%
ウ. 行政職員以外の市連合民児協事務局	1	3.7%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	3	11.1%
オ. 行政職員（一般職員）	7	25.9%
カ. 市町村長	0	0.0%
キ. その他	2	7.4%
合計	27	100.0%

キ. その他の記載内容（2）

- ・推薦者である町内会長
- ・町内会

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 特に留任の働きかけをしていない	4	14.8%
イ. 単位民児協会長等役員	18	66.7%
ウ. 行政職員以外の市連合民児協役員	0	0.0%
エ. 市連合民児協事務局	0	0.0%
オ. 行政職員（部課長等の管理職員）	3	11.1%
カ. 行政職員（一般職員）	1	3.7%
キ. 市町村長	0	0.0%
ク. その他	1	3.7%
合計	27	100.0%

ウ. その他の記載内容（1）

- ・推薦母体である町内会長

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けての工夫【自由記述】

- 各地区協が留任の働きかけを実施しているが退任意思が強い場合は、後任が見つかるまで、退任しないよう依頼している。
- 退任に関しては、必ず単位民児協会長が相談に乗り、解決可能な問題であれば、市民児協役員等の関係者とも協力して解決に向けて取組み、留任に努めている。(継続可能と思われる方のみ)
- 推薦母体である町内会長に、民生児童委員の役割について、動画の視聴や資料を参照して頂き行政より説明をしている。
- 一斉改選時は、推薦者である町内会長が留任を促している。
- 中途退任の意向が示された委員については転居や健康上の理由がほとんどであるため、慰留を求めることは難しい。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 令和3年6月以前	0	0.0%
イ. 令和3年7～9月頃	1	3.7%
ウ. 令和3年10～12月頃	6	22.2%
エ. 令和4年1～3月頃	10	37.0%
オ. 令和4年4月以降	9	33.3%
無回答	1	3.7%
合計	27	100.0%

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 単位民児協会長等役員	7	25.9%
イ. 市連合民児協役員	0	0.0%
ウ. 市連合民児協事務局	3	11.1%
エ. 行政	15	55.6%
オ. その他	2	7.4%
合計	27	100.0%

オ. その他の記載内容 (2)

- ・町内会
- ・町内会等

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	24	88.9%
イ. 社会福祉協議会	3	11.1%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	1	3.7%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	1	3.7%
オ. 教育関係機関	1	3.7%
カ. PTA関係者	2	7.4%
キ. 民間企業・事業者	0	0.0%
ク. 地域サークル	0	0.0%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	2	7.4%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	5	18.5%
サ. その他	1	3.7%

サ. その他の記載内容（1）

- ・行政が候補者を探し、自治会・町内会へ連絡し推薦してもらう。現任委員が探したり、自治会等と相談して探し、自治会・町内会が推薦する。

設問8 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 民児協会長等役員	10	37.0%
イ. 市連合民児協役員	0	0.0%
ウ. 行政職員以外の市連合民児協事務局	0	0.0%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	5	18.5%
オ. 行政職員（一般職員）	4	14.8%
カ. 市町村長	0	0.0%
キ. その他	8	29.6%
合計	27	100.0%

キ. その他の記載内容（8）

- ・町会長・自治会長
- ・推薦者である町内会長
- ・町内会長
- ・町内会長
- ・町内会が推薦と並行して打診している。
- ・町内会
- ・町内会
- ・自治会

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 独自の説明資料がある	9	33.3%
イ. 独自の説明資料はない	17	63.0%
ウ. その他	1	3.7%
合計	27	100.0%

ウ. その他の記載内容 (1)

- ・全・道民児連提供の資料・パンフ等を活用

設問10 道民児連で作成・無償提供を予定する説明資料の活用【単一回答】

	市連合N=27	
	個数	割合
ア. 活用したい	27	100.0%
イ. 特に必要ない	0	0.0%
ウ. その他	0	0.0%
合計	27	100.0%

設問11 委員候補者探しにあたっての工夫【自由記述】

- 市民児協で欠員になっている地域の情報を共有し、委員候補者に心当たりがないか確認し、欠員解消に繋がったことがある。今年度も実施の予定。
- 令和元年6月に委員活動の手引きとして作成した「活動参考書」を候補者探しの際の委員活動の説明に活用している。
- 市役所の民事委員担当課が、退職者（定年など）へ民生委員として活動して欲しい旨の文書を送付している。「民生委員に関心がある」又は、「活動してもよい」との返答があった人をリストとして登録している。
- 市町連の役員さん等に働きかけを行っている。
- 単位民児協会長をはじめ、委員全員（OBを含む）が協力し、自身の地区以外にも知人等がいれば紹介するなど、市民児協全体で情報を共有し、欠員ゼロに向け取り組んでいる。
- 現状、町内会長は民生児童委員の役割を熟知していないため、現職の委員が候補者を見つけて、町内会長にお伝えしている。
- 候補者が見つからない町内会は、行政と連携したり、現職の委員が75歳を過ぎてもお願いする町内会もある。

設問12 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

- インターネットで「民生委員なり手不足」と検索すると、無給なのに仕事はハード等が表示され、他のキーワードに民生委員辞めたい等が表示される。これらの記事から民生委員児童委員の職務が大変忙しいこと等がイメージされ、なり手不足に繋がっている側面があるかと思います。⇒民生委員児童委員の職務をなり手目線でわかりやすく記載した勧誘のパンフレットを作成し、例えば、地域住民から感謝の言葉を掛けられたときにやりがいを感じる職務であり、活動で悩んだ時には相談に乗ってくれる

先輩や仲間がいること等を記載するのも一考かと思います。

- 民生委員児童委員なり手不足解消の成功事例、協力員導入の現状と課題等の情報提供があれば参考になると思います。
- 委員選出時の75歳未満という現在の年齢要件を緩和し、80歳位までの引き上げを国、道に提言して欲しい。
- 夕張市は急激な人口減により（R3.6/末現在人口7,248人）ますます少子高齢化（※高齢化率52.4%）が進行、かつ民生委員の高齢化も同時進行している。これまで当市の民生委員児童委員定数は51人で欠員なしで推移してきたが、今後さらなる人口減により定数削減が実施されるとすると、夕張市の地域性（地理上）の問題、地域割り、ベテラン委員の負担増の問題等が浮上してくることが予測される。このため、目に見えない潜在的に「なり手不足」を助長する要素があるため、これらを解消するため、民児協として市への率直な意見提言も含めた対応策を今後検討すべき課題として整理する必要がある。
- なり手不足には民生委員のイメージが大切であり、民生委員ラップでは、払拭できないでしょう。おもしろいけど、ありゃダメだと思うよ。
- 自治体によって推薦のあり方もバラバラだから、統一感がない。そこそこの行政の考え方では難しい。
- 本市は、単位民児協の人口格差が大きく、特に過疎化、高齢化する地域の単位民児協では、なり手不足、民生委員の欠員が慢性化しています。
- 現役世代は正直なところ自分達の生活で精一杯な印象がある。
- 委員のなり手として、男性は退職後の63～75歳、女性は子育てが終了した世代が望まれるが、それら世代が積極的に地域活動やボランティア活動を意欲的に取り組む人があまりいない。（町内会の活動ですら回避する傾向がある）
- 道民児連は、今後もこの制度を続けていくために、民生委員や児童委員について、マスメディアを使った活動宣伝をもっと積極的に行っていただきたい。そうすることで、地域住民が少しでも民生委員の活動を理解し、仕事を受けてくれる人も出てくるのではないか。

調查票

No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査調査票②【市連合民児協用】

市町村		連 合 民児協名	
-----	--	-------------	--

本調査は令和4年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握することで、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行き、北海道への意見具申も視野に入れています。

【調査票に関する問い合わせ】

設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：馬川）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 TEL 011-261-2181 / E-mail umakawa@dominjiren.or.jp

【調査票の返送】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日までに同封の返信用封筒により下記にご返送ください。なお、返信用封筒には調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

回答後の提出先

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウェルビーデザイン《業務委託先》

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、令和元年一斉改選の結果をみると、約半数の民生委員児童委員が75歳未満で退任している実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和4年12月です。貴市の一斉改選に向けた任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください【ひとつだけに○】

- | | |
|----------------|--------------|
| ア. 令和3年6月以前 | エ. 令和4年1～3月頃 |
| イ. 令和3年7～9月頃 | オ. 令和4年4月以降 |
| ウ. 令和3年10～12月頃 | |

設問2 貴市では、一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 単位民児協会長等役員

- イ. 市連合民児協役員
- ウ. 行政職員以外の市連合民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（_____）

設問3 貴市では、一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 単位民児協会長等役員
- ウ. 行政職員以外の市連合民児協役員
- エ. 市連合民児協事務局
- オ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- カ. 行政職員（一般職員）
- キ. 市町村長
- ク. その他（_____）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、貴市において留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざま原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和2年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが明らかになっており、次期一斉改選においては、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 貴市では次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和3年6月以前
- イ. 令和3年7～9月頃
- ウ. 令和3年10～12月頃
- エ. 令和4年1～3月頃
- オ. 令和4年4月以降

設問6 貴市では一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 単位民児協会長等役員
- イ. 市連合民児協役員
- ウ. 市連合民児協事務局
- エ. 行政
- オ. その他 (_____)

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他 (_____)

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 単位民児協会長等役員
- イ. 市連合民児協役員
- ウ. 行政職員以外の市連合民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他 (_____)

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料がある
- イ. 独自の説明資料はない
- ウ. その他 (_____)

設問10 道民児連では次回の一斉改選から、候補者向けのパンフレットを作成し無償提供することを検討しています。そのようなパンフレットがある場合、活用したいと思いますか。【ひとつだけに○】

- ア. 活用したい
- イ. 特に必要ない
- ウ. その他 (_____)

設問11 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。

設問12 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですのでお書きください。

令和3年度 民生委員児童委員の選任にかかる 実態と意向に関する調査報告書

発行日 令和4年3月
発行 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道立道民活動センター4階
電話（011）261-2181



この報告書は赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています。